切支丹信徒の三族を滅す

家質に入れ、其餘金銀を人に借りて、不埒の事をなす事など數多しといふ。始め入れし家質は町内の内なる故、二重に入れし事相顯れ、相手方より公訴に及びしかば、醫業といひ、町年寄をも勤むる身にて、不埒の致方なりとて、三郷御拂ひになりしかば、又内濟になりしかども、不埒者故町内より追立しともいふ。夫より住吉へ引越しゝが、切支丹の書物所持にて、川崎の佐野へ賣り與へしといふ。以上淨光寺竝に世間にての噂を聞きて記す。又絹屋七兵衞が咄には、平岡の社人と心易きにぞ、是に切支丹の書物を借しぬるに、此社人隣村の後家と姦通せしが、何かと不良の事ありて召捕へられ、其家付立となりしに、右書物あり！故、御糺ありて、藤田所持明白にて、召捕へられしといふ。其事顯れて召捕へられ、入牢の所牢死故、鹽漬となし同日御仕置となる。八十になれる養母・妻子、男子にて八歳といふ。これ迄は所預けなりしが、御仕置の日召出され、老母は宿下げにて、やはり其所へ御預けとなり、妻子は直に永牢となるといふ。又妻は打首、子は永牢ともいふ。阿州の顯藏が兄といへるも、呼登せとなりて、是も永牢の由。總べて切支丹行ひし者共の三族、御絕（たや）しになる事なりとぞ。

堂島難波屋太兵衞とて相應の町人の悴、顯藏が妻の妹の養子となりしが、此男兩親の心に叶はずとて、間なく離緣せられし故、里へ引き出で外宅してありしに、藤田が娘之を戀ひ、家を抜け出でて夫婦となりしかば、藤田顯藏大きに腹立ち、之を義絕すといふ。此の如くなれ共、娘の人別、やはり藤田が方に殘りあるにぞ、其緣遁れ難く、兩人共召捕へられ、永牢となりしとなり。人別の殘り居りし計りにて、斯かる憂身になれる事、不便なる事などなりなりしが、此者堀江遊所にて、藝妓など大勢喚びて遊びしが、酒興に乘じ、我面白き手づまして見せんとて、何か少しく所作をなして後、一やうに三絃をひきて謠ひぬる藝子共に云へるは、「其方達のゆまきを今取りしが、之も知らで謠ひぬる事の可笑さよ」といへるにぞ、更に之を諾（うべな）ふ者なかりしかば、「如何に言ふとも言へる計りにては知れ難し、銘々ゆぐを改め見よ」といへるにぞ、何れも之を改むるに、更に無ければ大に驚き、いつの間に取られしとも知らず、「早く返し給はれ」といへるにぞ、「然らば出しやるべし」とて、己が袖の内より引出し、夫々返しやりしかば、何れも大に驚きぬ。其節專ら此噂ありしが、道修町吉川屋吉兵衞といへる者、「先日堀江にて難太の息子の藤田の養子となりし者は、至つて妙なる手妻をなし、先日堀江にてか

かる事有りし」とて、其事を予に咄しぬる事ありしが、之を思へば、彼等も此邪法を學びたるなるべし。かほどに評判の高かりし事なれば、此事など御聞きに達せざる事あるべからず。然らば自業自得といふべき事なり。

圓照寺　西本願寺末寺　新輌油掛町

右藤田が賴み寺なり。往持退院、組合の寺々開門迫塞にて、後は本山よりの計らひに任すとの御渡されの由。他宗と違ひ、妻子これ有る事なれども、當人計りにて、妻子は苦しかるまじと心得しにや、其儘にて退院せしに、本山より妻子をも退かしむ。往持は折節大病に臥して手足叶はざりしかば、戸板に載せて舁出せしとぞ。此寺、藤田に付いて、此度にて兩度の退院なりといふ。先年杏庵死去の節、其由寺へ申遣し、「明日八つ時葬式を勤むる事なれば、相立ちくれらるゝやうに」と賴みやりしに、此杏庵事至つて吝嗇にて、平日寺へ勤むる事なく、寺より無心申參れども、一つとして是を聞入るゝ事なかりしかば、こゝぞよきゆすり所なりと心得しにや、「明日は寺に差支の事あれば、葬式には伴僧を立たしむべし」と、答へぬるにぞ、顯藏其由を聞き、大に腹を立て、「裏屋小家に住める貧之人の如く、伴僧を立たしめんなど云へる事、不埒の申分なり、何分にも相立ちぬるやう申來れ」とて、押返して人を遣せしに、寺の云へるには、「實は外の事にてもなし、役用の道具三十五兩の質物に入れたり、其金を出して之を受戻しくれらるべし。今寺には聊かの金子もなき事なれば、其事なり難し」といひ募りて、諾ふ事なければ、使度々に及びるも其甲斐なくて、明日其刻限も近づきぬれば、據なく右の金子持たせやりしかば、程なく出來りて葬禮をも勤めぬ。其仕形不法なりしを憤り、是に物をも言はずして、睨み付けて居たりしが、月忌を待兼ね、直に其金取戻さんと掛合ひしに、寺は素より是を取る積り故、返さゝる故、嚴しく應對を詰めるにぞ、詮方なくて講中へ相談せしかば、講中より金子五兩持參して、「寺の事なれば何卒是にて悴（こら）へ給はれ」といひぬるを、聊も用捨なり難しとて、終に公訴に及びしに、死人を押へて檀家をゆすりし科重きにぞ、退院仰付けられしといへり。寺は素より不法なれども、藤田が仕方おとなしからずとて、專ら世間にても評せしといふ。此事は毛利孝庵が咄なり。同人事杏庵とは親友なりし故、其節

詐欺取財

も行合せて、是を詳かに知れり。寺の事は論なしと雖も、顯藏が人物を見限り、夫よりしては是を遠ざけぬとて、予に語りきかせぬ。

さの

天滿川崎に住す。川崎といへるは、北野大融寺の門前を東へ二三町計りの所なり。此者きぬ弟にして、京稻荷山、其外物凄き山中に、夜中籠り斷食をなし、すべて不動心とて荒行をなし、其功を積みて邪法傳受を受けしといふ。表向は明神下しと號し、祈禱して人をたらし、金銀を貪りしが、後は甚しくなりて、家主憲法屋與兵衞を始め、其外堂島所々にて人をだまし、「我れ金銀を神力にて殖しやるべし。先づ試に錢一貫にても十貫にても預けみよ」と云へるにぞ、欲心多き所より、何れも之にだまされ、皆々金錢を此者に預けしに、「錢十貫の預りしには、其月末に至りて、三貫夕の利足を附け、之を持行き其者に見せ、纔一箇月にして三貫文の德付きたり、帳面に控へ利分の入をつけよ」とて、之を控へさせ、「十貫にてさへ一箇月に此の如し。先づ此三貫文も亦持歸りて、元と共に廻しなば、又是に利の付くぞ」とて、利息見せしのみにて持歸り、明くる月亦も此の如くに利を見せて、かやうの利銀を得る事なり。過分の金儲けせんと思へば、元銀多き程よし」といへるにぞ、家主始め之を賴みぬる者共、有りたけの金引さらへ、憲法屋與兵衞家主なりなどは、外方にて「木綿一駄月末迄、暫し借せ」とて借受けなどして、さのに託しぬるに、只口先にて、「此月は何程ふえて此程になりぬ。利銀を控へ置け」とて、之を帳面に控へふるのみにて、三文も手に入る事なき事なれば、借りし方へは返しやらざればなり難く、手元大きに差支へぬる故、「何とぞ利銀の內を三貫目受取りくるゝやう」にと、さのへ賴みぬ。素より金を借付け、仰山にふえしといへるは僞にて、預りし銀は銘々惡徒等打寄りて遣捨てし事なれば、外に出る所とてはなし、數度の催促に逢ひ、始めの程は「明神の御苦勞を遊ばし折角ふやし給はるに、今頃さやうの事申上げては、神慮に叶ひ難し、神罰を蒙る事なれば、身の爲め宜しからず」などいひて、之を威しぬれ共、何分にも與兵衞身上立ち難くて、又々催促に及べるに、外々の金預けし者共、是を疑はしく思ふ心出で、是等も頻りに催促をなし、「公訴に及ぶべし」などいへ

るにぞ、今は堪へ難く、憲法屋へ行いて言へるやうは、「兼ねて利銀下げの事願はるれども、明神には大きに御心配にてふやしやり給ふ折なれば、其銀今御下げを願うては、明神をなぶり奉るに當れば、忽ち神罰を蒙るべし。今暫し待ち給へ、備前國福渡り城下より六里奥。より頻りに我を招待し、法を弘めくるゝやう是迄毎度頼み越しぬれば、四五十日計り滞留して法を弘めば、餘程の金を得べし、その金を以て間に合はすべし。かくすれば明神の御怒もなく、金銀澤山にふやし給ふ故、身の爲め大きによし。今少しの所待れ申すべし」とて、之を欺しぬるに、素より彼を信じ、かゝる事に及べる程の愚人なれば、「さあらば先方へ暫く相斷るべし、一時も早く金子手に入るやう計らひ給はれ」といへるにぞ、「我は此より内を片付け、明日より下る用意すべし」とて、引取りしが、其疑を散せんため、諸道具等與兵衞方へ預け、後の事何によらず同人へ頼み置きて、早々備前福渡りをさして逃げ下りぬ。斯くて廿日餘も過ぎて、彼が同類の者召捕られ、切支丹なる事明白なるにぞ、當人宿にあらざれば、家主憲法屋を召出され、「其方借家に住めるさの事は、公儀御法度の切支丹なり。其方此者を知りて家を借しぬるや、知らずして差置けるや、何分にも不礼の至り、不埒至極なり」と御叱りを蒙りしに、與兵衞思ひ寄らざる事なれば、大きに膽を潰し驚きつゝ、「何しに私夫と知りながら家を借し申すべきや」と、申すにぞ、「左様あるべき事なり。此節さのは何れに行きたるぞ」と御尋ねあるにぞ、「同人事備前福渡りと申す所に參り居候」と申すにぞ、實に相違なきや、僞にても申さば、其罪同罪たるべし」となり。與兵衞云へるは、「同人彼地へ參りてより兩度迄便り御座候へば、譯けて違ふ事之なし」と申上げしかば、「然らば早々召捕に遣すべし」と、仰せられしに、與兵衞いへるやうは、「憎き婆めに候へば、私罷越し連れ歸り申すべし、御上の御苦勞掛け奉るべき迄もなし、何とぞ此儀を御許し下し置かれ候へ」と申上ぐるに、「夫は神妙なり。併し如何して連歸らんと思へるや、大切の科人なるぞ」と仰せられしに、「外に仔細とてもなし、只欺して急度連參り申すべし」と申すにぞ、「然らば早々計るべし。何つ出立するや、陸を行かんと思へるや、又船路を行くの積りなるや」と御尋ねありしに、「大切の事なれば、船にては日數も計り難く候へば、明朝直に出立にて陸を參るべし」と

申上ぐ。夫より御奉行所を下り、其仕度をなして、明くる日直に出立し、福渡りに到り、婆に逢うて云ふやうは、「我此所に來りしは餘の事にあらず、當所へ參られし後にて、兼ねて我が金を明神の御蔭にて殖(ふや)しもらふ事を、近在の心易き者へ噂せし事ありしを聞きて、或は金持てる人の銀子三十貫目程預け奉りて、之をふやしくれらるゝやうに賴みくれよとて、賴み來られしが、未だ歸り給はずやとて、度々尋ね來れるにぞ、兼ねて噂する如く、我も三貫目の銀に詰り、大きに困窮の事なれば、何卒歸り來りて、其金を預りやりて、其内にて右の三貫目振替へくれらるゝ樣に致したしとの事、書狀にて申越しても分り難ければ、直に迎へに來りたり。何卒我を救ひ給はれ」と、誠しやかに賴みぬるにぞ、さの當所へ來りて祈禱など爲し、竊に法を弘めかけしかども、素より邊鄙の事なれば、格別思はしき事にもあらず、預りし銀子催促せられ、據なく此所へ逃れ來れる程の事なれば、早速に之を諾ひ、「何か取片付けて、明朝同伴して歸るべし」とて、其用意をなす。與兵衞しすましたりとて、猶程よくたらし込み、明日同伴にて出立せしが、大坂へ僅か二里計りになりぬる所にて、役人體の者大勢立出でて、「其方は憲法屋與兵衞なるや。同道せし者はさのなるか」と尋ねられしかば、「しかなり」と答へしに、直にさのを引立て、「與兵衞には用なし、早々歸れ」と申さるゝにぞ、兩人共大いに狼狽へしが、與兵衞は放されし事故、早々に逃歸りしが、直に御奉行所へ出でて、「備前よりさのを連歸りし處、途中にて何者ともしれず御役人體にまがへ、奪取り申し候。折角連歸りながら、右の仕合せ、何共致方なし。早々詮議願ひ奉る」と申上げしかば、「大いに大儀なりし。さのは此方より召捕に遣せしなり」と噂あるうち、はや同人を繩付にて引出すにぞ、與兵衞には下れとの事故、早々に歸りしが、今は何時迄待ちしとても、さのより金の返る事なければ、詮方なく家屋敷賣拂ひ、借銀を拂ひ、其餘りに又外にて銀子借り足して、北新地にて尾上湯の株を買ひて風呂屋となりぬ。後には切支丹へ掛り合ある者は皆町預け、他參留等になりて、別けて家の賣買など出來ぬる事にあらざりしが、未だ發端の事故、其御沙汰なきうち故かゝる事なしといふ。然るに切支丹御仕置後、同人も召出され、「鳥目二千貫文差出すべし」と仰渡されしが、大いに驚き、種々歎出でしに、大いに御叱りを蒙り、「切支丹へ金をかし、かゝる不正の利銀取込候事故、死罪にも仰付けらるゝ筈の處、御憐愍

を以て利銀の取込みしを持出し仰付けらるゝが、有難く思ふべし。命の代りなるぞ」との仰出されし由、大利といへるも名計りにて、三文も手に入りし事にてはなしと雖も、元來利足取らんとて、利慾の心より身代傾き、居宅をも賣拂ふ程に貸附けしにぞ、かゝる目に逢ひし事なりとぞ。右與兵衞事、福島烏羽屋義兵衞と心易き男故、何かの始末同人烏羽屋へ咄しぬるとて、予に語り聞かせぬるまゝを記す。備前屋新七とて、岡山西大寺町より來りて、當所に住する者あり。此者の伯母登坂せし故、此人々福渡りにての様子を尋ねしに、大勢隨身の者共ありしかども、町家・在家は少く、多くは山の者とて、非人頭にて盜賊方の手先に使はるゝ者共一村百軒計りなるが、此村殘らず歸依せし事故、切支丹といふ事あらはれて後、穢多を以て之を召捕らんとせしに、大いに手に餘り、穢多十六人迄打殺され、非人は纔か一人少々の疵蒙りし迄にてありしか共、終に地頭の勢にてひしぎ付け、一々召捕り、重もたる者共悉く遠島になりしといふ。

圓光寺 佛光寺派。

右さの頼寺なり。是も同日退院仰付けられしに、住持は未だ十二三の子供なる故、母親の計ひにて、「こよひ一夜は留めしとて苦しかるまじ」とて、人の諫めをも聽かで留めしが、此事上聞に達し、公儀を恐れざる段重々不埒に付き、住持は遠島、寺は缺所となる。

きぬ

さのと同じ様の事にして、邪法を以て人の心をとろかし、金銀・衣服其外何に寄らず掠め取り、又金をふやしやらんとて、多くの人を欺きぬる事限なしといふ。

蓮託寺 東本願寺派。

住持退院、組合の寺々迫塞閉門上に同じ。

鳥目二千七百貫文

同	二千貫文	舛屋安兵衞（天滿木幡町造酒屋）
同	二百貫文	憲法屋與兵衞
金七兩		天滿伊勢町
		堂島下役

右の外金銀錢の吐出し、過料等、少きは錢三貫文、斯程の口數至つて多き由、當日死罪・流罪等も多かりしとて、巷説は大層なる事なりしかども、予が記せるは、すべて其出所を糺し、貢・軍記等の事は奉行所御用人の咄せるを雲濱に聞き、其餘は淨光寺にて聞ける事多く、寒山寺の始末は、大和屋林藏・久昌寺等にて委しく聞きぬ。すべて天滿邊の事は、北野明石屋喜兵衞方にて聞き、其餘の事も夫々出所を糺し、疑はしき事は之を省きて記す事なく置きぬ。

大融寺の借家に住める按摩あり。近きあたりなれば、さの方へ入込みしが、一度按摩すれば錢百文づつくれ、酒肴を振舞ひて大いに飽かしむるにぞ、此者頻に有難くなりて、奇特をいひ立て、無上に人をすゝめ歩行きしが、是も金ふやしもらはんとて錢十七貫を預けし故、他參留と成つて居たりしが、御仕置の日召出され、「急度叱り置く」との事なりしとぞ、明石屋利助此者に附添ひ出でしとて、予に語りぬ。

加島屋勝助が外方にて聞きしとて咄せるには、切支丹露顯せし始めといへるは、彼同類の内尋れしかども、其名知れず定めてきぬ・八重の内ならんか。金銀殖しやらんとて、人々多くたらし込み、始めにも云へる如くの事をなして取込みしが、酒屋と水汲と兩人、身分不相應に銀錢かり入れてまで預けしが、口にて殖えしと聞ける計りにて、聊も手には取れる事なく、水汲などは賤しき働人故、借主より頻に催促せらるゝ故、利銀渡しくれぬるやう屢、掛合ひぬれども、種々言拔けて渡さゝるに、酒屋もふと疑念生ぜし故、其銀取戻さんとて、頻に掛合ふやうになりぬるにぞ、皆打寄つて遣ひ捨てし銀子なれば、手先にとては聊もなければ、斷りの手段に盡き果て、詮方なき所より、出奔して行方しれず影を隱しぬるにぞ、酒屋いよ〳〵憤りて、「何國に行きて隱れ住むとも、尋ね出さで置くべきや」と、夫より商賣をも打捨て、探し廻りしに、播州の所緣に隱れ居る事慥かに聞出しぬ。直ちに行かんと思ひしかども、先方に是を隱して渡さゝる時は、如何共爲し難しと思ひ、種々心を勞せしが、是が近き邊りにて、先年迄與力の若黨せし男の、奉公をひき、小家を借りて、僅かなる暮しせるあり。何か筋合委しかるべければとて、此者へ相談せしに、「夫こそいと心易き事なり。我役人となりて役所に行き吟味なさば、先方にても隱し難し。斯くして捕へ來るべし」と云へるにぞ、酒

屋大いに喜び、共に役人に化けて先方に到り、村役人に懸り、大坂よりの御上意の由云へるにぞ、村役人より嚴しく其村を尋ねて、當人を探し出せしにぞ、御役人になり行きし事なれば、直に繩を懸けて連歸りしか共、素より僞りなれば如何ともし難く、種々賺しぬれ共、「一錢も無し」といへる。惡者には敵ひ難く、さればとて證文取りし事にあらざれば、公訴する事もなり難く、是非なくも專ら催促に日を送りぬる內、思掛けずも播州にて召捕られし事なれば、彼の明神と唱へぬる狐を其儘彼所に殘し置きしに、此狐宿の娘につき、大いにあばれ出し、「我を殘して大坂へ行きし事なれば、今は祀り人なし。斯くしては我が立所なし」とて荒廻り、又異人へもつきて、手に餘れるにぞ、所の者共申合せ、村役人上坂し、「先達て御召取に相成りし何某と申す者、狐を殘し置候に付、其狐荒れ廻り、村方難澁に候間、早々引取候やう仰付られ下さるべし」との願ひなるにぞ、御番所にては、其頃に斯かる事なしとて、夫より御吟味ありて、上をかたりし始末分明に分りしかば、何れも召捕られぬ。此女よりして何か白狀に及び、思懸けなき切支丹の一件露顯せしとなり。捕手になりて下りぬる男は、間もなく牢死せしと云ふ。絹屋七兵衞も、外方にて聞きしとて、此通りを語りぬ。

切支丹の御仕置は、國初以來珍しき事なりとて、見物大に群をなし、定て境筋を引かるべしとて、別けて島の內・日本橋の邊は人にて詰り、往來も絶えぬる程なりしに、中橋筋に京都中村屋の掛りありとやらん云へる事にて、此筋を引かれし故、數萬の見物總崩に崩れて、我一に中橋筋へ走行かんずる事なれば、乳母の子を負ひしが、踏倒されて其子踏殺さる。其餘二三人も死人あり、怪我人は其數を知らざりしといへり。

捨札の寫

攝州西成郡川崎村死亡京屋新助　同家病死さの、

此者儀、京住の節、女の情に外れ人を驚かし候程之奇瑞を顯度しと初念の心得違より、きぬ申勸候、みつぎ修治の異術、最初は切支丹の邪法と申儀不承候へ共、內實稻荷明神下しに無之儀と既に承知乍罷在、きぬ弟子に相成、不動心之修行迚、井水又は瀧にて浴水致、夜中は山々恐敷場所へ罷越、心を凝らし、其後きぬ申合、當表へ引

越、同人と相隔り致二借宅一、明神下しに託し人集候得共、其節邪法之傳授未レ請以前之儀に付、病氣之加持吉凶未然之事難レ察、此者伴死亡新助を、きぬ方へ始終爲レ通、右加持判斷致貰居候内、此者身心を苦め、艱難之修行詰、不動心に相成候に付、嚴科に被レ行候共白狀致間敷之旨誓を結び、術本尊天帝の（諸名カ）譯右を念じ、陀羅尼の唱樣、其餘病氣加持、金銀等集候、修治者不レ及レ申、未然之事も心中に浮可二相知一との儀の旨、きぬより密授受候後、追々何事も見通出來候に付、同志之者都て繁榮に暮し、邪法を可レ弘之巧を以、竊に當時之居宅借り受、與七女房八重は、既に弟子に致、勘藏幷女房ときを等へも、不思議の事をみせ、爲二驚致一歸伏一候に付、此者を京都貴人之隱居と申成、病氣又は難儀の者を救候上、繁榮致候。修治之法を相弘め候趣を以て、右三人之者共を先に遣ひ、家主與兵衞始め、外諸人に色々と爲二申動一置き、此者儀は天帝を念じ、傳法通致二修治一候に付、人々心を取失、過分之金銀錢・衣類差出、右を掠取り、洩レ之候ばゝ死罪に當り候、神罰可レ蒙と之一札を、右之者共の内ゟ八重手前へ竊に取置、其上掠取候金子之内師匠恩報として、きぬへも配分、餘は勘藏・八重等へも俱に遣

ひ捨て、剩此上可レ爲レ致二歸依一手段の爲、以後掠取候金子は、難澁之者共を可レ救と巧み、名目取扱居候次第、不レ恐二公儀一仕方、女の身分にては別て大膽の至、重々不届至極に付、鹽漬の死骸、大坂三鄕引廻の上、磔にかくる者也。

天滿龍田町播磨屋勝藏　同居病死きぬ、

此者儀、京住の節、女の情に外れ奇妙成儀を行度くと、初念之心得違ゟ、通例稻荷明神下し之儀を厭ひ、貢に隨身致、最初は切支丹の邪法とは不レ存候得共、祕方傳授可レ受と存、不動心之修行迚、井水又は瀧にて浴水致、夜中物幽き山々へ登り、心を凝らし、終に不動心に相成候頃、みつぎ切支丹修治方を、軍記ゟ傳法受候儀申聞、嚴科に被レ行候共白狀致間敷旨之誓を結び、神文之心持を以て、軍記所持之天帝畫像拜し、指レ之血を畫像へ濺懸け、右を念じ陀羅尼之唱樣・病氣加持・金銀等集候修治者不レ及レ申、未然之事も心中に浮み相知等之儀迄も、みつぎゟ祕授候後、猶修行致、さのへ申勸弟子に致し、其節者登山・浴水之儀計を敎置、未だ不レ致二傳法一候得共申合せ、當表へ引越、さのと相隔借宅致し、此者儀も、明神下しと號し人集いたし、さの方へ賴參候病氣加持・吉凶

貢の罪狀

未然の儀、始終死亡新助を以賴越、此者蔭に成、邪法修治を以、加持判斷致、儲錢の配當致し來候處、さの執心厚、不動心之修行相詰候を見屆け誓を致、此者貢ゟ傳法通、さのへ猶又祕授致候。同人儀終に邪術に通、八重等を先に遣ひ、無跡形も儀申、加持等を爲勸、人々心取失過分之金銀・錢・衣類差出候樣成行、右を掠取、師恩爲報と、新助を以て此者へ相贈、猶又此者ゟ貢へ配當致候始末にて、兼て貢等申合せ、弟子に邪法を爲弘掠取候金品は、先繰次第贈に師匠へ貢致候巧に相當り、其上當表へ引越候當座、藤藏幷嘉兵衞小兒等之病氣を加持致し遣候手續を以、藤藏名前人に相成候儀、承知之趣嘉兵衞を申僞、同人下人之姿にて、當時借宅僞之家號・名前差出候に付、藤藏他町に於て、兩人別に相成候仕儀に至候段、不恐公儀仕方、女之身分にては別て大膽之至、重々不屆至極に付、鹽漬之死骸、大坂三鄕引廻之上、磔にかくる者也。

京都八坂町　陰陽師豐田貢丑五十六歲。

此者儀、女之情に外れ、不思議之事を行ひ人を驚し、都鄙に名を揚げ度と、初念之心得違ゟ、稻荷明神下しは戲同樣と相卑み候處、わさ方にて出會し、死亡軍記儀嚴敷他言差留、妖術を以、此者妬敷存候者之姿を見せ候に付致感心、其節切支丹之邪法と未承候得共、軍記輕卒に難傳法を傳授可受と、夜中瀧へ浴水に罷越、心を固め候上、天帝之祕法と申儀承り、銀子差出し、軍記所持之天帝畫像を拜し、神文之心得を以て、指の血畫像へ濺かけ右を念候。陀羅尼之唱樣、其餘病氣加持金銀等集候修治は不及申、妖術中之印文迄密授受候後、浴水・登山不動心之修行致、新に家宅を構、明神下しに託し渡世（とせい）、始軍記指圖とて異成神謚を、此者取拔候。神體無之稻荷を致社號と其上染物にも異紋を付、天帝畫像代りに仕組有之、三像之畫を表具にいたし、追々此者病氣加持吉凶之判斷致的中候を、きぬ羨、祕術受度旨申候に付、登山・浴水之修行を敎、不動心を見極め誓を致、軍記を賴み、きぬにも天帝畫像に血を濺がせ懸候上にて、軍記ゟ傳法を通、猶きぬへ致密授、同人終に邪術通し、於當表弟子を祓先に遣ひ、無跡形儀・加持等を爲勸、人々心を取失、差出候過分之金銀・錢・衣類を掠取、さのゟ右金子をきぬへ配當致候に付、同人儀も師恩報として、此者に右之內を相贈貰候上、さの掠取候金子之儀、不存との申分難取用、兼てきぬと申合、弟子に邪

法を爲ㇾ弘掠取候金子は、先繰次第贈に、二師匠へ貢爲ㇾ致候積に相當、其上最初わさ賴
迚同人娘とき、此者に隨身修行不ㇾ致を憤り、人外之致二折檻一、又は喜之進を浴水場へ
連行怪事行、其上母兄致二難儀一候得共見捨不ㇾ救、自分却て年來天帝を念じ、邪法之修
治を以、病氣之致二加持一等、望之通見通しと被ㇾ呼、不想應之榮耀に暮候始末、不ㇾ恐二公
儀一仕方、女之身分にては別て大膽之至、重々不屆至極に付、大坂三鄕引廻之上、磔に
掛る者也。

植藏の罪狀

攝州西成郡曾根崎村　病死伊良子屋植藏藤井右門事

此者儀、非分に閥閱致し度心得違を、眞言宗咒文等學び、歡喜天を修治致候得共、現
法無ㇾ之を迂遠に存、死亡軍記に及二相談一候處、拔群之事業を遂候も、金子無ㇾ之ては
難ㇾ叶との邪論に被ㇾ惑、嚴科に被ㇾ行候共、白狀致間敷旨之神文血判を軍記へ相渡、
天帝畫像を拜、右を念候陀羅尼之唱樣・浴水之修行等を祕授受、剩切支丹に付御制禁
南蠻人著述書中之儀を、軍記を講釋承、右宗門は邪を正敷に入候抔、一己之了簡を
付信仰罷在候次第、女房にも始終押包、軍記方へ折々罷越候節は、醫用にて京都へ

平藏の罪狀

往來いたし候體に取繕、且軍記申合、同人之致二師匠顏一みつぎを、酒宴振舞を受、其後
も遂に浴水不ㇾ致候共、歡喜天に託して天帝を念候上者、持病に困修行難二出來一、及二老
年一致二後悔一と之儀は難二取用一。右始末不ㇾ恐二公儀一仕方、重々不屆至極に付、鹽漬之死
骸大坂三鄕引廻之上、磔に掛る者也。

松山町　高見屋平藏丑四十八歲。

此者儀、法戒難ㇾ保還俗候共、素之禪學修行長老格迚致二登職一候身分にて、正邪之辨別
難二出來一上、不敢之根性有ㇾ之を心得違、死亡軍記講聞候。切支丹に付制禁南蠻人著
述書之義理を尤と存、儒佛之可ㇾ及者に無ㇾ之抔と、一己之了簡を付、嚴科に被ㇾ行候共
不ㇾ申旨致二誓一、軍記所持之天帝畫像を拜し、指之血畫像に濺かけ右を念じ、陀羅尼
を唱樣・浴水之儀迄祕授請置、此者致二所望一候妖術を、軍記相行候に付、彌致二感心一、易
道傳授受間可ㇾ敬旨、女房へ僞之儀申渡、始終切支丹之儀者押包、殊に軍記長崎へ罷
越候留守中、妻子世話迄引受遣候上、此度吟味に付、軍記自筆之字姿と申成候天帝
畫像を燒候上者、衣食之手當難二出來一に付、浴水修行不ㇾ遂、其上色情深く天帝を念候

顯藏の罪狀

實心散亂、致二後悔一候との儀者難二取用一。右始末不レ恐二公儀一仕方、不届仕極に付、大坂三郷引廻之上、磔に掛る者也。

堂島船大工町岡本屋民藏代判平右衛門方　同家病死顯藏

此者儀、死亡軍記に交り天帝を祭、耶蘇之書籍等を同人方へ讓受候儀無レ之候共、此者不レ致二缺落一已前、珍敷書籍を嗜、御制禁と乍二心得一耶蘇之書類を求置、醫術修行之助にいたし度迚、今以所持罷在候次第、幷此者乍二内々一題號を付、耶蘇之著述抔抱、其上居所不レ知旅僧を踏繪寫等を貰置候次第、一體難二心得一心底、御制禁を不レ用候段、不レ恐二公儀一仕方不届至極に付、鹽漬之死骸大坂三郷引廻之上、磔にかくる者也。

丑十二月

右天草此方の事なりとて、大勢召捕られ入牢せしが、何れも永牢の由なり。切支丹行ふ者共、其罪三族に及ぶといふ。淨光寺焚妻退去後、尊光寺にて十七人召捕られし始末を語りしを聞けり。

御觸

切支丹宗門之儀者、從二先前一雖レ爲二御制禁一、今度於二上方筋一右宗門之由にて、異法行ひ候者有レ之、卽被レ處二嚴科一候。就而は右宗門之儀、彌〻可レ被レ遂二御穿鑿一之條、銘々無二油斷一相改、自然疑敷者有レ之者、早々其筋へ可二申出一。品に寄御褒美被レ下、其者を仇をなさゞる樣に可レ被二仰付一候。若見聞に及びながら隱置、他處を顯はるゝに於ては、其所之者迄も罪科に可レ被レ行候。

右之通、從二江戸一被二仰下一候條、此旨三郷町中可二觸知一者也。

寅正月　伊賀

山城

浮世の有様　巻之二

御蔭耳目　第一

伊勢神宮

抑、伊勢外宮豐受皇大神宮は、天御中主神と仰ぎ奉りて、則ち國常立尊を祭り奉るとぞ。尊は吾邦始祖の御神なれば、諸人の之を敬ひ奉りて、參詣（まゐりまうで）づるも理りにこそ。内宮は天子の宗廟なれば、庶人の參詣づべき處にあらず。そが故に中つ世迄には、之を禁ぜられし事の有りしかども、塵に交りぬるも萬民を惠み給へる神の御心なればにや、神德の日々に新なるにぞ、諸人も深く尊敬し奉りて、遠き國々よりもぬけぬけに詣でぬる事にありしが、後には今の如くあらはに詣づる樣になりぬ。亂れたる世には、如何に思へるも詮（せん）すべなき事にありしにや、未だ御蔭てふ噂を聞ける事のあらざるに、當御代になりて其事の始まりぬ。其樣本文に出づるが如く、一

御蔭參りの濫觴

天下一時に動き立ちて、伊勢に詣づる事にぞありぬ。「來る卯の年こそ、明和の御蔭參りより六十一年に當れる事なれば、又其事のありぬべし」と、近年專ら言囃（いひはや）せしに、今年に至り睦月（むつき）の末頃よりして、關の東より動き立ちて、大勢參詣をなし、近江なる水口（みなくち）の邊迄も群集甚しくして、外に往來する人も是にさへらるゝ程にありぬとて、其邊の人の予に語りしが、三月末つ方迄は、未だ御蔭てふ噂はなかりしに、阿波一國動き立ちてより、其事よとて世間騷々しくなりぬ。予思ふに、去る子の年には、筑紫に始まりて、越の國・關の東に至る迄、國々に種々の天變地妖（ちえう）竝び起りぬるに、昨年も亦江府に回祿の患ありて、其災毎に死せる人數十萬、幸に死を逃るゝも、皆其難を蒙る事にあれば、何れも神に祈願せざる者なく、穩（おだやか）にして事なき國々も、かかる大變を聞くに就きては、身の安らけきを悅び、尙ほ長久に全からん事を思ひて、神明に祈りねぎぬる心を生ぜざる者のあらめや。然るに去年は年も豐（ゆたか）にして、伊勢には御遷宮ましく〳〵しに、兼ねて指を折つて人々待ちわびぬる御蔭てふ年の近づきし故なるべし。されども其年といへるは、來れる卯の年なるに、それをも待た

○さへらるゝハ支ヘラル、ノ意

で、今かゝる事ありしは、ことし三月に閏月ありて、民の暇多き故なるべし。神の御國に生れぬる身の、神明を尊み奉りて、伊勢へ參り詣でぬる事、其理りにはあれども、かゝる時には、九重の都も天離る鄙も、一連に動き立ちぬるも、皆貧賤にして己が力にて詣で難き者共の、時得顔して駈出づる事なるに、富貴の身を以て何時にても心の儘に詣でられぬる身の、此等と共に浮かれ出づるは、をかしき業にぞありぬる。家に在りぬればとて、病める時には病み、死する期には死し、又思はざる災難受くる事も常の習にはあれども、かゝる時に浮かれ出づる身の、途中にして病に臥し、又は淺ましき死をなして、親にも子にも憂目を見せて、其處をも騒がせ、世間よりしては神の納受なかりしにや、神罰蒙れるにやと、種々の浮名立ちぬるもあはれなる事に侍れば、此度途中にて變ありし事を參詣せし諸人に問ひ、有りの儘に書付けぬるも、幸にして予が家、後の世迄も續きぬる事あらば、子孫の心得にもならんかとて、是を記し置きぬ。

四つの海の浪たゝぬ世に生れ逢ふは是ぞ誠のおかげなるべし

凡てかゝる實事を記せるに、詞の花を思ひぬれば、却つて實を失ひ、又實に過ぐる事になりぬるに、こは家に留めて箱の中へ打入れ置きぬる迄の事にして、異人に見せんとてにはあらず。殊に賤しき者共の、人の施しを目當に、杓ふりつゝも乞食參りする様を記しぬるに、詞に花せんとて心を煩はせるも、をこの業にあれば、只聞けるまゝを記して、書き損じぬるをも改めず、事の同じきも少し異なれる處あれば、後よりこれをかい付けて、事の重れるが如し。又滑稽・流行歌等を記せるも、浮きたる業にはあれども、能く當時の有様を記せるにぞ、後年に至りても御蔭參りの有様を知るに足れば、これを咎むる事なかれ。

本津草・日本紀・東慵子・癖物語を初に記しぬる事も、伊勢御蔭參り等の事に據あるを以てなり。後に當時寺々の不如法なるを記せるも、又趣意なきにしもあらず。

御蔭參り見聞する處の眼目を記せるにぞ、思はず紙の數重なりて、一つの卷をなしぬるにぞ、耳目とは題しぬ。

本文の中へ、虚に吠え實を傳ふが如き奇怪の説、二つ三つ書入れぬるも、全くこれを

信ぜる故にはあらず。當時の有様を知らしめんと思ふが故なり。

明和の御蔭參りには、浪速にては施行軒別にせし事なれども、人の門へ立つて米錢乞へる人一人もなく、まして檜杓などを持てる者は更になかりしと聞くに、此度の御蔭參りには、門々へ立てる者至つて多く、相應なる身のまはりせし人も、杓持たざるは一人もなし。人氣の異なる、これにて思ひやるべし。背に負はれ、又手を引かれぬる子供等迄、手毎に杓を以て施行を受くる事なれば、能くも其味を覺え、成長の後に至りて、天晴（あつぱれ）の乞食となれるものも多く有るべし。御伊勢參り御報謝、拔參りに御報謝、今朝より食を喰はず、何にてもたべる物をなど言へるさま、眞の乞食・非人も三舍を避けぬべく覺ゆ。此の如く一天下動き立ちて騷々しき折には、風水・地震其外種々の天變地妖あるものなり。兼ねて此等の事を能く心得て、心ある者共は其用心をなせること肝要の事なるべし。

善きうちに惡の萌すと知れよ人あしきは善きの裏と思ひて

內宮　在二度會郡宇治五十鈴河上一。

祭神　天照皇大神。

相殿　在　天手力雄命。　右　萬幡豐秋津姬命。

神武天皇造二帝宅於橿原一時以來、天照大神鎭二座于內裏一。（瓊々杵尊傳來三種神器奉レ安。）至二崇神天皇六年一、（凡五百三十餘年後。）畏レ同レ殿、和州笠縫里立二神籬一、使下皇女豐鋤入姬命護上レ之。（內裏則更作二三種神寶一安レ之、爲二永代守護一。）其後倭姬命相代勤レ之、任二神勅一遷二幸諸國處々一凡十餘度。（詳二日本書紀一。）垂仁天皇廿六年冬十月甲子鎭座以來、爲二不易宮所一。

天手力雄命、思兼尊之子。戶隱大明神是也。

大神籠二天磐窟一時、八百萬神奏二神樂一、此神排二磐戶一。

萬幡姬命（よろづはたひめ）、高皇產靈尊之女、一名栲幡千千姬（たくはたちぢひめ）。天忍穗耳尊之后、乃瓊々杵尊之母也。

左右相殿神也。舊相殿二神、天兒屋根命　天太玉命

外宮　在二度會郡沼木鄕山田原一。

祭神　豐受大神宮　名天御中主神（くにのとこたち）常立尊是也。

外宮鎭座以後、爲二外宮相殿一

相殿　左　天津彦彦火瓊々杵尊、吾勝尊之子、卽天照大神之孫。

右　天兒屋根命　興台産靈命之子。
天太玉命　高皇産靈尊之子。

天照神大自二帝宅一奉レ遷二笠縫里一、崇神天皇三十九年遷二幸丹波吉佐宮一時、豐受大神宮降二居一處一、合レ明齊レ德焉。歷二四年一而天照大神復遷二和州伊津加志本宮一。豐受大神亦復昇二高天原一。以二神影寶鏡一留二居吉佐宮一焉。天照大神亦其後遷二宮于諸國一十有餘度。垂仁天皇二十六年鎭二座勢州宇治一焉。雄略天皇二十一年十月朔日天皇蒙レ宜遷二豐受大神於一處一之神誨一、勅二大佐々命一奉レ迎之、二年秋九月十六日遷二宮山田原一。且託宣曰、先祭二豐受大神一後可レ勤仕我宮一也。因レ玆于レ今諸祭事、以二外宮一爲レ先。自二內宮鎭座一四百八十二年後也、

兩皇大神宮御神領高不レ詳。

祭主、一人、稱二總官一。姓大中臣、氏藤波。在レ京掌二兩宮之大要一、又奉二禁裏內侍處一事。

宮司、三人、大宮司・少司・權大司、姓大中臣氏、河邊、司二兩宮神事一。今唯一人。

禰宜、內外各十人、長官內外各一人。十人中任二一ノ禰宜一者、是也。爲二宮中萬事長一。

權禰宜、外宮度會氏。內宮荒木田氏。　物忌、大內人、小內人、各數十人、姓氏彼此。

右出二于和漢三才圖會一。

本津草に曰く、世に牛玉と書く事、生土といふ事にして、産土神の事、神祇拾遺に見えたり。此神の地にて生れし故、身の安全を守り給ふ。一代の守本尊とは産土神の事なるを、人皇九十五代後醍醐天皇の御宇亂世の頃、武藏國立川有信といふ陰陽師と、眞言宗小野の文觀と、高野の宥寬といふ僧と、三人寄合ひ、立川流と名付け、神と佛とを入交へ新法を編みけるを、或は傳教大師・弘法大師などといひなし覺えたるこそ、本意なき事なり。凡そ五六百年已前の名僧は、佛は佛と立て、神は神と別に立て給ふ事明白なり。彼立川流僞作して、佛を一代の守本尊といひ、又其內へ神と佛と入交せ迷はす。釋尊は此世を捨てよと說き給ふに、此世を守り給ふとの道あるべきや。是を實と思ふぞ、餘り〳〵冥き事なり。辱くも我國は、尺地も國神の地ならずといふ事なき驗殘り、産土祭をせざる所なく、いとも畏き天照尊より、國國・郡縣・村邑へ諸神達をする置かれ、人民を夫々の受込にて守り給ふなり。一代に一度なりとも、宗廟天照神へ步行をなし、拜禮奉る國憲なりと云々。

五瀬大神神武天皇　猿田彦命　天鈿女神　三座也。

神樂とはかみくらの略なり。くらとは神の座し給ふ所なり。中臣祓に「千くらの置座」とあり。馬乘に尻居うる所にあるを鞍といひ、資財入るゝ所をも藏といふ。日本紀に曰く、「素盞嗚尊の惡しきにより、天照神巖戸に入り給へば、常闇となり、諸神集まつて歎き給ふ時、鈿女神玉串を持ち、神樂を奏し手をのし舞ひ給ふ」。此のてをのしのてと、たは音通ず。みは助字にて、たのしみといふ。其時天照神巖戸を少し開き給へば、人の面白々と見ゆる、おもてのてを略しておもしろといふ。世上にこの樂を忘れず思ひ出せよとて、伊勢より御祓を諸國へ賦るぞ。御師とは吾國道を人々へ教ふる師といふ事なり。常々此樂を知り、萬の事に足る事を知る時は、其分限相應の富めるといふものなり。世上御祓を賦る人も受くる人も知らず。此足る事を知る時は、上を望まず飾りなく、夫々の業にて入を考へ出すを計り、驕なくせば神意に合ふべし。貧は貧ながら餓ゑず寒からず、意を常にゆたかに樂を知る時は、外に道を聞く事なく清かるべし。皆人六欲に引かれ、濁る氣になるを神へ訴へ、

此五行を清く成して給べと頼み奉れば、內外清淨とて、清には清集まりて、內に邪氣の引入すべき濁なく、意ゆたかなれば、外も靜かに、苦しむ事なく、壽命延年なり。萬國共に夫々に頭ありて、其上に國王あり。吾國は天皇の上に別に日神ましまして、日神も外宮を先にと國常立神を戴き給ひ、上を殘して充滿たざるやうの御教とぞ。

同書、日本媛命窟隱ましまします時に曰、

吾今雖レ歸二神城一、非二外往一在於玆。從二武姬天皇一時（神功皇后也）異國人來。（其人者中且有レ稱二人魂蝎一、神魄既歸亡レ者、是吾國怨レ無二神威一者、伊瀨大神中二坐大殿一、是吾皇祖皇鼻磐余彦天皇也。（神武帝也）吾奉レ見レ之、常恒鎭座守二日祚一、永護二國民一、恭衞二吾國一強瞪他國負、余雖二婦人一守若二四守一、若有二國急一予見二婦形一見二國人等一時、諸神司知二國急一奏二猿女君神樂一、奉レ問二五瀨大神一、是以知二人魂神魂共不一レ盡。（上下文略。）

右伊勢名所圖會・和漢三才圖會等に出づる所と異なる故にこれを記す。

中古天子・親王の外は大神宮を祭るべからず、春日大明神は藤原氏に限るべしとの

拔參の意義の一說

御觸ありしといふ。餘はこれにて知るべし。

東慵子に曰く、「伊勢大神宮へ參宮に限り拔參といふべし。外宮は豐受皇大神宮にて ましませば、參宮も苦しからず、內宮は宗廟たれば、猥に參宮する事を禁ぜらる。 必竟外宮へ參宮の序に、拔けて參るゆゑなり」と、先師原田越齋子は申されき。是主 人・父母の前をぬけ參るにあらず、全く官府を畏み奉り、ぬけて參るゆゑにぞ、斯く はいひ來ること久しとかや。

癖物語とて、種々の事を書ける文の中に、神にも御願參とて、遠き田舍の果て迄も ゆすり動きて、晝とも夜とも、食ふとも食はぬとも、男も女も老も若きも、童らも 田かへす牛、垣守る犬も、物の現なく吾一と詣づるが、道に病倒れ果敢なく哀なる 事を見聞き、又人の妻、かしづける娘など、はて〳〵はよからぬ風說ども出來て、や うやう物懲りして、さる事ありしとも思ひ出でぬ世とさめはてぬ。○頭書此物語の作者は建部綾足といへる國學者なり。

右は寶永・明和の御拔參りを書ける事と思はる。今目のあたり御拔參りとて人々

寶永御蔭參りの人員

浮かれ行く有樣を見るにぞ、昔の事をも思ひやられぬ。

明和の御拔參りを記せし書は、この書なりて後に見當りしかば、この卷の始めに綴ぢ入れぬ。故に予が聞書せしとは意味の少しく違へるが如き處あり。文面の相違せしとて、これを咎むる事なかるべし。

玉勝間とて、伊勢の本居宣長が著はせし書の中に云はく、「或る物に寶永二年、伊勢の大御神宮に、御拔參りとて國々の人共夥しく詣づる事のありし。其人の數をつぎつぎ記したるやう、四月上旬より京幷に五畿內の人ぬけ參宮といふ事あり。閏四月上旬より記す所、初は一日に二千・三千の間なり。十三日より十六日まで十萬人に超えたり。十七日より漸々減じて、又廿四日・廿五日は三四萬人なり。夫より大坂へうつり、廿六日・七日には五六萬人づつ、廿八・九日は十二三萬人づつ、五月朔日より七八萬人づつ、三日より十二三萬人づつ八日頃よりいよ〳〵熾なり。十六日には二十三萬人に及べり。これ前後の最上なり。其後漸く減じて、同月末には一萬人計りなり。閏四月九日より五月廿九日迄五十日の間、凡べて三百六十二萬人な

り」と記せり。又同じ物に、享保三年春の頃、詣でし人の數を記したるやう、「正月元日より四月十五日迄、參宮人凡て四十二萬七千五百人」と記せり。これは世の常の事なり。

大佛

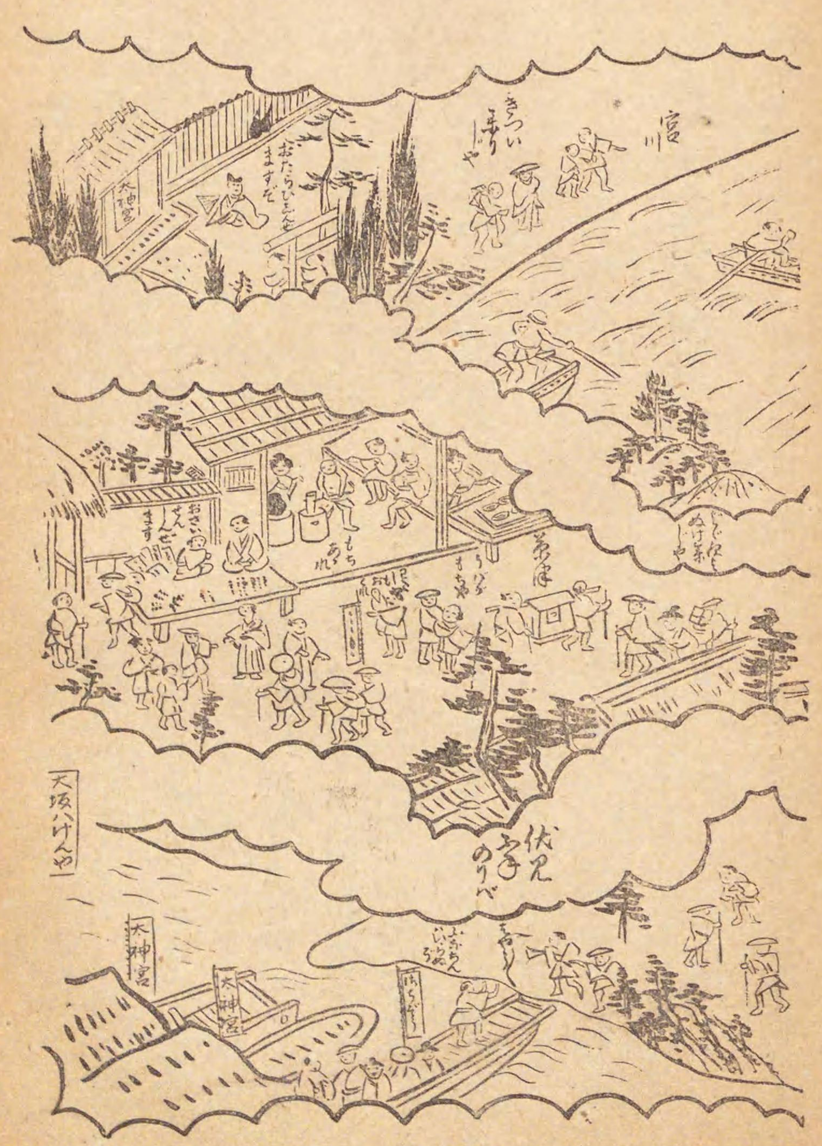
宮川
大坂ハけんや

伊勢参宮ぬけ参り善悪教訓鑑　全

序

神有りや、信徳ありや、正に今年諸國より伊勢大神宮へ抜参り多き事、天の岩戸開けそめしより此方の事なり。施行があれば貰ひ人もあり、鸚鵡石・二見の浦、表なき正直の操、田から行くも、磯邊から行くも、信心に二つなく、朝間の山より御恩徳の高天ヶ原を謝し奉らんと、愚の筆に御神徳・御利生の數々を書綴り囀りたるは誰そ。宮雀。

作者　夏木隣

ぬけ参り善悪教訓鑑

ぬけ参宮といふ事は、何れの頃より始まりしや、其來由は知らず。往古天正の末に、

京都より大抜参ありたる由、古老の噂聞傳へたるのみなりしに、寶永二年酉春、抜参宮多くあり。然れども京都・大坂のみにて、しかも子供がちにて、老若男女参りたる事にもあらず。今年明和八年卯春、御神徳の事ありしとて、丹後國より夥しく参り始め、夫より丹波、又山城の南淀・八幡・伏見・京へ移り、四月下旬は三條・五條通布引にて、南北の往來心に任せず。京中の富家所々の太々神樂講中より、笠手しまざ・草鞋・草履・錢・紙・扇子・食べ物、思ひ〳〵に持出し施行する。道中筋伊勢まで、思ひ思ひの進物、詞に述べ難し。裏屋住居の其日過しの衆中は、春に子を負ひ、懐に抱き、七つ八つ位の子供を始め、男女限りなく手を引合うて、著の身著の儘にても、橋迄行けば早旅姿と變ずる事、雀が蛤、芋蟲が蝶に成るよりも早し。素より一錢の貯へなき者も、御祓其外土産物隨分滯りなく買調へ、めでたく無事に歸國なすに、牛は牛連れ、馬も犬も申合せて参りたりとの噂。さて四月下旬には大坂へ移り、和泉堺・河内・津の國・播州尼崎・兵庫・備前・紀州などの國々一向引きもきらず。大坂は勿論、南都・大和・伊賀の道筋、其外所々施行あり。闇り峠も提灯にてあかければ、坊様も

出て懸引の世話をし給へば、御祓が天降り給ふやら、餅賣が犬と嚙み合うて御禮參ぢやのと、道中はどつさくさ、つかもない評判も、萬人の口に戸が立てられぬ、一向珍らしき事なり。五月上旬は大津・伏見・京都施行の駕籠・馬、食べ物の施行の具引きもきらずめざましき事、これ神國のいさほし有難き事なり。今年は取分けめでたき年なるに、かく參宮の多き事、和國の規模ともいはんか。殊に丹後國は皇大神宮舊地にて、今にあれます土地より參初めたるは、さりとは爭はれぬ事なり。さて日の本は神の國にて、御裳川の流れに育つ我々なれば、年に一度は歩を運びて、神恩を謝することなれども、家職暇なければ、せめて遥拜なりともして、神德を仰ぎ奉るべき事なれど、夫も叶はぬ身の、かゝる治世の折生れ合せて、路銀もなく旅具竝に世話する人もなけれども、定まりし日限には自然と歸る。參れば一家一門・親・兄弟は逆向ひとやらにて、酒飯をおのが國の伊勢近き方へ持出で、旅中恙なきを悦ぶ、往來筋野山は立灯燈に晝を欺き、風呂して湯に入れば髪月代もする人あり。肩に棒置き其日過は手足の御奉公なり。もと駕籠も色々の道具にて拵へ印にのぼり、夜に入れば角灯燈ともしたて、其乘手の勝手々々の宿所まで送り届くるなど、殊勝さも詞に述べ難し。利生噂も數々あれども、噂のみにて眼前に見ねば慥ならず。俗說にて針が棒になる世の習なれど、それも則ち利生にて、諸人感せしむること神德共いふべきか、彌〻心を神に打持たれ、只正直の頭に神も宿り給ふなれば、主親の心に背かぬやう公の掟を守り、家業大切に慈悲・正道に代を過さんこと、誠に神慮にも叶はんか。道中筋も參宮人は隨分大切に世話する事なれば、此度の如き大參りには、宿家は手も届かず。殊に田丸・あを・伊賀越などは、別して平日とも不自由の土地なれば、なほ〳〵難儀したる人もあるべし。野宿又は食事に飢ゑ、子は親にはぐれ、親は子を尋ねさまよふなどの類粗〻多くありたる由、此節の群集なればある筈の事なり。足の達者の衆は、夜通しに行くもあれど、何の障りもなく、其人に一人惡者に路銀を取られ難儀する人もあれど、又施受けて是を補ふ。所々庄屋・名主などよりも、隨分大切に世話あれば、拐しの噂のみにて、何國の子が未だ歸らずとの急度したる沙汰もなければこれも虛說多し。五月節句過より大坂・兵庫・堺・紀州、其外諸

國の下向大津へ出で、追分より伏見へ直樣出で、夜船に乘らんと行く人押も分けられず。それ故大津には白粥施行今に絶えず。四の宮芝居又は近處の寺地などへ一宿させ、朝出立まで施して立たすれば、門には早施行駕籠・馬の類ありて乘せ行く。醍醐にて繼ぐもあり、藤森にて代るもあり、京橋船場へ付くるもあり。又伏見には施行船何艘もありて、食事させて直樣下る人數いくらとも知れず。大坂・伏見より施行船凡そ十二三艘もあり。又直に愛宕へ參る人も半分あり。是も同じく馬・駕籠に乘するなり。又東山見物の人は、白川橋筋・繩手筋にも馬・駕籠・喰物・湯風呂・味噌汁等の施行夥し。取分け十三日頃には、四條繩手邊の髮月代の施行、目を驚かす事なり。月代其外思ひ〳〵の施し物持出で、吾劣らじと辻々・家々に充滿せり。三芝居よりは三寶荒神の仕立馬何疋ともなく、駕籠は一向數知れず。大和橋には餠・團扇・惠比須の社内に握り飯、大佛正面には三日が間に米五十石餘握飯にしてやるやら、其外處々諸國の施行、數も限りもなし。前代未聞の事どもなり。伊勢道中關より神前まで は御地頭樣より御下知下され、馬・駕籠の直段高直に取るまじき旨、松坂には馬・駕籠賃定めの制札もあり。只高直なるは草鞋・草履なれば、此砌京都より多く持出して施行あり。頂上草鞋一足廿四文も出せし人ある由、此外色々の珍說あれど、强ひて見聞せざれば爰に洩らしぬ。誠に有難き時なり、御代なり。仰ぐべく敬すべき事なり。

聞及びたる施行物品書

一、馬、三寶荒神、駕籠、　伊勢宮川より御神前迄、大津より京伏見まで、其外大坂所々にあり。

一、牛車、上に日覆を搆へ、　大津より京迄、車一輛に廿七八人計り乘せ、

一、錢六錢・十錢・十二銅、或は二十銅・三十二銅なり。　京都太々講中、其外所々。大坂きる方より五百貫千貫出したる由。伊勢竝に諸國にあり。

一、笠・草履・草鞋、　京三條・五條橋通へ持出で、大坂・闇り峠迄の內所々、伊勢龜山よりも持出施行、其外所々多し。

一、劒先御祓、數限なし、　御神前にて、

一、團扇、　大坂・堺・京所々、
一、握飯・餅・赤飯等、　京都所々・大坂所々・伊勢道中所々、
一、素麵、五千把、冷して、　山科・千本松にて京講中、
此外金銀借付頼む人もあり。はつたい・煎物・鹽煮・空豆・扇・卽功紙・竹の水呑・三尺手拭、大坂にて施行あり。是は子供背負ふ時の抱へ帶なり。提ちやうちん・紙類、大坂通り筋には町一ぱいの紙細工にて、鳥居建置き、幾所ともなく大小の施行物、一向筆紙に記し難く、爰に止む。

京參宮人凡その積り書、

一、四月十六日より　五千人計り
一、十七日　六千四五百人
一、十八日　五千七八百人
一、十九日　六千三百人餘
一、二十日　九千六七百人
一、廿一日　二萬二三百人
一、廿二日　一萬九千人
一、廿三日　一萬四五千人
一、廿四日　一萬人計り
一、廿五日　九千人餘

〆凡十萬千四百人計り、右京計り。丹波・丹後・若狹は外なり。

大坂道より南都へ入込候人數覺、

一、四月廿六日　千三十人計り
一、廿七日　四千二百廿人餘
一、廿八日　一萬三千七百五十餘
一、廿九日　九萬七千三百人計り
一、晦日　七萬九千三百計り餘
一、五月朔日　十一萬二千六百人計り
一、二日　九萬二千三百人餘
一、三日　十二萬五千人計り
一、四日　一萬五千七百五十人計
一、五日　十八萬三千七百五十人餘
〆七十二萬四千百五十一人

右は大坂・堺・河内・和泉・紀州・兵庫・明石・姫路・攝州・播磨、總人數なり。

拔け參宮御蔭參といひて、大神宮御宮前へ向ひ奉るに、家來は主人に暇を乞はず、子は親に斷りもなく、妻は夫に沙汰なくして、錢金路用の物も知者・近付の方へ頼めば、外の事とは違ひ、早速受合ひ差出し用達て遣す事は、さりとは不思議氣疎き次第なり。しかも留守中大事に宮巡の日は鰹鯰の祝儀など取繕ひ、逆迎ひ等にも其身分

相應に酒肴を持出し祝ひ悦ぶ事ども、これ神國のしるしにて、神明の御知らせ何とも評し難し。　さりながら篤と勘辨して見給へ、神は正直のかうべに宿り給ふなれば、家來が主人に暇も乞はず、家業の間を缺き、子は親に斷りなくて歸るまで、いくせの案じをさせ、妻は獨旅して夫に疑ひの念を起させ、貧なる者は借りたる金銀返納にさしあたり難儀などするの族多し。これにても御神慮に叶ふことや知らず。さりながら、參りもせずして其參詣しぬる人を難評打つ人よりは遙かましならんか、利をいへばいはるゝ物なれば、何であらうと參詣をせんと志したる人は、主親夫に暇を願ひ、道連れも慥かなる人と連立ち、心正しく行儀に道を立てゝ參詣せば、愈、明神の感應も深かるべし。　又主親夫たるべき人も參詣せんといはゞ、少しの隙は用捨ありて、心よく遣し、錢も乏しからぬやうに渡し、參宮致さすべし。　然れば船と水との如く淀む事あらじ。　とてまゐらさせんから、怒つての抜け參り、根が神路山の麓に茂る蒼人草なればなり。　併し此度路銀もなく、うか〳〵旅立ち、食事・宿・草履・草鞋の類に手支へ、難儀したるは不覺悟故なり。　夫故此節は旅行く者段々

道中筋へ持出して、不自由なき樣に世話するは、滅多にかうべに宿る增血の多いせんさくのやうに聞ゆれど、ならう事なら血を多くしてなりとも施したきものなり。つゝまる所神佛の御敎化も、善を勸め惡を懲らすの外他事なし。　家業大事に正直・慈悲に主親に忠孝をなし、兄弟一家睦まじく天命を傳へて、高天ヶ原へ抜け參りなし給へとこそ願ふ事なり。

明和八年卯六月吉日

抜け參り善惡敎訓鑑　大尾

嗚呼大なる哉東照權現の德、昇平二百餘年萬民其澤を蒙る。　爰に天照皇大神宮は、吾國の宗廟にして、神德日に新なるがゆゑに、天下の人伊勢へ參詣する事、常に絕ゆる間もなき事なりとぞ。　然るに二百餘年の間に、天下一統に擧り立て、伊勢へ詣でぬる事三度に及ぶ。　其始めは寶永二年の事なりしが、其頃は只抜參りと唱へし

大神宮の御祓降る

に、六十七年を經て、明和八卯年四月頃より御蔭參りと稱し、其家々を著の身著のまゝにて抜出で、各〻杓を振り（一說杓持ちたるは一人もなしといふ。）參りしが、四月中旬の頃より數萬人に及び、五月に至り浪速玉造へ出で、奈良街道へ赴く者十一萬に餘りしとぞ。此の如くなれば、若きも老も差別なく、幼子を負ひ、手を引きつゝも、後には家々を閉ぢて、家内殘る者なき家の多かりしとぞ。此の如くなれば、道々施行あり。浪華にて軒別にせし事なりといへり。其時の有樣を南久太郎町井池（どぶ）の南角なる、大和屋清助といへる者の妻の親なる者に聞きしに、此者十四歲の時に抜參りせしが、道々の施行至つて多く、草鞋一足三錢なりしが、此頃の錢相場銀一匁に付き八十三文のよし、伊勢より歸りて後、あちらこちら歩きぬるに「何によらず施物與へん」といへるにぞ、恥かしき事に思ひてこれを斷り、「我は伊勢參りにてはなし」とて逃歩きしに、追かけて懷袖等へ無理に押込みしとぞ。

此時處々に大神宮の御祓ふりしといへり。されどもこれは人の作り物にて、天より降るべき物に非ず。伊勢より飛ぶべき事に非ず。かゝる事こそ神明の奇瑞を顯

抜參の弊害

さんとて、却つて神德を損ずるに似たり。其外犬、家猪の類ひ、伊勢參りして御祓を首に掛けて歸りぬるなど、不思議の樣にいひぬれども、此等は其處々の人に從ひ行く事なれば怪しむに足らず。初の程は施行多かりしが、後には米錢につき、其事の成し難くて、遠國より抜參りせし者、多くは飢に疲れ、病臥し死せる者多く、又は惡漢に拐（かどは）され、見目よき娘などは遊女に賣られ、或はなぶり物にせられ、或は夫ある女も己が儘に抜出で、道にして不義等の事多かりしとぞ。かゝる中にもあはれなるは、女の乳子を背ひ、六七歲なるを連れて抜參りせしが、病死せしか飢るて死せるにや、道路に倒れ死ぬるに、乳子はこれを知らず、乳に吸ひ付きて泣き、年かさなるは、母の死せるを悲しみぬる、目も當てられぬ事なりしとぞ。今年百日に近き旱りなりしが、民等之を患とひせず、野に出で働きぬるが、鋤鍬を田畠へ投げ捨てゝ、其場より抜參りして人々夢中の如くなりしが、稻枯れて株より芽を出だし、米よく熟して十分に實入りありしとぞ。此等は全く神德の然らしむるなるべし。此時御蔭參りと稱し、一番に阿波國一統に浮かれ出で、天下に及びしといへり。（頭書）一には丹波より始まりくといふ。

正遷宮

文政十二年己丑年、伊勢大神宮正遷宮にて、三日の間神事ありて、禁裏よりも御勅使立たせ給ふ。參詣夥しく群集して、百十八萬餘り、宿の泊るべきなくて、多くは野宿し、詮方なくて晝夜の分ちなく歩行きぬる者も多かりしが、神事の式拜(をがま)んとて、竹垣に登り付きぬるに、中には彌が上に落重りける人多く之あり。死せる人三人といへり。

六歳の小兒の拔參り

來る卯年は明和の御蔭參りより六十一年に當れば、又々御蔭參りなりとて、十年も前より人々噂せしが、今の世にかゝる事あらんとは思ひ寄らざりしに、卯の年をも待たで寅の三月中旬に至り、阿波の國にて種々の奇瑞ありて、處々に御祓を降らし、六七歳の子供等、いひ合せ拔參りせしが、中にも六歳の小兒頻りに家を拔け出づるにぞ、其親大いに叱り制すれども、是を聞かざる故、其家の柱にいたく括り付け置きしに、知らぬ間に其子は拔出でて、柱には御祓のくゝり付けてありしとて、其

御祓降る

親も子の跡を追ひ連立つて參宮し、又八歳の兒ふと家出して行方の知れざりしに、程經て歸り來りぬるゆゑ、「如何せし」と其親尋ねしに、「餘所の伯父樣に連れられ、白馬に乘りて伊勢參りせし」といへるゆゑ、「其伯父樣は何れに居らるゝ」と尋ねしに、「伯父樣は門口迄送り來て、これが其方の內なれば一人歸れとて別れぬ。馬は垣に繫ぎ置きぬ」といへるゆゑ、不思議なる事に思ひ行きて見れば、大神宮の御祓垣にかゝりありしにぞ、この噂高くなりて、一國動き立ちて、笠に國處・名前・御蔭參り大神宮と記し、手毎に杓を持ち拔出づるにぞ、處にての福裕の者共、身分相應の施行をなし、金錢・飯・渡し船等を出しぬるより、之に次で紀州・泉州動き立ちて、廿七日の頃より浪華へ群集し來り、數萬の人數に及びしが、浪華にても閏三月二日・三日頃には、處々に御祓降りぬるにぞ、人々浮立つて施行・宿施行の物、何によらず思付きし物を持出して之を施しぬ。かくて老も若きも子や孫を引連れ、中には家を閉ぢて拔參りする者多く、下女は走元の仕舞も打捨て、井戸の端にて米を淅(とぎ)しぬるが、其儘そこに打捨て置きて、著の身著の儘にて飛び出づるなど數多なるにぞ、何れも家毎に手

支へぬるに至る。二日三日の頃は御祓の降る事最も多く、始めは松屋町に降りしとてこれを祭り、神酒備へ抔せしを、大勢群集して見物せしが、夫より一統に降りぬるやうになりて、近邊にても出雲のやしき白子裏町に二ヶ所、江戸堀二丁目・籠屋町などにも降りぬとて、人大勢群をなす。道頓堀邊に降りしは、糸の片端に御祓を括り付け、一方には油揚括り付けてありしとぞ。（姦人等魚腸を糸に結び付け、御祓をも結び付けて。家根に打捨て置きぬれば、鳶烏の類ひ之を銜へ行きて空より落すといへり。かゝる業せし者共二三人召捕られしともいふ。かくて御祓降りぬる家は、其旨早速御奉行所へ届くべき由仰出され、其後御觸あり。

此節御抜參宮と唱へ、主人・親・夫等へ不レ斷、又は獨身者借家を明け、夫々隨意に其宅を罷出、極老幼少之者も殘置有レ之様に相聞候、若信心にて致二參詣一候事に候得ば、急度差留候筋には無レ之候得共、餘り法外亂雜の至、自ら火之元其外不用心にて如何に候間、參詣の者は親・夫又は家主へ相斷可二罷出一候様可レ致候。

一、右に付、種々奇瑞有レ之由にて異説を申觸し、町々騒敷相聞え如何之事に候。自然大體の儀取拵へ申觸し候者有レ之、其段相顯候はゝ、急度可レ令二沙汰一候。

右之様三鄕町中不レ洩様篤と可二申聞一候。

寅壬三月七日

右の通に御觸町々年寄へ總年寄より申渡し、又口達にて參詣に事寄せ、速中泊等にて不埒なる儀之あるに於ては、吟味の上嚴科に處せらるゝ旨申渡されたりしとぞ。

右の御觸にて少し大坂の人は見合はす人もある様子なれども、世間愈〻騒々しく、予も餘り評判高ければ、其有様見んと思ひて、安堂寺町筋に到りしに、東西一面に拔參り打續き、往來もむつかしく、堺筋の角には好事の者かこひ置きしにや、明和の時の道知るべの木、方八寸長一間半計りなるを（明和八年四月とあり。）立て、其側に、新に當年の道知るべ、紙張にて拵へ、奈良・伊勢と記す。右の外町毎にこれを出し、錢三文・五文づつつなぎて施行するあれば、豆・茶・烟草・昆布・麥粉・紙袋・干魚等を施すもあり。群集の中を押分けて、玉造・出口・二軒茶屋の東なる堤の上に立止りて見渡せば、誠に目を驚かす計りなり、中には女の下駄はきながら、何一つ旅の用意もなくて、道にて施行の紙

袋を貫ひ、これを持ちながら浮かれ行く有様は、さながら夢中の様に見ゆるに、四十計りなる女の幼きを懐にし、三歳計りなるを背ひ七歳計りなる子の帯に紐付けて、己が帯に括付けて行けるあり。此等は尤も危き業のやうに思はるれども、二十六七より四十餘の女の、大體子を連れざるは少く、腰二重なる老人の浮かれ行くさま、誠に興がる事なりしか。明る七日には、辨當の用意をなし、家内其外出入の者引連れて、玉造・稲荷へ行き、舞臺よりしばし東の方を眺めしが、夫より二軒茶屋の出口なる堤の上にて辨當を開き、申の下刻に至り、森の宮へまはり、城の馬場に出で歸りぬ。堂島にては渡邊橋筋少し西へ入る處に、加島屋久知藏のありぬるを借りて、一統持寄つて施行宿をなし、百二十人計りの人夫を雇ひて、其世話をなすに、始めの程は七八軒の泊なりしが、追々播州より出で來り、千に餘るやうになりぬるにぞ、後には三戸前の藏に居餘り、天道船四五艘濱に繋ぎ、これに泊めしが、これにても足らざる故、家々に引き行きて宿らしむ。其外松江町・安堂町・日本橋邊・堀江、處々に施行宿あり。浪華は此の如くなれども、闇峠より先にては、奈良に少々施行する人

あれども、これは聊の事にて、利を貪る輩多く、旅宿代三百文、草鞋一足四十八文、これに准じて萬事高直なる故、御蔭なりとて聊の貯へなくて家を抜け出でし者、詮方なくて、途中より引返し歸りぬるも多かりしとぞ。かくて大坂よりは、御役人衆、闇峠・長谷等へ大勢出張にて、「路銀聊も持たず抜參りは、是より先にては施行なく、難儀する事なれば、此處より歸るべし」とて、御世話ありて、姦惡の者を捕へらる。奈良にては御奉行公事訴訟御休にて、與力・同心札の辻其外處々に出張し、往來の者の難儀せざるやう御世話ありて、宿料を貪り物を高直に商ひし者共、嚴しく咎を蒙りぬ。凡て道筋公領・私領共夫々に御手當ありて、宿料百五十文、草鞋十四文より高く賣るべからずとて、物の價悉く定まりて、處々に小屋掛をなし、往來より二十丁も脇まで兒を連れて、一様に打續き、行きもきらざるにぞ、迷子多く出來ぬる故、南都にては札の辻、道筋にても處々に集むる所ありて、其處の役人是を世話して、尋ぬる人もはぐれし人も、奈良にては札の辻、長谷にてはどこそこことて、處々に張札ある事と

（頭注）駕籠人足一里百文、馬一里五十文、右宿毎に書附有りと云ふ。

宿屋の雑踏

ぞ。かくても宿を取りかねて難儀する者多く、宿々はいふに及ばず、一統旅人を止めぬれども、座敷より庭一面に詰まり、蒲團一疊二人へ渡せるは最上の事にて、四五人に一疊、又施行宿にては何れも蒲團なしにて、雨露に濡れざる迄の由。子持の女、朝、子を背に括り付けぬれば、往來群集ゆゑ、晝仕度迄はおろす事も成難きにぞ、子は日々此の如くに括り付けらるゝ事なれば、紐の跡悉く喰ひ入りて、痛みぬるとひだるきに堪へ難くて、皆々負はれたる子は泣き通しにて、漸く晝仕度の節に子を下しぬれども、何れも二便たれ散らし、穢き事なるとぞ。かくて宿にても大勢の押合ひて臥しぬるが、夜中手水に起きぬるにぞ、子を持てる人々は、「子を踏まぬやうなしてよ」とて、何れも口々に喚き散らして、子なき人迄も少しもまどろみ難く、三更過ぐれば宿の主頻に出立を促し、麁末の膳を出しぬる故、之を食べて立出づれば、其跡へ宿なくて野宿せし人、又は詮方なくて夜通しに歩みぬる人など、入替りて宿りぬる事なりとぞ。多くの金を費して難儀する人あれば、僅百文に足らぬ錢を持ち拔出し人の、通駕籠にて參りしもあり。朋友道に病みて、連の人々古き駕を貰ひ、病

人を代るゞゝかたげて、淺ましく參詣して歸り來りて、拔參りに大に懲り果てぬるもあり。施行馬に乘つて、地車に引掛り落馬して、半死半生なるもあり。中にも紀州の家中なりとて、士兩人・醫者一人連にて、道々人に行當り、面をはり、ぐづりなどして、途中にて刀を拔き振廻せし事などありて、甚しき惡者なりしが、長谷の先、はい原といふ處にて、人に行當り、面を叩き喧嘩を仕掛けしが、折節大坂南久寶寺町金屋平一といへる釜屋の仲間内何某なるもの、婦人十人計り引連れて通り掛かりしを、態とに行當り、ねだり掛けて、横頬を痛くはられしが、先方士といひ、婦人を連れぬる事なれば、早々逃げて、未だ一丁迄も行過ぎざるに、跡より豊後の國の者夫婦連にて、二つ計りの子を妻背負ひ、十三歳の娘、老人を連れて、都合六人にて出來るに、態とに行當り、強く横頬を叩きぬるにぞ、此者大いに怒り、いかに士なればとて、己より態とに人に行當りて、人の顔を叩き、其上彼是と人を捕へてぐづりぬる法やある」とて、言譯せしにぞ、武士に向ひ無禮せし上、過言の段、重々不埒なれば、手討にすべし」といへるにぞ、「斬らば斬れよ」とて、體を突付け、しばし杖にて打合ひしが、此

ごまのはひ

者も脇差を抜きて斬合ひぬる故、妻は側の家の軒下に背負ひし子を下し置き、これを分けに出でたるに、忽ち眉間を斬られぬ。十三歳の娘も深手負ひ、男も腕を深く斬られぬ。かゝる危き場所なれば、往來皆々逃げ散りて、これを見物せし事なりしが、近邊の百姓大勢、鋤・鍬・棒などを持つて追々に馳來るにぞ、士も刀を鞘に納むる事さへ成り難くて、抜身かたげて逃げぬるを、追ひかけて叩き伏せ、三人共に引き括り、かたへの家に引來る。手負も掛り合ひ子を置きし家、事なれば其家に連れ來り、外科を迎へて療治せしが、十三の娘は其場にて相果てし由。右三人の惡漢共は、南都へ引かれ入牢せしとぞ。外にての噂には、道中にて惡しき働するごまのはひにて、士に化け、紀州をかたりしなりともいへり。かゝる騒動なれ共、大に群集する事なれば、跡より來る人はこれを知らで押かけ來るにぞ、百姓共大勢分れ道に出張し、其由を告げて、外の道へ往かしむるにぞ、大に混亂せし事なりとぞ。惡漢の事は論なし、豊後國より遙々と親・妻子を連れて來りし者の、逃ぐれば逃げらるゝ事なるに、かゝる者に相手になり、己も手負ひ、妻も同様にて、娘を殺され、老親に歎きをかけ、處の役介となる事、無分別といふべし。定めて少しく腕立する男に

抜參りの似せ者

やと思はる。生兵法大疵の基とは、かゝる業をいふなるべし。又御蔭參りを幸にや、これにかこ付け、諸國の貧人等大坂市中を徘徊し、口すぎに施行受け歩行て、處々の施行宿に泊りぬるが、紀州・泉州最多く、施行宿にても、始めの程はこれを知らで泊めたりしが、毎日同じ者共の群集して出來りぬる事なれば、後には之を心付き、紀州・泉州は當地に來る事、伊勢へ參る順路に非ず、態々廻り道してこゝに來れるやうなしとて、兩國の者に限りて宿を貸す事なかりし。又非人乞食の類ひ、抜參りにやつして合力を受け廻りしが、後には御上より嚴しく御吟味ありて、之を停止ありぬ。此等の中にも惡徒多くは召捕へられしと聞えぬ。又天滿・難波橋邊の者、十八とやらんの娘を、兩親引連れて抜參りせしが、此娘道にて足を痛めしに、折節施行駕籠勸むる故、之を幸にして其娘を乘せたりしが、大勢群集せし故、兩親をはぐらかし、脇道へ昇たげ行きて、兩人の駕籠昇此娘を散々に犯し、其上遊女に賣らんとせしか共、これを許諾ざりしかば、其娘の體中へ入墨したゝか拵へ、大坂難波橋に昇き來り、「天滿には程近ければ、これより一人歸れ」とて、打あけて立去りしとぞ。兩親には娘を

尋ね廻りしかども、頓と行方知れざる故、これを尋ねわび、二日巳前に歸り來り、娘の事のみ案じ暮せしに、かゝる淺ましき有樣にて歸りぬるにぞ、其歎きいはん方なし。兩親の連れて參りぬる娘さへかゝる事ありぬれば、身を持てる人は、人立の中へは心得て行く事なかるべし。此娘など、かゝる恥かしめを受け、身を犯し汚され上、體に入墨迄せられ、其惡名當座に高きのみならず、生涯廢れ者となりぬ、淺ましき事に侍る。又大坂八軒家木屋九郎衞門といへる船宿の宿引、女計り三人連の扱參りを宿すべしと、己が家に連れ歸り、これを宿せしが、夜中其女を犯さんとせしかども、其者共從はざりしかば「さある時は、しばしも爰に置き難し、直に立出でよ」とて、追立てぬるにぞ、「何卒夜の明くる迄置きて給はるべし、夜明けば早々に立出で申すべし」と賴みぬれども、これを諾ざる故、「さあらば此節參宮も多き事なれば、夜深にても往來ある事故、人通りある迄は御慈悲に許し給へ」とて、種々に賴みぬるをも聞かで追出しぬるにぞ、若き女の三人計りにて、方角をも分かぬ事なれば、辻番に便よりて、「夜の明くる迄此處に置きて給はれ」といへるにぞ、「今頃に若き女連の

途中をさまよふは、宿を取りかねしにや、連にはぐれしにや」など云ひて尋ぬるにぞ、其女共腹立つまゝに、有の儘を語りぬ。其折節夜廻りの御役人通り懸り、其咄を聞き、木屋の宿引する者直に召捕られ入牢せしとぞ、此者の妻も拔參りして留守中の由、神罰忽ち身に酬いぬる事よとて、專ら其噂の高かりき。

中川立德なる者夫婦に七歳の小兒を連れ、其餘家内連三組の連を申合せ、目印（めじるし）の幟を立て參宮せしが、何れも持付けぬ幟なれば、闇峠越ゆるや否や、幟を道に打忘れて行きぬるにぞ、途中にて連の人々には殘らずはぐれぬるが、又大神宮本社の前にて出會ひて連立ちしが、社地を離るゝや否や、忽ち皆はぐれぬるに至る。道筋の事、これが咄せるを聞くに、參詣の群集伊勢押合ふ程にて、目印の幟打續き、目を驚かす事なるに、本社の前は少しも群集する事なく、靜かに拜し奉られ、社人兩人にて御祓を授けぬるに、せわしき程にもなく、社地を離ると身動きも成り難き程の入込の由。紀州・藤堂の兩侯より嚴しき御手當にて、一丁計隔てゝ、同心・村役人・町役人等道筋を固め、はぐれし人尋ぬる人、奈良にて札の辻、伊勢にては松坂、其外處々に

参詣者を保護す

於て役人出張し、大なる家を明けさせて、其世話をなす事とぞ。始めは馬士共旅人をゆすり、あを越二里の間を五貫八百取らんなど云ひしを、一里七十五文の外に聊にても過分の賃錢取れる者は曲事の旨、處々に制札立て、宿賃其餘物の値も悉く定まりぬ。されども宿は七つ頃より末に至れば泊るべき家なくて、野宿又は夜通しに歩行すといへり。宿も體續かざる故、夜中に客を立たせ、少し休らふ事なりとぞ。

目印の高張

往に大に困窮せし事なれば、歸路關に出でなば、處も廣き事なれば、宿取りてゆるりと休まんと思ひしに、大群集にて如何ともしがたかりしとぞ。其節には京都専ら出でしが、これは目印に高張提燈を持ちぬる故、夜深に立ちぬるも、これを目印にして、はぐれぬる者稀なりしとぞ。立徳が宮廻りせしは閏月十二日の事なり。新見藩中丸川休三は、參宮して歸路予が方へ尋ね來りしが、同人事は七日に宮廻りせしに、其節には至つて人多く、本社の前にても身動きもならぬ程の事なりしとて、其由を語りぬ。

尾崎屋長兵衛といふ者の手代、金二歩持ちて參宮せしかば、親の内にては、今日は

宮巡りする日なりとて、祝ひ事して居たりしに、處々疵を蒙り、宿送りにて連參る。此者道にて施行駕籠に乘りしが、脇道へかたげ行き、路用を奪はれ、かゝる事に逢ひしとなり。「凡て道筋人馬の賃錢、上より嚴しく仰出され、定法の立札處々にこれあれども、定まり通りにては頓と乘する事なく、内分にて酒手を取り、若し尋ぬる人あれば、定法通りに云ふべしなどいひて、酒手遣らねば乘する事なきにぞ、足を痛めぬるは據なくも其約定にて乘る事なり」と、大和屋林藏の語りぬ。

予が家に出入する駕籠の者、堺屋熊右衛門が妻、阿州より大勢の抜參り始まりし頃よりも、參宮頻りにしたく、主に色々いひぬれども、昨年熊右衛門が父（熊右衛門は養子なり）死して未だ服ありとて、許さゞりしにぞ、愈、參りたく思ひ、現のやうになりて、手業聊も手に付かで、其事のみ思ひ立ちぬるにぞ、予もこれを止めぬれども、聞き入る事なく、今は夫の意に逆ひ家を追出さるゝとも、服ある身故神罰を蒙り道にて死するとも、苦しからずとて、鐵石心になりぬる故、夫熊右衛門も詮方なく、金子一兩二歩路用に與へぬる故、飛立つばかり喜びて、四五人の連を誘ひて、浮かれ出でし

が、閏月廿九日に歸り來りしゆゑ、伊勢より道筋の事ども尋ねしに、道中筋施行も處々にありて、不自由なれ共、大抵未の刻頃に宿を取れば、野宿するの憂もなく、道々食物を商ふ者多くありて、面白く浮かれ行かれしが、群集にて笠と〳〵行當り、直に笠冠る事はならざりしが、宮川の一里半計り手前に泊りて、明くる日宮川の渡し場に至りしに、昨日京・攝の人々乘りし船一艘覆りて人多く死に、又一艘はかろうじて助かりしとぞ。かゝる有様なれば、昨日より渡し留りしかば、河原へ詰めかけし人幾萬といへる數知れず。其中には、早く渡せとて頻に船を促し、或は脇差抜きて振廻はしなどして、大に騒動せしが、馬士など大勢にてこれを叩き伏せぬ。かくて川明きて、船に乘らんと思へども、皆々待設けたる事なれば、船の磯へ付くをも待たで、川へ飛入つて船に乘りぬるにぞ、磯に著ける間とてはなき事なる故、銘々川中へ入りぬるに、男女共腰の上まで尻引まくりて飛込める有様、目も當られぬ姿なれども、己れ一に乘らんとて、これを恥づる者なかりしが、船中にて押合うて、川中へ小兒をば落し、女

も一人落入りしが、二人共漸くと引揚げて、別條はなかりしかども、此等の有様を見るに付きては、如何して參宮せし事やらん、早く歸りたしと、家の事頻に思ひ出せしが、爰迄參りて無駄に歸るも本意なき事に思ぬるにぞ、心を取直し參りしに、大火にて一面に燒けぬる中に、大神宮の宮居恙なく立たせ給ふを見ては、有り難く信心を增しぬ。人込の中にて死人・怪我人一人もなかりしは、誠に不思議なる事なりし。かくて歸路に赴きぬれば、又宮川の案じられしが、これも無難にて渡りしかば、これにて心落付きぬ。參詣の婦人、大勢の中にて步行ながら倒れしが、大に手足を震はし、見る間に血色を失ひぬ、恐ろしく哀れなりしとぞ。又阿州より出でし七十あまりの老婆、施行宿にて木綿をぬすみ、國を出づるとき、人の袷を盜み取りしが、參詣する事なりがたくて、宿送りにて送られしとぞ。この婆口裂けて、鬼になりしなど噂ありしが、これ等は好事の者の浮說するなり。

勢州山田出火

御蔭耳目第一　文政十三年御蔭耳目

一、去る十九日亥の刻より新在家町宇治橋焼落つ。其外やり町殘らず。廿日午の刻に鎭まる。參詣人は怪我なし、

伊勢出火の様子

一、當閏三月十九日亥刻より、宇治橋一丁半程西之方法樂社裏町岩崎太夫より出火。折節西風あらぶき、卽刻に表町へ燒出し、宇治橋燒失。向不〻殘。前之大鳥居も燒け、館町不〻殘燒失。併乍ら御本宮様は少も御別條無〻之、昨年新に御造營無〻之古殿・寶殿は類燒仕候。神樂殿、竝に雨之宮、高之宮は、御別條無二御座一候、御山之大木へ火移り、火鎭まり不〻申候。御本宮様百六十年已來は類燒無二御座一候。今年は御蔭にて群集申。扨々參宮人は火の中を群集申候も御座候、怪我人は聊も無二御座一、扨々難〻有事に御座候、伊勢よりの早便に風聞御座候、委敷は跡より可二申上一候。

十九日亥の上刻より廿日午の刻迄。

閏月廿日巳の刻の早使の寫なり。

本町心齋橋筋中屋善衞門養子、丁兒（でっち）等引連れ、四人にて參宮せしが、十九日には外宮へ參詣し、末社廻りをもなして、未だ日も高かりしが、草臥れて足を痛めしかば、本宮の町に泊りしに、其夜內宮の方出火ありしにぞ。大なる仕合なりしとて、火事の様子を語りぬ。亥の刻妙見町七八丁計りの町なりといふ。半ばより向にて三町計り燒け、夫より宇治橋へ移り、橋燒落ちて、橋詰なる鳥居燒け、御祓町・社家町殘らず燒け、夫より林へ移り、末社殘らず燒けて、山へ火移り、五六里も奥へ燒入り、廿日の夜に至れども甚だしかりしが、廿一日大雨降出で、火殘らず消えぬ。此の如きの火災にて、御本社の側なる大木末社に至る迄殘らず燒け、火粉一面に散亂する事あるに、御本社、竝に神樂町、一鳥居・二鳥居・御寶殿等は火の中にありて殘りぬるにぞ、神德の有り難さ尊敬するに餘りあり。又御祓町家毎に商ふ御祓の紙は悉く燒けぬるに、串は少しも燒くる事なくて其儘に殘り、廿萬計りの參詣一人も怪我せし人なく、不思議なりし事共なり。宇治橋の外、同じ流に架りぬる橋の欄干殘らず燒けしかども、橋は別條なく、參詣するに聊も障りなかりしとて、其有様を語りぬ。

町内大和屋林藏手代定七弟、十九日先方にて御師の家に泊り居りしが、出火ゆゑ諸道具片付くる手傳をなしたる由。これが咄しも同様の事なりしが、本社の邊の杉伐倒せしも少々はあり。然れども火は少しも消す者なく、火消役の者大勢詰めぬるが、「御鎭まり下さるべし〳〵〳〵」と云ふのみの事にて、其餘は、大勢の人々參宮人を世話して、勝手よき道筋々々を敎へ、これを逃すの手當のみなりしとぞ。御本社と共に廿一年目には、末社も御普請ある事なるに、昨年其事なかりし故、其祟りにやとの噂なるとぞ。末社の内一社、昨年普請にて建替りてあり。これも燒けざりしことを不思議なりといふべし。社人は幣を取り、本社の前にて始めより火鎭まるまで、「御鎭まり下さりませ」と計りいひて、祈りし事なりしにぞ、參詣の者共これを聞さて歸り來りしが、浪華にては流行の詞となりて、人皆これをいへるも可笑かりき。定七が弟の、不日由なる旅をなして四十里を行き、火事の手傳に行きしまでにて、何も面白き事なかりしをいへるも、又をかしかりき。

伊勢別宮類燒に付、廿六日より四月朔日迄、天子御齋にて御停止仰出さる。これは阿波座の女、懷姙して七月なるに拔參りせしが、途中にて流產し、宿送りにて歸り京師計りにて、外に御構ひはあらざりしと。

ごまのはい

來り、三日目に死せるあり。又女三四人連にて、乳子を懷にして、拔參りせしが、途中にて小兒急驚にて死し、詮方なくて連になりし者共迄、すご〳〵歸り來れるもあり。又靭（うつぼ）にては、養子の不行跡ゆゑ親元へ返しぬるを、心易き人の挨拶せしゆゑ、これを許して引戻せしが、直に翌日母親、娘引連れて參宮せしに、其日より養子病臥して留守中に死し、母子も道にてはぐれ、母親計り參宮して戻りしが、娘の行方知れざるよし。又道頓堀にては、十計りなる小兒三人云合せ、其中一人、小判の紙に包みしを盜み出し持出でしが、ごまの灰にだまされ、南鐐六片に換へられぬ。其親、子の跡を追來るにぞ、捕へられじとて逃げぬるを、親追付けて金子を與へ、「これにて參り來るべし、持出でし金は蛭子の小判なり」と謂へるにぞ、其金は餘所の伯父に二朱と換へて貰ひし、と出しぬるにぞ、親これを見るに、誠二朱なりしとぞ。

始め三人の子供道にて人に遇ひしが、「子供計り伊勢參りすとて路用なくては困る事にして持行き、先にて換へて貰ふべし。二朱八つくるゝぞ」を敎へぬるを、ごまの灰聞付けて、「二朱六つと換へんといへるにぞ、「然らば大し、これにて換へよ」と云へるにぞ、是を換へしとぞ。「然らば錢三十文添へてやるべいやなり」といへるにぞ、「然らば錢三十文添へてやるべ金二つと換へしなり。
同樣の談なれば略す。

門徒寺參宮を制す

阿波一統に動き立て、拔參り・御蔭參りと參詣しぬる樣を見て、兵庫・灘邊も浮かれ立ち、少々拔出づるにぞ、灘は門徒宗計りの處ゆゑ、檀那寺より、兼ねて家の內に神棚を設けて祭る事など、喧(かしま)しく云ひぬるに、昨年の切支丹より、別して嚴重に留めなどして六ケしく云ひなせるに、此度の御蔭參りにて人々拔參りするにぞ、嚴しく寺々より制すれども、聞く事なくて追々拔出づる故、其由本山へ屆けて、使僧を召下し、本山の下知とてこれを止むるにぞ、一統大いに怒り、「夫れ吾國は神國にして、神德著しき中にも、別して伊勢大神宮はあらたかなる事にて、天下一統これを信じ奉る事なり。かゝる事云ひぬる故、先年も神棚を取らせ社を崩しなどせし神罰にて、御堂を燒かれ、當月四日(閏三月なり。)にも亦材木を燒失ひぬ。其坊主叩き殺して、早く息の手止めよ」とて、灘一圓に若き者共騷ぎ立つにぞ、使僧も這ふ〳〵の體にて逃去りぬ。折節かゝる騷動の半ばに、賀茂丹後門人倉吉といへる者參り合せ、面白き事なりしとて語りぬ。

堂島中町正念寺も、神棚の事を嚴しく云ひて、取拂はせんとて、種々に檀家をいじりしに、此度御蔭參りの噂ありて、世間騷々しくなるや否や、此寺の伴僧・下女等申合せ、一番に拔參りせしも可笑(をかし)とて、其檀那なる加島屋用助の笑ひつゝ語りぬ。

順慶町せん元の筋邊より、親子連れにて參宮せしに、其親大津にて頓死す。又大工何某なる者の妻拔參りせしが、急病にて六軒にて死す。兩人共大和屋清助が能く知れる人なりとて語りぬ。

處々にて施行駕籠・施行馬十挺も打續き、縮緬・天鵞絨(なま)抔の蒲團三つ計りも重ね敷き、板〆(いたじめ)縮緬の襦袢に、絣縮緬の下帶締め、つゞれ著たる道者を載せ、行續ける中に、賃錢多く取られて雇ひぬるは、痩せたる馬・破れたる駕籠に破れ蒲團敷き、見苦しき馬士・雲助の牽きかたげぬるなど、をかしき樣なりとなん。

息子の頓智丁稚な御祓に化す

櫂屋町にて或る家の丁児、頻に抜参りせんと思ひ立ちて、銭五百文やう〳〵に工面をなしぬるに、主人に見付けられ大いに叱られぬれども、其心止まざるにぞ、何事も手に付かで、又もや抜出でんとせしを、此度も主に見咎められ、懲しめの為めとて二階へ連れ行き、柱へ痛く括り付け置きぬるを、此家の息子密に縄を解き、丁児を外へ出し、其跡の柱に御祓を縛り付けて、大いに驚きし様にて、「御祓に丁児のなり」由をいへるにぞ、主此有様を見て大に膽を消し、丁児を尋ね廻り連れ帰り、金子一歩遣りて参宮を許し、家内残らず代る〳〵参詣す。此息子自身にも参りたきに、親仁が餘りしわくして、伊勢参りさせざる故、かゝる事して驚かしめしかば、一統に参らしめ、自身にも留守して代りぬる間を待ちわびて、後より引続いて参りしぞとて、心易き人毎に咄しぬるも可笑とて、市物屋久兵衛の此事を語りぬ。

京と大阪と人情の相異

京師にては閏月十日頃より浮かれ出だし、一統に参宮し、施行をなす事も大坂より多し。大坂にては処々にて施行し宿しぬれども、多く浮氣なるぞめき多く、美目よき娘など通れば、五文・三文づつ括りたる銭五つも十も遣り、見苦しくつゞれ著て難澁なるには、一つづつ與へ、施行宿にても、身の廻りよきは能く扱ひ、見苦しきはつれなく當りぬれ共、京都にては相應のなりして参りぬる者には、少しも施行なく、見苦しく哀れなる者には、過分の施行をなし、施行駕籠・施行馬立派に出立ち、緋縮緬の襦袢・下帯、又は十計りなる娘の振袖を著し、帯にはつるべ縄を締めて、老人又は難澁にて路銭持たざる者を選びて、程よく世話をなしぬると聞けり。尤も斯くこそ有りたき事に侍る。丹州龜山にては、閏月十二日頃より御祓所々に降りて、これより動き出し、追々抜参り始まり、騒々しくなりて、此處にても施行駕籠馬或は地車等を出して、石高なる道を旅人を乗せて押行くにぞ、何れも眩ひする心地になれるにぞ、皆斷りぬるを、種々に頼みて乗せて行きぬるなど、全く氣違の如くに見ゆるとぞ。

○ぞめきハ騒ギ遊ブ」

阿波一統に動き出し、淡路・紀州・泉州これに次ぎ、夫より浪華大浮かれに浮れ立ち、

姫路藩の參宮人に對する態度

播州一統に騒出し、豫州・讃州の抜參りも少々ありしが、是は格別の事にてもなく、次に播州動立ちて仰山に出來る。　姫路邊も十二三日の頃御祓降り、其外奇瑞ありしとて、君侯よりも、「領中の者共植付の構ひにならざるやう、勝手次第に參宮せよ」と、御觸あり。　米千俵を出して、宿する家々に割付け、百五十文の宿料は百になし、百文は五十文に減じ、錢なきは只泊めよとて、宿家毎に役人を付けらる。　上より此の如くなれば、一統に施行する者多きとぞ。

備後・長門・藝州の邊も、大抵同じ頃に御祓降りしと云ひ、參宮少々はありしか共、格別の事なし。　安堂寺町筋も三月廿七八日の頃より大に群集をなし、閏三月六日頃迄大いに目を驚かす程なりしが、其後は至つて大勢なる日と、少し減ずる日とありて、一樣ならざりしが、廿日過に至りては、參詣よりも下向の人多くなりて、人氣も大に靜まりぬ。　四月二日伊勢より歸りし人の噂を聞くに、此頃は山城・大和、別て丹後よりの參詣多くして、道中筋も大いに群集して、賑やかなる事なりしとぞ。

備前・美作は、閏月下旬迄は未だ御祓降らず。　されども御祓の評判を聞きて、少々は

抜參りする者もありといふ。　折々途中にて少々は見受くる事あり。　備中も少々は出づるを折々は見當りぬ。　閏月下旬よりは、丹波・丹後・美濃・尾張・越前等一圓に出で、道筋大いに群集のよし。

大和屋林藏の咄しに、此間矢橋にて船一艘覆り、人多く死す。　又靭（うつぼ）の菓子屋（外にては堀江の者といふ。）妻妊娠にて臨月なるに、夫婦連にて參宮し、櫛田にて出產す。（外にては六軒ともいふ。）大勢の泊り合せる中にて產せしかば、大いに狼狽せしに、此噂を聞き、少し隔りし庄屋より駕籠を持たせ、宿屋にては逆上すべし。　此方へ來られよ」と云へるにぞ、之を幸にして其家に至る。　產婦大に心を使ひし事なれば、乳少しも出でざるに、折節此家にても、此頃に安產して乳澤山なりしかば、母子共に恙なし。　暫くは滯留にて養生せしが、產後間もなく參宮もなり難きにぞ、小兒を此家に預け置きて、夫婦共此間歸りしとなり。

施行駕籠

大和屋利兵衛といへる紙商人、常に丹州龜山に紙を賣ひて、閏月十六日彼地に掛請取に行きぬ。同人の妻は龜山近在の者ゆゑ、其親類を尋ねしに、家は閉ざして留守なるゆゑ、三里計り隔たりし外の親類へ行きしに、此家の主いへるには、「今宵何某が方には嫁を迎へるゆゑ、兼て今夕參り呉れよといふ事なれば、何かと用事も多からんに、今朝より往かんと思ひしに、召使皆々抜參りして、甚だ無人にて留守する者もなく、外方も同樣の事にて、留守を頼みぬる人さへもなし。今來給へる道なれば、定めて立寄り給ひしならん。嘸取込の樣子なるべし」といへるにぞ、「我はさあ る事とは知らねども、先刻尋ねしに、家は閉ぢて皆々留守の樣子なり」といへるにぞ、此主大いに怪しみぬ。利兵衛が歸りに、無人にて行く事遲れぬ、斷りを頼みぬるにぞ、道筋なれば又立寄りしに、申の刻過ぐるに猶閉ぢてありぬる故、詮方なくて其處を出で歸りしに、町中にて堵に出會ひぬるに、施行駕籠の明きたるを一人して舁げ、汗ぬぐひつゝ云へるには、「今朝よりか樣に駕籠を擔げ、往來を乘せ歩行きぬ、今少し隙を得たりし故、少しの間休まんと思ふなり」と、吐息して語れるもをかしかりしとぞ。利兵衛事は、津ぼ屋長七といへる烟草屋に滯留せしに、此家の親仁六十四五なるが、親子共施行の駕籠に出で、「かゝる時に當りて施行せざる事やある、其許にも駕籠舁き給へ」といへるにぞ、據なくも町外れ迄駕籠舁げしが、斯樣の折なれば、何れへ行きても、紙の價頓著する者なくて、行先々にて種々の手傳せしとて、聊も銀子受取らで歸り來りぬ。廿日の旭、三尺と思ふ程隔てゝ、三體に現れしとて、龜山にて是を見し人々、「不思議なり」と專ら噂せしかども、利兵衛これを諾はで、「何故に日の三體に拜まれ給ふべき、好事の人の云ひ觸らすならん」とて、見しといへる人の咄しぬるを打消すやうに云ひて、其日直に歸りしが、歸路にても專ら其噂ありしかば、其有樣を處々にて尋ね見しに、刻限より日の形、同樣に云ひぬる由。浪華にては頓と其沙汰なし。廿日は伊勢燒失の最中なれば、日影の雲に映りたるにや。不審しき事になんありける。

予が隣家なる廣島屋四郎兵衛が親類妊娠なるが、月滿つるに參詣し、歸路伏見にて

子を産む。此等は大膽の業なりしが、幸にして無事に歸る事を得しとて語りぬ。

横田川の渡し船覆り、小兒兩人死すといふ。

大石には施行の家一軒もなし

上にいへる如く、灘邊は門徒多き處にて、參宮につき本願寺の使僧迄遁歸る程の事なるに、大石計りは參宮する者一人もなく、施行は世間竝の事にして、殊に福者の多き處なれば、これをなさんとせし者もありしに、檀那寺より、「參宮人へ施行せん より其金を本山へ上納すべし」と、これを止め廻りしにぞ、其の事も止みぬ。斯くて參宮人數萬往來するに、大石計り施行の家一軒もあらざるにぞ、「此處は大家も多き處なるに、施行する家一軒もなきは、穢多か癩病か」など、口々に惡口して行過ぐる者多かりしが、賴み寺の住持晝寢して起きざる故、家内これを起さんとせしに、いつの間に死にしにや、頓死して家内もこれを知らざりし由。これは參宮を止め施行も爲さで、「本山へ金上げよ」など云ひて妨げせし事なれば、神罰を蒙りて斯かる死樣なりしとて、人の語りぬとて、加島屋孫兵衛に聞きぬ。

道具屋五郎衞門咄に、靭には、親子兩人暮しぬる者の、先達て養子せしに、此者不良の行なせるにぞ離緣せしに、月日立ちて後其行も改まり、先非を悔いぬるとて、人の頻に挨拶をなす故、これを許し家に歸らしめて、其明くる日これに留守を命じ置き、母親娘を連れて參宮せしに、出立ちぬる日より養子病に臥して、間もなく世を去りぬ。近隣はいふに及ばず、親類も大いに狼狽す。日を經て母親は參宮して歸りぬるが、娘を途中にて見失ひ、如何成りしにや未だ知れずとて、途方に暮れぬる者のありしとぞ。

天滿船大工町毛利孝安が悴も、近所の子供・女など召連れ參宮せしが、宮川にて川留に逢ひ、船三艘引くりかへり、人三人流れ失せしを以て、悲しくなり、道より頻に歸りたくなりしが、此處まで來りて歸るも本意なしと、膽を出し參詣せしが、「大神宮・雨宮・風宮等火の眞中にあつて、恙なく在すを拜せしと、京都に歸り、廿七日午の刻に、

日月星の三光を拝せしとは、有り難かりしが、道中の難儀思ひ出られて、参宮に懲り果てぬ」とて語りぬ。

月○　星○　日○

此の如くに顯はれ、衆人これを拜みしとぞ。浪華にては心付かざりしにや、其沙汰を聞かず。

四月上旬の頃には、備後・安藝・備中・備前・肥後等ちら〳〵と參詣す。

市物屋久兵衛姉、參宮して十日頃歸り來りしが、道中節尾張・江戸・備後等別けて多かりしとぞ。

松屋宇八　江戸堀一丁目、子供・女等引連れ參宮せしが、其節には、尾州・勢州・（勢州は同じき國なれば、何日にても參詣すべき事なるに、人氣の立てる奇なりといふべし。）丹波・丹後・但馬等多かりしといふ。此者云へるに、「二見より六軒へ渡る船一艘覆り、人多く死すと、併し御本宮の火の只中に立ちて燒失せざるを見奉るに、神德の有り難き事、言語にも述べ難き有様なり」と云へり。

浪華より野里の渡しを經て、尼ヶ崎へ出る道筋に、へじまといふ處あり。此村總べて男は女の姿になり、女は男の姿になりき廻り、大なる幟二本、御蔭參り施行の印を付け、駕籠々々の前後に大勢の者共伊勢音頭にて囃し立て、大浮れに浮れぬる由。此度の御蔭に付き、是に限らず、道中筋處々にて、女の出でて駕籠を舁きぬる由。勢州津にては家中より大勢出で、侍共大小をさしながら、旅人を擔げ廻りしとぞ。此等は最も甚しき事に思はる。

海老口村百姓何某の云へるには、此者閏月七日立にて參宮せしが、四日立にて當所より御役人衆出張ありて、宿賃・人馬・駕籠・物の價等定りて、家毎に張札ありて、何事も嚴重なりし故、少しも不自由の事なかりしとぞ。海老口にて寶永の御蔭參りに、高八十石持ちし百姓一人參宮する事なく、召遣ひ迄嚴しく制して參らせざりしが、此者の田地計り大いに日やけして、米一粒も取れざりしが、夫れより次第々々に家衰へ、今にては淺間敷有様になりぬ。へじまにても此類多かりし故、此度は一人も參

神罰

宮せざる家なく、此者十二日に歸り來りしが、其頃よりも十三日立にて參詣せし人の噂には、道筋も大いに群集なりしが、其よりも亦其次に參宮せし頃は、雨天・川支等にて目を驚かせし事なり」と、參宮せし者共の云ひしとて語りぬ。總べて此度參宮人等の、不自由の事なくて程よく參りぬるは、至つて面白くして有り難かりしといふ。道中にて不自由の目に遇ひ、宿をも取りかね、飢る勞れぬるは、參宮に懲り果てしといふ。其人々の幸・不幸と、何かの取廻はし宜しきと、立廻り至つて鈍なると、心強きと、心弱き人とにて、斯かる有樣なりし事と思はる。

「伊勢にて或る家に米を施行せしを、參詣する人の其米を貰ひし上に、側に積める俵にもたれ懸り居て、人の隙を考へて、少し計りの米を盜み取りしが、其手を突き、もたれ懸りし米俵の、體にひつ付きて離れざるにぞ、外より人集りて、俵の中なる米を出しやりしかど、其俵猶ひつ付きて取れざりしを、予が隣町なる大和屋八兵衞母の親しき人其側にあつて、其樣を見、共々に藁を取つてやりしが、不思議なる事なりし」とて語りしを、予に又語りぬ。此等は怪しむべき事なれども、大和屋の母は正直にして、詞を飾れる人にあらざれば、之を記しぬ。

播州より三十人組とて參詣せし中に、六十計りの親父、息子の妻を連れて參りしが、道にてこれを犯せしに、交接離るゝ事なし。神明の罰を蒙りしなるべし。かくて詮方なければ、連の者共これを宿に預け置き參詣をなし、歸路兩人を戸板に乘せ、銘銘にかはり合ひてこれをかたげ歸りしといふ。又當所籠屋町には、子供を出家させしが、此坊主「頻に參宮せん」といへるにぞ、母親と二人連立ちて參りしが、これも宿屋にて骨肉の親子淫事をなし、離るゝ事なくて、人中にて恥を曝し、宿送りにて歸りしといへり。六十の親爺、息子の嫂を犯し、骨肉の母親其子に犯さするなど、畜類に等しき行なり。かゝる事さへありぬれば、うはの空にて飛び出づる若き男女のいたづら思ひ遣るべし。いかに神の罰を蒙りしとて、交接離れざるの理なき事なれども、大勢の泊り人互に押し合うて、何れもまどろむ事なき中にて、かゝる

まさなき業をなしぬる事なれば、知れでやは候べき。今其噂の高きに、後の世に至りても、前年の御蔭參りにかゝるまさなき業ありしとて、後の世迄も其譏りを受けぬる事、これひつ付きて離れざるに等しかるべし。閏月廿日の頃、予が門を女の兩人連立ちて通りしが、これも參宮して不儀の行ありしと見えて、拔參りすれば親仁の面を見るもうるさく、小悴も捨てたくなるとて、聲張り上げてうか〳〵語り行く樣の、淺間しき事に思はれぬ。總べて斯樣の有樣なれば、人々心得べき事に侍る。

六軒にては、狂女と見えて、若き女の國處も知れざるが、人々御蔭參りに施行をなせども、我は施す者なし。○頭注淫婦の狂人となりしにや、又卓見ありて此間を非とする施行を云へる詞にをかしき處あるにそ之をもかい付けぬ故にこれを施行すとて、口〻を出して有りぬる故、處の役人これを制すれども聞入るゝ事なく、其處を動く事なくありしとぞ

天滿にて三歳の小兒連れし女の拔參りせしが、宿屋にて側に臥しぬる女の、去年生れしを連れしが、乳少なくして困りぬる故、見兼ねつゝ、其子に乳を與へぬ。夜明けて三歳の小兒これを拒みて呑ませざる故、これを暫し守りてよとて、其人に渡し置きしに、其女何地へ行きしにや、之を尋ぬれども、其行末知れざれば、據なくて、其子を連れ歸りぬれども、其素姓も知れず、されども之を拾つる事も成り難く、日夜泣き暮らせる事なりとぞ。

高麗橋筋・渡邊筋・角錢屋瀧兵衞悴の參宮せしが、道にて連れになりし人の、宮川より向ふへ行かれざりしが、「遙々參宮を志して來れるに、歸るも口惜し」とて、後向(うしろむき)になりて苦しみつゝ、山田の方へ步みぬるを見しとて語りぬ。錢屋は予が知れる人にて、これも僞り云ふ人には非ず。

淀屋橋筋伏見町北へ入る政富喜兵衞といへる菓子屋の裏にも、御祓の降りしにぞ、此者夫婦連にて、兩人の子供連れて參宮す。伊勢燒失の跡に、神明の本社の火の中

犬の參宮

に在つて燒けざりしを見て、有り難き事なりしとて語りぬ。予も降りしといへる御祓を見しに、檜木にて劒先（けんざき）なりの箱を拵へ、びいどろにて窓の如くしてありぬるが、內宮と計りにて御師の名はなかりし。中西常藏の咄に、東町奉行所に八十、西町奉行所に六十計り御祓の降りしを屆出でたりしとぞ。又白鷺の御祓を銜（くは）へ來つて、所々に落せるを、京・攝の間にて見し人の有りしと云へり。

阿波より犬を連れて參宮せしが、御陰參りする犬なりとて、道々にて食物を與へぬるにぞ、大いに食に飽きて、其度毎には食ふ事なし。外より參れる犬は、其處々の犬これを噛み伏せぬるものなるに、其犬にはとんとかまへる犬一疋もなし。これぞ不思議と云ふべし。犬の當所經て參宮せしも三四疋ありしと云へり。

難波橋筋南久寶寺町丁子屋武兵衞なる者、伊勢出火の節に、六里手前にて止まり、明くる日參詣せしが、これも本宮の殘れる樣を見て、信心肝にこたへぬと云へり。これが云へるには、火事の節外へ逃げし人々は、少しも怪我なかりしが、本宮の方へ走りしは、多くは怪我せしかども、死せる人は一人も無かりしと云へり。

閏月二日、大坂より峠を經て南都へ出でし者九萬千數百人にて、奈良にて宿りし者三萬四千餘にて、其餘は宿しぬる家なくて、皆夜道を步みしとぞ。南都にて日暮前には右の人數行詰まりて、こちらより向の家迄も行く事ならざりしとて、大和屋利兵衞と云へる南都生れの人の予に語りぬ。

四月十六日、津山林田町の者なりとて、予が知らざる人の出來りて、「此度十人計り連立つて伊勢へ參りて、江戶を見物に行きしが、路用を使ひ切らしぬ。こゝに西川の銀札あり、これを換へて給はれ」と云へるにぞ、「西川の札は四五年も跡に潰れて、通用する事なければ、替へて遣り難し」と云ひしかば、言下に詞をかへ、とぼけたる樣にて、「我等は五年前に江戶へ行きて、今歸りがけなる故、斯かる事を知らず、これより津山へ歸るには、六七百ありぬれば歸らるゝ事なり」とて、尙も吾をかたら

んとす。西川札の潰れし事は、則ち大黒屋の親類西山籠兵衛に聞きぬ。これが悴を加茂丹後が、ざこばなる阿波屋藤兵衛が養子に遣せしに、差縺れ出來て、加茂も西山も困じ果てぬるが、三人共に予が知人なるにぞ、加茂より予を頼みぬる故、程よくこれを取納め遣りぬ。斯かるにて札のつぶれし譯をも精しく知りぬるに、役にも立たぬ銀札を以て予をかたらんとせしは、膽太く侍る。跡にて聞けば、「町内にて此町に作州より來て住居する人は無きや」とて、予が事を聞き合はせ參りしとぞ。作州は予が生れし國にはあれど、人氣の宜しからざるを、召遣へる者にさへ恥づかしく思ひぬ。

白子裏町播磨屋喜衞門・尼崎屋孫兵衞妻等、何れも小兒引連れ、二十人計りにて、閏月十二日立にて參宮し、伊勢にて火事に逢ひしが、火元より餘程間ありし故、河原に逃れ出でありしが、火飛廻り處々燒けぬる樣、恐しき事なりしが、處より大勢提灯燈し連れ、「道の案内せん」とて、道無き山中に連れ行かれ、辛うじて其山を越ゆる頃、夜明になりぬるに、其山の麓は古市なれば、こゝに飯を食べ休みぬと云ふ。こ

れが咄には、火事に怪我せし者一人も無しと云へり。江戸邊にては、閏月上旬には、昨年切支丹御仕置あり。其後梵妻一件にて、三十ヶ寺計りも召捕られぬ。「今御蔭參り始まりぬれば、佛法衰へ神道の世の中になりしかば、陽氣勝つて火事有るべし」と、誰云ふとも無く言觸らせしにぞ、皆々大に騒ぎ立て、諸道具を藏へ運び、藏なき家にては外にて借り藏をなし、道具を片付けぬ。騒々しき有樣なりと聞きぬ。

七十に餘れる老女の、連にはぐれしとて、町内の橋の上にさまよふあり。撞木橋の上には、同じ年頃の老女病臥して苦しめるあれば、宿駕籠釣臺に乘せて宿送りに病者を送れる樣、哀れなる事にてありぬ。

鴻池・加島屋等は、當所にても富める人故、其名何國迄も通れるに、此度御蔭參りに付、一人へ二朱宛の施行すなど、專ら言觸せしにぞ、淡路の者は申すに及ばず、紀州・泉州等よりは態々廻り道して、是を受けんとて來たり、門に立つて乞へる者あれば、鳥目二文宛を與へるのみなるにぞ、何れる心當違ひぬるも可笑し。其餘大家と呼

ばるゝは、大體右の如し。堂島の施行の如きは、仁慈に似つれども、其名を賣らんとて、畢竟は名利の心より出づる事と思はる。眞實より出づる施行も少きにはあらざれども、多くは此の如き心得と見ゆ。されども近頃は、御蔭參りと施行との噂のみにて、外にしみたれたる噂を聞かず。人氣一變せしが如し。

御蔭參りやゝ減ず

御蔭參りに浮かれ行きしも、心そゞろにして狂人の如く、下向しぬるは大いに勞れ果てゝ、阿呆の如く、何れも飮食を節せず、夜をこめて雨露に打たれ、山嵐の氣に當てらるゝ事なれば、時疫病みて惱める人多し。四月半ばまでは、往來減じながらも絕ゆる事なかりしが、月末に至りては、偶〻に參詣の人を見受くる樣になりぬ。

御蔭參り新道を開く

此度御蔭參りに付きて、大和路より伊勢への近道を開く。山路の嶮しきに、沼の中など步みぬる事にて、六里の間に柚人の家二軒ならではなくて、勝手知らでこれを行きしは、大いに困じぬるよし。安堂寺には、「必ず近道を行く事勿れ」とて、處々に張札を出す。

河内の門徒寺に御祓降る

河内にて、或門徒寺へ御祓降りしかば、小僧これを拾ひ取つて內へ入りぬ。我宗門にてかやうの物取扱ふ事なしとて、其儘是を取て火に投じて燒き捨てしかば、小蛇二疋出で來りて、之が咽に纏ひ付きて離るゝ事なく、淺ましき樣なりと言へり。米俵の體に引付きしと同日の談にして、怪しむべし。同國松原より半丁計り隔たる村の庄屋、其外池田・伊丹等にも、交接離れざるの噂專らなり。是等も甚しき邪婬をなして、其惡名離れざるなるべし。乳呑子連れて浮かれ出でしが、驚風・外邪・痘瘡（此年春より痘瘡流行す）等にて、途中にて死せるを、行李に入れて其死骸持歸るも數ありし事となん。

京都東洞院三條の者御蔭參りの途中溺死す

京都東洞院三條にて、或る大家の息子幼年より虛弱なるにぞ、主の甥兩人を後見の積りにて、乘ねて是を引取り置きしが、此度御蔭參り始まりしかば、右の三人の者（もの）共荷持一人召連れて參宮し、歸路二見より船に乘りしが、其船覆り、十七人乘の中

にて七人死にしに、四人は此者共なりしを、漸く荷持計り引上げて、其の處を尋ねしに、「東洞院三條」とかすかに聞えて、其儘息絶えぬる故、所にても詮方なく、證據の爲にこれが著物を脫がせ取り、直に京都へ飛脚を出し、東洞院三條に著きて、「此邊より伊勢參りせし家ありや」と尋ぬるに、其邊一軒も參詣せざる家とては無きにぞ、「男計り四人連なるを」とて尋ねて、漸と其家に到り、右の著物を見せしかば、家内大いに驚きぬ。此家には斯かる事ありとは更に知らざる事なれば、主始め大勢、粟田口へ迎ひに三日計りも打續き出でぬるに、今日も又到りてあるにぞ、直に人を走らせしかば、主は大いに驚き、足も立たざりしが、仕度そこ〳〵にして、飛脚と共に伊勢へ到り、「せめて亡骸を得たし」とて、漁者を雇ひ網を入れて、百五十金計り費せしかども、これを得ざりしにぞ、家に歸り、世間の交を止め、來れる人に逢ふ事なくて、獨り一と間へ引籠り、晝夜念佛を唱ふるのみと言へり。

御幸町六角の邊にて、或る家の丁兒十三歳になれる者兩人、十二歳なる一人と、三人連立ちて拔參りせしが、十二歳の者は足を痛めぬる故、兩人連立つて途中より先へ參宮し、歸路同じ町内に住める婦人の二歳なる小兒を懷き、九歳の小兒引連れて拔參りせしが、子供の世話に進退谷まりて困じ果てぬるに逢ひぬるにぞ、此婦人大いに喜び、「こゝ迄拔來り參らざるも口惜しければ、何卒九歳の子を連れ歸り呉るゝ樣頼みしかども、これを諾はざる故、金子二歩出して頼みぬるに、此子供等錢を持たざる者共故、是を受けて、其子を道連れになし、これより分れぬるが、横田川の渡し大いに群集して、心易く船に乘り難きにぞ、大勢歩渡りするを見て、川も淺き樣子なれば、兩人の者九歳なるを中に挾みて渡りしが、川中に三人共流れしかども、兩人は辛うじて助かりぬ。預りし子は流れ失せぬれども、詮方なく歸り來りしに、程なく母親歸り來りて其事を聞き、大いに打歎き、奉行所へ届けぬ。公儀にても詮方なくて、兩人の子供町預けに相成り、今に濟む事なしと聞きぬるは、四月廿八日の事なりし。

京都にて、或る家の丁兒抜參りせんとせしを、主人大いに叱りぬれども、聞入れざる様子なれば、火の見の柱へ括り付けて置きしに、折節此家に普請ありて、大工入込みありしが、密にこれを解きやりて、其跡へ御祓を括り付けて置きしを、主人程經てこれを見て大いに驚き、「勿體なし、我に罰當るべし」とて、跡より直に參宮す。其大工、「我こそかゝるわざして人を欺きぬれば、神明の罰蒙らん」と聞きて、其儘參宮せんと駈出でしとなり。こは浪華籠屋町にありしと同日の談なり。

大宮通丹波口にては、握飯一つ宛施行せしに、日々米二石餘り入りしと云へり。

久寶寺町金屋平兵衛、幼年の娘兩人相具して、四月六日立にて參宮し、廿日に歸り來る。今にては、京都・江州・若州・尾州等より、身元宜しき者計り大勢連立て參宮し、道筋も一節の如くに厚かましき事なくて、何も不自由の事なかりしが、百姓は何れも植付の掛へに掛りぬる故、所によりては人を雇ふ事も成り難くて、幼子を負ひしには困りしと云り。又、西國筋兵庫・明石等より、今に少々宛參宮の人を見受けぬるが、身元何れも相應の人物と見えて、槍杓をば持ちぬれども、門に立つて報謝を乞ふ人は少くなりぬ。

堂島裏町櫻橋筋東へ入る處にて、中澤右兵衛といへる寺子屋の妻、五十計りなるが、疾病にて、鼻落ち口破れて常に惱みぬるが、十三になれる娘一人召連れて、浮かれ行きしに、氣の轉ぜしにや、其日より氣分宜しく、途中も無難にて、矢橋二見等にても船に乘りしが、至つて都合宜しく、歸り來つて後も至つて健かになりしとて、神明の御蔭を喜びぬ。是が云へるに、「或る家の小兒蹇にて、十歳なるが、足少しも立たざるに、此度の御蔭に參らんとて、頻に思ひ立ちて、はたよりこれを止むるをも聞かざるにぞ、詮方なくて、母親これを負ひて參りぬるが、あをにて是を下し、休らはんとせしに、覺えずも其子の足立つて自由になりぬるにぞ、親子感涙を止めかねて、喜び泣きに泣きぬるを見る。又美濃女密夫と共に抜參りせしが、青脹れに脹れつゝ、宿駕籠にて送らるゝを見る。又六人連なる人の、別れ〳〵になりて、四人は

○あをハ阿保越ニテ伊賀ヨリ伊勢ノ津ニ出ル間道ナリ

矢橋の船に乗り、二人は瀬田を廻りしに、其船覆り、殘らず死す。又故もなきに、一人湖水へ飛入りて死せるあり。又松坂にては、茶店へ休らひ居りし女の、馬に足を喰付かれ、苦しめらるゝ樣見し」と云へり。其餘御祓の降りしは、途中にて處々にこれあり。中には御幣の屋上に降りしを、其儘に御神酒備へ祭れるなど有りといふ。

白鷺金幣を銜ふ

西宮にても、白鷺の金幣を銜へて空を舞ひしが、處々にて下らんとするにぞ、人多く出て是を受止めんとせしに、其處へは下りで、蛭子社の隣なる門徒寺の杉木に止まりて、此處へ落しぬ。此寺の住持、大石其外處々に門徒寺の變に遇ひしを聞きて、恐れぬるにや、又信心に出でしにや、直に參宮せしと云へり。

予が隣家播磨屋季助といへる者の悴、十一歲なるが、昨年の冬より丁兒奉公に出でありしが、子供の心得違ひを咎めて、此家の妻是を叱りしかば、其儘に主家を立出て、歸らざるにぞ、其由宿元へ申來る。内にても母親これを案じて、種々心を勞せしに、其子は主家を出で、宿の知るべの方へ行き、鳥目百文借りて、是にて笠商ふ家に到り、「笠を買はん」と云へるにぞ、笠屋の主人「拔參りするや」と尋ねしかば、「然なり」と答へしにぞ、笠の價をば取らで、鳥目五十文を與へぬ。此小兒百五十文の錢を持つて參宮をなし、十五日目に無難にて歸り來りぬ。此者は小兒の中にても、至つて愿病怯弱此上も無き者なるに、人氣浮かれ立ちぬる時に當りては、怪しむべき事なりき。

備前無屆の拔參りを禁ず

予が家に召使へる僕は、備前の者なるが、此が近村より三人連にて拔參りせしが、歸路京都にて一人連れにはぐれしが、此者病んで漸うと當地迄來りて、中の島備前屋敷門前にて倒れ伏して、一步もなり難く、大いに苦しめるにぞ、屋敷より早々飛脚立て、親類直に登り來りしに、折節予が僕途中に逢ひぬ。備前は、上へ屆くる事なくて拔出づる事は、嚴しく法度なるに、斯かる有樣なれば、大に騷動せしと云ふ。

薩州にて相應に暮しぬる身元の人なるが、妻妊娠にて七月を過ぎぬ。是まで屢〻産すれども、育ち難ければ、此年御蔭こそ幸なれば、參宮をなさば子も育つべければとて、夫婦連にて國を出でしが、途中にして男病出でしが、日數を經て死に失せぬ。國を出づる時には相應の貯へをもなせし事なりしが、今は路用を遣ひ果てゝ、一錢の貯もなく、大和路を迷ひ歩行くうちに、前後に家なき野中にて、產の催し付きて大いに惱みぬるが、程なく子を產みぬれども、詮方なくて途方に暮れ果てしに、折節往來の人有つて是を憐み、金一朱を與へしかば、これに助けられて、漸と人家へたどり著きて、其日は宿りぬ。されども外に貯なき事なれば、其宿をも追出され、艱難苦勞し盡くして、十二月の始めに大坂へ來りしが、寒氣烈しきに垢著きたる單物を一つ著ぬるが、子を懷にして、予が知れる方などへも物貰ひに至りしが、哀れなる樣なりしとて、其人の之を語りぬ。

四月廿日過ぎ、久寶寺町金屋平兵衞が門を通りしに、主人平兵衞丸裸にて店先に在りしが、總身膏藥だらけにて、餘りをかしき樣なれば、「如何せし事にや」とて之を尋ねしに、「當月六日立にて伊勢へ參詣し、廿日に歸り來りぬ。道中筋も百姓は悉く農業にかゝりぬるなれば、旅行の馬・駕籠絶えて無く、人を雇はんとすれ共、處により ては其事なり難き故、夫婦の者、十三と七つとになれる女子を連れて參りしに、幼女の足痛めぬるを據なく負ひしかば、總身此の如く惱みぬ」と云へり。「其節にも大勢參詣はありしかども、京都・越前・尾張・美濃・若狹等多し。されども何れも歷々の身元人計りにて、道中少しも混雜することなく、宿々よりも宿引の者出でて、泊りに困れる事とてはなし。されども甚しき麁食を出すには困りしと云へり。往來ども、宿送りの病人に仰山に出逢ひし」と云へり。

五月七日堂島川に架かれる田簑橋の上に、十二三なる伊勢參りの女子行倒れ死す。是等は一人にて參宮すべき事には思はれねば、定めて連れにはぐれ、飢に勞れ病死せる事と思はる。

同中旬、備中新見飛脚來り、親類よりの書狀を持參せしが、伊勢參りの老幼、病にて宿送りになりぬるを、大勢見受けしが、哀なる有樣なりしとて語りぬ。

同中旬、日向飫肥城主伊東修理大夫殿交代なりしが、途中より、十五歳より廿歳位の男子の、伊勢參りして、連れにはぐれ、飢に勞れなどして有りぬるを、「日向に來れ、連れ行きなん」と云へるにぞ、「何れも難澁の者共故、しかせん」といへるは、供廻の內へ入れ、廿四五人も連り來りぬ。中に廿四歳になれる者、一人ありて、其餘は廿以下の由。此等は前後の差別なく、御蔭參りに浮かれ出で、施行を當てにせし事なるべきに、施行今にては絶えてなき事なれば、あちらこちらと徨ひて、食を求めぬるに、思はずも日數積りても、親兄弟の叱りに遇ひ、又奉公をなせる者は、主家へ歸る事もなり難く、差當り口を養ひ飢を助くるだに、何の辨へもなく、親の歎きをも顧みずして、行くなるべし、伊東家伴の者共の、計らひなるべけれ

○引合ふハカケアフ也

ども、君侯の伴先にての事なれば、侯も譏りを免るゝ事なし。「如何に銘々連れには ぐれ飢に苦しめばとて、親兄弟の有る者共なるを、親へも引合ふ事なくして、差別もなき者共へ應對をなし、連れ歸る事人拘しともいふべきか。いかに彼國人少なければとて、淺ましき事に侍る。諸侯の事なれば、此者共の國處を正し、夫れ〴〵親元へ送り遣らば、嘸な其親々の悅びぬべき事なるに、伊勢參りして、日數の經るをも案じぬるは、親子の情なるに、日向に行きなば、親は此の事を知らで、歎き暮らし、出でし日を命日として、弔ひぬべし。不仁の至り、人たるの所爲にあらず。（伊藤の屋敷は土佐堀常安橋の西なり。侯の著故に、迷子共には別に宿を取らせありぬ。其邊の者宿の主など、「國へ歸りたき事はなきや」とて、此者共へ尋ぬるに、何れも「其事なし」といふ。中には西宮の子供などもありと云へり。）淺ましき事に侍る。

伊東も素姓正しき家にあらず。昔彼家の入道、大友をせばめ、九州に勢を振ひ、鐘の銘より事起り、薩州と合戰に及びしに、其勢當り難く、薩州勢打負けて、終に鹿兒島の本城迄攻詰められ、城を捨て奔去りぬ。此の如くなれば、跡なる河原迄引取り、大に勝誇り、甲冑を解き、油斷して、其備なき處へ、薩州の敗兵、窮鼠猫を

○大義ハ忠義

食むの勢にて、思ひ寄らず切込みしかば、大敗に及び、吾一に落行き、恥ある者は手を空うして討たれ、腹切などして相果てぬ。入道も今は詮方なく、腹切つて失せぬるにぞ、足輕に一人大義の者有りて、敵に首を渡すまじと、入道が首を討落し、懐中なる家の系圖を取出し、これと首とを腰に括り付け、海中へ飛入り、辛うじて命を全うし、日向に歸り、人知れず其首を葬り、何卒して家を起さんと思へども、血筋の人々も皆討死して更になければ、詮方なく上方に出來り、御治世になりて、いかなる人の子とも分き難き小兒一人拘引し來り、七歳計り迄これを育て、立派なる衣服を著せ、伊東家の系圖を首に掛けさせ、城の番場に連れ行きて、この小兒を捨てぬ。此子番場をうろ〳〵とし、迷ひぬるにぞ、これを正しぬれ共、何とも分き難ければ、夫より公の計らひになり、これが首に掛けし物のかさ高なる故、これを改め有りしに、伊東の系譜ありしかば、伊東は舊家の事なればとて、牧方に於て三千石を給ひしに、其後「本領の事なれば、聊にても日向にて給はりたし」と願ひ出でし、御聞届け有り、終に諸侯に列するに至る。今に至り、牧方の橋

伊東より掛る事有りと云ふ。予が頼み寺久昌寺體元和尚は、薩州の者にて、此事詳に予に語りぬ。

當所伊東屋敷の側に、伏見屋間右衛門といへる寺子屋あり。此者狂歌を詠みて一家をなし、桃李園と云ふ。此者屋敷へも立入りぬ。此度供せし家老、同人方へ出で來り、迷子連れ來りし噂をなし、予が先祖も迷子にて、日向へ賣られし者なれども、追々立身して、先代より家老職をつとむ。日向へ連れ歸りしとて、憂目見する事にては更に無し。暫く足輕に使ひ算筆を能くする者は、間なく勘定役勝手方などへ出で、追ひ〳〵立身する事にて、かゝる類、家中に多き由。又何一つ取得なき者共は、百姓になし、山野の働を爲さしむる由。彼國領内廣く、人至て少き故、他國の者を買入る事なる由。元來彼國の土風にて、子一兩人を育て、其餘はまび〳〵と稱へ、墮胎せしめ、生み落しても、是を殺しぬ。子供多く育つれば、親の世話多し。家を續ぐ者さへ有れば、夫にて事足りぬ。家業は成人せし他國者を買取つて、是になさしむれば、苦勞する事無しとて、金銀・田畠多く持てる者迄も、

此の如しと云へり。此節君侯の著ありしに、迎へ船未だ來らず。中旬より、今に屋敷へ滯留あり。廿二日供の士一人死するに、「當所にて死にしは、大なる仕合なり」と、何れも口々に云へるにぞ、「何れにて死するも、死によきといふ事はあるまじ」と、宿の主の難せしに、飫肥領内城下迄の内に、至て難所有り、馬・駕籠も通り難き所有り。前々より其所にて人死する事あれば、海の中へ投込む事なりとぞ。總て下國と見えて、當所屋敷にても、臺所に大なる圍爐裏を切りて、鍋をかけ、此鍋にて飯も汁も何に寄らずたきぬるに、月代の湯をも是にて沸し、鍋の中にて天窓をもみ、月代のすりしをば、直に圍爐裏にくべて、これを焚き、餅も燒く。味噌も肴をも其火にて燒き、唾をも鼻をも其中へ吐き、嚙込みぬる事なりとぞ。嗚呼、夷狄なる哉。

四月下旬より五月さし入迄は、伊勢參りも至て稀なる事なりしに、十日頃より、豫州・備前・備中・中國・九州・雲伯等より出來り、最初の如くには非れども、市中を大勢徘徊す。

五月上旬雲州より、母・娘兩人の抜參りせし者有りしが、其母病に臥して、大和路にて死す。娘願によりて、其所に葬りやりし由。御代官よりして、當所出雲屋敷へ其届あり。

大和國下市なる西法寺（曹洞宗なり。）の住持が咄には、國々も一統に伊勢參りせざるものなく、種々の奇瑞あり。予が知れる川上と云へる所に住める富家の娘、年十三、幼きより蹇（ろざり）になりしが、此度御蔭參り始まりて、老も若きも幼きも、飛出づるにぞ、此娘も是を羨しく思ひ、「參宮させて給はれ」とて、父母に願ひぬるにぞ、これを許し、二親附き添ひ、駕籠に乘せて參りしに、本社の前に到り、駕籠を下ろし、立出でしに、思はずも足立ちしかば、如何にも不思議の事に思ひ、其身は分て嬉しくして、本社まで步み行きぬ。かくて歸路には、少も駕籠に乘る事なく、步みて歸來りしかば、何れも大いに喜びぬ。川上と云へるは、往來より餘程入り込みし處なる故、銀子三貫目往來へ持出で、施行をなし、群集にて宿りに困りぬる者共を、悉く連れ歸りて、宿らせぬ

とぞ。其餘、盲人の目明らかに成りしなど、其數限りなしと云ふ。此の如くなれば、神罰も直に受けて苦しめる人も多しと云ふ。又施行駕籠・施行馬・其餘何によらず、施行あれ共、施行に付きて、若き者共は、一村づつ云合せ、衣裳を揃へ、種々の思付をなしぬるが、後には甚しくなりて、互に村々に負けじ劣らじとて、後には俄など思ひ付き、伊勢正遷宮に付き、勅使の様をなし、何村にては五十金の入用、何村は百金などとて、施行よりは、斯かる事に費莫大なりしとぞ。大和は東西本願寺派の多き處故、平日檀家にて、神祭りする事を嚴しく戒めしが、此度御蔭參り始まりて、梵妻・娘など飛び出づるにぞ、後には住持も家内引連れ、一統に浮れ立ち、參宮をなし、一ケ寺も殘れるは無しと云ふ。又參宮人、馬より落ち、又は病に苦しみ、怪我をなし、死せる人も多しと云ふ。明和の御蔭は同人九歳の時なりしが、老幼、牛馬、犬猫迄參宮せし事なりしが、何も奇瑞ありし噂は無かりしが、此度の如き罰・利生覿面なる事は無かりしとて語りぬ。

順慶町[redacted]家内近邊心易き女同士相語らひ、參宮せんとて内を抜け出でしが、道中にて連にはぐれ、此女一人になりぬ。元來此者癇症の兆しあるに、斯かる事なれば、途方に暮れて、取逆せしと覺えて、近江なる矢橋の船に乘りしが、湖中に飛入りぬるにぞ、大いに騒動し、直に水中を大勢の人以て探しつゝ、漸く引上げぬれども、最早息絶えてせん術無し。これが懐中を探り見しに、則ち處付有りしかば、直に大坂へ申し來りぬる故、當方よりも直に受取りに行きて、事故無く相濟みしかども、暫くと雖も多くの人をかけて取計らひし事なる故、近江にての入用一貫五百目、大坂の入用一貫目なりし由。しかし御蔭參りの事なれば、近江にての入用は、施し遣るべしとて、取らざりしとぞ。此女富の札一枚懐中せし故。富の札屋迄召出されしが、此札は一昨年の札なりと云ふ。

五月の末江州水口の人來りて咄せるを聞くに、道中筋、最初人の出盛りし時の如くにはあらねども、今に參詣群集すと云へり。此度御蔭參りに付、道中筋の宿屋々々は申すに及ばず、總べて商人・働人まで、仰山に金儲けせし事なりとぞ。鈴鹿山の麓

なる田村川の橋、一人前三文宛にて渡しぬるが、此度御蔭に付き、多くの人を雇ひ附け置きて、右の如く渡し錢を取りしが、上の運上、又人足雇ひ賃など相拂ひ、纔の間に、三百金殘りしと云ふ。

右の橋上の處は、十ヶ年の受負にて、又十ヶ年の內、一ヶ年づつ下にて分ち、十人して之を持つと云ふ。纔か人の出盛りし間に、日雇賃金五十兩相拂ひ、運上諸雜費をも濟して、三百金殘る程なれば、夫より後も追々參詣の絕ゆる間も無ければ、いか程儲けぬる事とも計り難し。これにて宿屋・諸商人・働人等の金儲け、思ひ遣るべし。併し近來は宿々悉く病臥して、病み人ならざるはなしと云ふ。晝夜の差別なく、大勢の人を宿らせて、身體の續きぬる迄働きし事なれば、さも有るべき事なり。

米の騰貴

始めの程は米も相應に貯へしが、後には宿々に米を切らし、四斗俵一俵金二步三朱になり、夫より次第に騰り、金一兩迄に至りしと云ふ。江州の內にても、日野・八幡等は、米穀澤山に貯へぬれば、此處に至りて、米を求むれば、何時にても無き事なしと雖も、人夫は悉く道中筋の働をなし、百姓も牛馬を牽きて、是をなして、錢儲け多き事なれば、米運びに雇ふ人なく、據なく宿屋々々より手人にて運取り、大いに混雜せし事なりと云へり。又參宮人病倒れて、宿送り日々仰山の事にして、少なき日と雖も十人に餘れりと云ふ。

疫癘

米屋町三丁目伊勢屋久兵衞とて、伊勢の太夫宿する者あり。當地にて是が親しくする者、此度伊勢へ到り、商ひせんとて、種々の物多く仕込みて、彼地へ到りしに、山田一面疫癘にて、悉く病み臥し、參詣せし者共も、同樣に病み臥しぬ。此日國々參詣人大病の分、宿送りにて送り出せる者、四十三人あり。日々四五十人の宿送り絕ゆる事無しと云ふ。折角商ひをなさんとて、物多く仕入れ、態々到りぬれども、此有樣を見て、大いに恐れ、一夜の宿りを明かしかね、早々逃げ歸りしと云ふ。道中と雖も、皆病み臥しぬる事にて、扱々恐ろしき事なりしとて語れりと云ふ。こは六月

上旬の事なりとぞ。

四月下旬より五月前後迄は、參宮人の往來も、至つて少なかりしが、十日過より伊豫・因幡・安藝等より大勢參宮し、肥前・天草・石見などよりも、追々出で來る。日向よりも同樣なり。

淀屋橋邊には、每々參宮人の病に苦しみて、行倒れぬる者絕えざる故、皆々家に取込み養生爲さしむと云ふ。長町等も定めて同樣の事なるべし。

京都或る大家の息子、伊勢參りせんと云へるにぞ、手代兩人荷持一人召連れぬるが、夫計りにては、道中の程も心許無しとて、出入の角力取一人差添へて、此節、道も群集する折なれば、「何かと心を付けて、怪我などせざる樣に計らへ」と云付けて遣りぬるに、橫田川にて渡船覆り、主人は流れ亡せて、四人の者共は皆助かりて、すご〳〵と歸り來りしと云ふ。兩親の道の程を案じつゝ、斯く迄心を添へたるも、斯かる災に遇ひぬ。恐るべし。（和泉屋善兵衞の咄なり。）

六月中旬、伊豫國吉田家中何某なる者、江戸より歸り來り、よき序なれば、伊勢參宮を爲さんと、兼ねて思ひしかども、關東筋一樣に、御蔭とて動き立ち、箱根御關所も、參宮人は切手なくて御通しある程の事なれば、道中筋大群集にて、殊に伊勢路に掛りては、西國よりの參詣も多く、中々參詣など出來ぬる樣子に非りし故、其儘にして參らざりしとて、加島屋勝助へ語りしとなり。西國にては日向尤も多かりしと云へりとぞ。

西國筋より、追々參詣の者出來る。されども薩州は、頓と出でざると見えて、未だ見當る事なし。

七月二日京都大地震。加賀國より三人連の御蔭參り、清水へ參詣し、石燈籠の側に休らひ居たりしが、右の大地震にて、石燈籠倒れ、是に打たれて、三人共卽死すと

云ふ。

同中旬、湊川とやらんの渡にて、御陰參り五人連れにて、人込みの渡船へ乘込みしが、五人共水に溺れしに、三人は辛うじて助かり、二人は流れ失せしとなり。こは予が知れる者の眼前に見しと云へり。京都地震有りてより、其噂ばかりにて、御陰參りの沙汰も止みぬ。されども、西國筋の拔參りは、絶えず之有り。途中にて日々是を見受けぬるが、七月の末より八月に至りては、只さへ施行する者なきに、京都より伏見其外にても、右の地震にて、頓と取あへる者なきと見えて、何れもやつれはて、門毎に立てるに、錢を乞へるは絶えて無く、昨日より食をたべず、今朝より何も喰はざれば「何にてもたべる物給はれ」とて、食を乞はざるはなく、皆々淺ましき有樣になりぬ。

七月廿七日、龜山家中小川庄太夫、江戸より歸り來り、是が咄には「此節關東筋御陰參り益〻盛にて、道中も殊の外群集をなし、施行處々に在り。其外施行馬・施行駕籠など、毛氈・縮緬等にて飾りを爲し、男女の差別なく相應に衣服を飾りて、人を擔げ廻る事、上方邊の三四月頃の有樣に異ならず」と云へり。伊勢より此方は、參詣人も至つて少なき事なりとぞ。

米屋町伊勢屋久兵衞、伊勢へ行き、九月朔日歸り來りしが、此節にては參詣も一節程にはあらずと雖も、絶間とては無く、遠州・信州多しと云ふ。盆前、春已來參宮人より上げし處の賽錢を包みたる紙、一枚なるは悉く是を殘し、半枚又は三つ一分に切りたる端紙の分、取集めて賣拂ひしに、內・外宮共、金三百五十兩に賣れしと云へり。

當春伊勢燒失前の事なりしが、丹後元伊勢の神主、或る夜の夢に、大神宮枕上に立たせ給ひ、「此處へ今より歸り來るべし」との神の御告ありしにぞ、不思議の事に思ひしに、夜明けぬれば、大神宮の御歸りありしとて、諸方より參詣群集せしとなり。是御祓・御幣等の降りしと同日の談なるべし。然るに同國江尻村といへる處にマニ

マニフ大明神

フ大明神といへるを、土人之を皇大神宮と稱し、「此大神は此處にて誕生ましませしにぞ、伊勢の根本此處なり」と、いかに心得違へるにや、專ら斯樣に思ひ込みぬる由。七月さし入りよりして、此宮へ參詣する者夥しき事なりとて、彼地より或る方へ詳しく申來りしとて、予に語りぬ。人氣の立ちぬる事、理を以て論じ難し。併し奥丹波など一統に、御蔭參りせしに、何れも大いに金銀の工面を爲して、持出でし事故、大いに盆前差支へし事なりと聞けり。

九月十六日君侯江戸御發駕にて、御初入部あるにぞ、同苗音之丞御迎に罷越し、歸路予が方へ立寄りしが、遠州邊未だに御蔭參りの多く有りしと云へり。

下關より夫婦連にて、老母を伴ひ、相應の身元の者の由なるが、伊勢・西國を兼ねて出で來りしが、奈良へ著くと其男病に臥し、三十日計りの煩にて死す。路用金八兩持ち出でし由なるが、其金悉く宿拂・醫者の禮等に取られ、夫にても足らねば、二人共裸にせんと云へるにぞ、折節其婦人姙娠にて、臨月なる故、種々にこれを歎き、老母のみ裸になりて、衣服を與へ、襦袢一つになりて、宿屋を追出さる。是迄に國元へ金子申遣らば、何程にても登す身元なるに、主の死なんとは思はず、程無く好からんと思ひ、うか〳〵日を送る內、主は死に失せて、途方に暮れしと云ふ。御蔭參りなりとて、浮氣ながらも施行する者も有る中に、斯かる不仁の奴も有りぬ。こは十月始めの事にて、其女子が知れる方にて、一飯の施しを受け、其事を話しぬる故、哀れに思ひしかば、三百文遣はせしと云ふ。

九月の末の事なりしが、阿波座の大工の悴、近所の友を誘ひ、二人連にて參宮をなせしが、此者途中にて亂心せしやらん、狐の付きしやらん、俄にあばれ出し、山中に駈け込み、脇差を拔きて、振廻しなどせし故、其連と云へるも、漸く十六歲なれば、大いに困り果てぬ。されども道中宿屋に不自由無き樣にとて、堂島の講札を人より借りて往きしかば、宿屋々々にても程よくもてなせしが、斯かる事故、大勢の人を出して、是を捕へ、大坂へ送り屆けぬ。然るに「我は狐付きしにても無く、亂心にも

あらず」とて、當人これを諾はず。路用は悉く遣ひ果たし、百六十文計りの借金せしを、我は知らずとて、是を出さずと云へるにぞ、其連になりし者、講札を貸したる者など大いに困り果てぬ。折節療用にて、堂島なる出雲屋與左衛門と云へる方へ至りしに、其家にて其事の應對に及び、喧しく罵りぬるを聞きぬるにぞ、可笑しかりし。

高槻にては、足輕共三人申合せ、拔參りを爲し、忽ち足をあげられて、流浪の身となりしとぞ。

日向飫肥の城主の御蔭參りにて、飢に勞れし子供等を拘引かし、連れ歸りし事を記せしが、三十人計りの子供の內、江戸の者三人ありしが、半途より船を拔けて上陸せしが、路用一錢も持たざれば、其日より飢に堪へ難く、何れの國の事なりしにや、予に咄せし人も其處を忘れしと云ひしが、公儀御代官役所へ、合力の事願ひ出で、「江戸へ歸りたき旨」申しぬるにぞ、其始末御糺し有りしに、右の始末委細に申しゝかば、其旨御代官、關東へ仰せられしかば、嚴しき御吟味となり、飫肥屋敷の名代、伏見屋間右衞門、日々御奉行所へ召出され、これに關はりし綿屋武兵衞と云へる者、直に召捕られ入牢す。右拘引かされし中にも、大坂の者も數人ありと云ふ。十一月下旬の頃、何か御糺し最中にて、伏見屋間右衞門此事に付、名代の事なる故、大いに迷惑に及ぶとて、加島屋勝助へ語りぬと云へり。前にも云へる如く、大名の人拘引かし古より是を聞かず。後世にても有るまじき事に思はる。言語に絕えし事共なり。

當年は御蔭參りより引續き、京都地震、諸國風水の變有りしかども、少しも稻作の關ひにはあらざりしと云ふ。尤も奥州は少々不作なりと云ふ。されども、これ式の事にて、米拂底と云ふには非るに、新穀處々より登りぬるに、米價至つて尊く、白米一升百五六文もするやうになりぬるにぞ、玉水町加島屋久左衞門門口、吳服町にては、あき家の門口等へ張紙をなす。「新米澤山に積登るに、米價此の如くに尊き謂はれなし。こは全く持てる者共の諸屋敷の米切手を引當に取りて、金を貸しぬる故なり。已來其事止めば、米價下落すべし、若し此後切手引當に金を貸しぬるに於ては、其

浮說

家々を打碎くべし」と書きて、下に困窮人共とこれ有りし由、加島屋勝助が咄しぬるを聞きぬ。實に當年米價高き謂はれなし。これも彼の堂島の惡徒等が、利を貪れる事なるべし。

又六七月の頃より、上總・常陸等にては、寺々の石碑を亂暴狼藉し、人數五六七人掛りても、持運ひ兼ぬる程の石塔を、夜の間に何の音をも爲さで、遙なる外へ持運び、又は三四尺も土臺の石共に地中へ押込み、又は法名に朱なるは墨を入れ、墨なるは朱を入れなどするにぞ、地頭よりも嚴しき手當あつて、墓所毎に多くの番人を付け置き、怪しき者を見出し、これを捕ふべしとて、嚴しき手當有れ共、其者共いかに思ひても、眠りを生じて、堪忍び難く、驚きて目を開きぬれば、其邊狼藉してあり。漸くにして其者の形を見るに、女なれば直に是を捕へんとするに、其姿は乍ちに消え失せて、知らぬ間に番人共耳・鼻をそがれ、髮を剃られぬとて、專ら云ひ觸らせしが、後には江戸に於ても、專ら左樣の事を爲し、一番に脇坂濃州の石塔を、外に持行き、

又は地中に四五尺計り押込みぬるにぞ、「天狗の所爲にや、又は切支丹の業にや」などとて、專ら云ひ觸らしぬ。斯かる事のあるべき事なし。こは跡方も無き浮說なれども、當年は春來何事によらず、騷々しき年なりし。此等は用無き風說なれ共、斯かる事の後年に語り傳へとなりて、誠らしく後人の思へるも詮なき事なれば、この事を筆の序に書付けて置きぬ。當時すら十にして五六はこれを信ずる狼狽者有りて、誠らしく顏赤らめて、せり合ふ如くに、信せざる人を罵れるなどあるも可笑しかりし。

大和・河內其外諸國御蔭參りにつきて、道中筋に於て、男女邪淫の行限りなく、これに依つて、大和の男子阿波へ行きて養子となり、紀州の娘大和へ走りて妻となりし類、限りなき事と云ふ。一人娘・一人息子など、他國へ走りて、親々の困じぬる多しと云ふ。

御蔭參りに、京都の者一人旅行せしに、道にて大坂の一人旅行する者と連れになり、兩人申合せ、互に一人旅にては宿取る勝手も惡しければ、連れにならんと約し、其よりしては、二人連立ちて參りしが、大和の內鹿田といへる處にて、大坂の者病死す。宿屋にて、京都の者に、「好きに計らへ」と云へるに、「我はしか〴〵の事にて道連と爲りし事にて、此人は大坂の備後町の由なれば、其處へ送られよ、我は知らず」と云ひぬれども、何分にも連れの事なれば、是を捕へて放つ事なく、「彼是と申すに及ばず、連れに相違なき事なれば、其方へ連れ歸るべし。送り遣しなん」と云へるにぞ、詮方なくて、「然らば大坂備後町へ送られよ」とて、此者附添ひ大坂へ送り來りしに、備後町一圓に尋ね歩き行けども、左樣の者無しとて、これを受くる事無かりしかば、「然らば態々送り來りし事なれば、當所にて葬りたし」と云へども、其事爲さざりしかば、詮方なくて、鹿田へ持歸りしと云ふ。此旅宿屋是が爲に大いに困窮に及びしと云へり。

大和・河內は當年殊の外豐年にして、別て紅花など、近年にこれ無き豐作なりしにぞ、京都は客嗇にして、御蔭參りに施行も少なかりしかば、右の如く大地震あり、「こは神の罰なるべし。大和・河內は參宮人の世話をよくなせし故、これ全く神の惠みを蒙りしなるべし。躍るべし」とて、誰云ふ共なく、大いに浮かれ立つて、三十・五十の人人、一と群れに成りて躍り廻りしに、國中一面になりて大いに騷動し、晝とも夜とも分ちなく、老も若きも一樣にて、二日も三日も處々泊りがけに躍り歩くやうになりぬ。躍りの手は願人坊主手を付けて、願人躍りの如く、三味線・太鼓・すりがね等にて囃し、傘をさし、住吉躍りの如しと云ふ。大和內里といへるは、八幡より二里計り南なるが、此處の庄屋南周助といへるは、予が知れる人なり。其村よりも七百人計り村人一人も殘れる者なく、二百五十文にて金の幣を拵へ、これを先に押立て、囃し立て躍り歩行き、年貢等も少しも頓著なく浮かれ廻るにぞ、其幣を取上げしに、直に厚紙にて是を拵へぬる故、又是をも、囃し道具をも、或る日の申の刻に取上げしに、直に酉の刻より先の如く囃し立て躍りぬ。其囃子道具は、京都へ人を走らせ、是

を求めしが、歸る間遲しとて、伏見にて借り集めしと云ふ。此の如くなる故、庄屋・年寄是を制せんとて、人を制しに遣すに、其者も共に躍りて、歸る事なく、地頭より役人出で、嚴しくこれを制すれども、更にこれを用ふる事なし。又大坂靭のほしか問屋、大和へ多くほしかを商ひ置きて、代物受取りに行きしに、或る賣先の家に主の弟死去す。掛取に此家に行きしかども、直に其事も云ひ出し難く、先づ悔みを云ひて、「當國にては近來躍り流行の由、實なるや」と尋ねしに、「然なり〳〵。其躍り見すべし」とて、主の俄に躍り出でぬるに、妻子は三味・太鼓にて囃し立てぬ。折節近所の人々三人來り合せしが、これも共々に躍りぬるに、近隣これを聞き付けて、追追に出來り、直に三十人計りに成つて、大躍りになりぬるにぞ、態々掛取りに行きしも、其事云ひ出づる事をも得せで歸りしと云ふ。此躍り十月の始めより流行出で、十二月に至りて益、盛なり。豪家々々へ仕掛けて、躍りぬるにぞ、大なる樽に酒を詰め、肴など出せるにぞ、躍る者共の往來する樣を見るに、大なる長持五つも、六も七も、衣裳を入れて持ち步行くに、貰ひし樽肴など持行く樣、さながら嫁入の如しと

云ふ。人氣の浮かれ立ちぬる樣、可笑しき物にぞありぬ。折々は大坂へも來りて、躍れりと云ふ。年貢など其儘にて、少しも頓著せざる事なれば、地頭も迷惑となるべし。誠に怪しき年にぞありぬ。

○名張ハ伊賀ノ地名

大和八木といへる處にては、羅紗にて大幟を拵へ、縮緬にて揃の衣裳をなさんとて、大坂に求めしに、大坂にては、大層の事故拵へがたく、京都にてこれを調へ、又大坂より藝を付くる者を呼び迎へ、これに躍りの手を付けさせ、鼓・三味線・太鼓・鐘等にて囃し立て、躍りながら伊勢へ參宮。此の如くなれば、一統に之に負けまじとて、天鵞絨・緞子等にて、大幟を拵へ、衣裳をも種々の物好をなし、至つて華美を盡し、參宮する事なりと云ふ。又名張にても仰山なる事をなし、躍りぬる故、かくては何かの差支になるべしとて、地頭藤堂和泉守なり）より嚴しくこれを制し、懲しめの爲めにとて、頭立ちし者共三人を召捕り、座敷牢に押込めて、是を糺明す。然るにこれに關りし役人の家々、何れも出火にて丸燒となりぬるにぞ、「こは伊勢の御神爲し給へる業にして、

かゝる躍りの流行ぬる事なるべし。これを制する事の神慮に叶はざるなるべし」と
て、是を制する事止みしかば、愈々盛に躍るやうになりぬ。何れも藝者共の振付な
れば、思ひ付次第とは雖も、舞の手拍子なりと云ふ。

福島碇屋吉衞門といへる者、森口の上にて、一つ家といへる處の親類を訪ひしに、
其村に、大和に縁類ある者ありぬるが、大和より其家を目指して、三百人計り御蔭
躍り出來る。其様猩々緋の大幟に、金糸にて大神宮と縫付けしを押立て、男女打混
じ、男の分は羅紗猩々緋等の陣羽織を著し、浮れ立つて躍れる様、「軍といへるも此
の如き者ならんと思ひし」と云へり。此者共の辨當を仕入れし長持、十棹計りも有
りしと云ふ。又予が方へ出入する熊右衞門といへる者、人に雇はれて、尾張へ行き
しに、參りかけ森口にて二百人計り躍りぬるに、又橋本にても、三百五十人計り躍
れるを見る。其様猩々緋の大幟七本立て、七戸包の長持七棹に、御蔭躍といへる札
を立て、寒中なるに、之を昇ける人足は裸にて、雲助の様に仕立て、總人數御蔭躍と

染込みし手拭を持ち、男女共唐更紗の裁著を穿きて、躍れる様願人躍りの如く、辨當
は竹にて編みし長持に仕込み、其數大層なる事なりしと云ふ。

又大坂吉田の藏屋敷より、大和小泉の家中なる親類の方へ到りし者あり。大いに躍
りはずめるにぞ、「何故此の如くに浮かれぬるや」と尋ねしに、「總て作物例年に倍し、
別して綿は常に倍して多く得し上に、當年諸國不作にて、直段高かりし故、倍々の利
を得たり。御蔭に非ずして、此の如き事あるべからず、躍らずに居らるべきかは」と
答へしと云へり。又俵本は織田の領分なるが、「御蔭躍すべからず。若これをなさ
ば、發頭人を召捕り、嚴科に行ふべし」となりしかば、一統に起り立ち、每家に殘らず
出で大いに躍りをなし、「領中殘らず嚴科に行はるべし。一人も殘るべからず」とて、
大いに躍り廻り、地頭詮術無しと云ふ。又柳生には、「御蔭躍の事なれば、隨分躍る
べし。さりながら、家毎に一人宛ならでは、出づる事勿れ」と觸ありしに、是をもよ
く守りしと云ふ。

人買船

御蔭参りせし子供等拘引かせし人買船、召捕られぬる由、豊前小倉より大和屋林藏方へ申越候書付左の通。頭書此拘引し別の事のやうに專ら取沙汰せしが、是も伊東の業にて、此舟へ頼み入れし由、みくりやのゐひと云へる女なれば家中の士是を犯し懐姙せしめしと云ふ。言語に絶えし事ともなり。其餘別に拘引し連れ歸りし子供等も、悉く公儀より御召寄せになりて是を送り來り、二十人計り附添ひ、醫者も一人有りと云ふ。此度拘引せし内大坂長堀邊の女子一人ありしが、日々泣き悲みぬる故、海中へ投げて是を殺せしと云ふ、此度に限らず上にても交代の節には、道中人を拘引かし連れ歸りしと云ふ。禽獸にも劣れる諸侯なる哉。

此度豊後飫肥、人買船有之候人數申上候。駕籠にて一昨日當地通り申候。御地へも參著仕候。委敷御覽可被下候。

江戸神田お玉ヶ池但馬屋源藏悴富吉、十二歳、
江戸堺町通松島丁米吉、十三歳、
京堀川船橋大工孝七悴卯之助、十歳、
右同斷辨藏悴寅吉、十三歳、
江戸牛込山里町加賀屋茂兵衛悴増五郎、當年十三歳、
江戸麻布一本松福岡屋金藏悴萬吉、十四歳、
大坂上新町近江屋彌七悴常吉、十歳、
河内みくりや村　ゐひ、十四歳、
相州箱根　友吉、十三歳、
攝津尼ヶ崎西川小林村忠兵衛悴勝五郎、十二歳、
大坂江戸堀四丁目神田屋寅之助、十歳、
江戸本所大島房州屋吉五郎、十三歳、
中尾道忠兵衛悴與吉、十歳、

右之通數十三人、日向油津浦千四百石積模稜丸船頭文吉。水主彌惣次、富高浦にて船上り仕候。寅十二月二日書

右の者共十二月廿日、大坂著。人數十三人と有れども、十五歳の者兩人ありて、都合十五人の由。右の船日向の人賣拂候地へ二里計りに成りしに、俄かに大風にて吹戻され、據なく富高浦へ船繋せしかば、十五歳の者兩人云合せ、密に陸へ上り、人家へ駈込み、始末を咄し、助を乞ひしかば、直に地頭へ訴へ、直に船頭を召捕りぬ。十五人の子供等寒中なるに、單物或は襦袢などにて慄ひ居りしとなり。地頭より

御神體代る

一統へ緋飛白の綿入を給ひて、大坂へ駕籠にて送り來りぬ。是等は運よくして歸り來りぬれども、斯様なる類尚多く候て、所々へ賣渡されて、苦しめる者も多かるべしと思はる。已に此度召捕られし者にも、同類三十人計り有ると云へり。

國分峠より十町計り側らに、ひるめと云へる所有り。此處の高山の絶頂に水神の社有りて、麓よりは五十町の登りなり。毎年一度づつ神事有りて、其節には地頭より役人參り、其扉を開く事にて、神事終れば、これを閉ぢて、錠をおろし、鍵をば役人持歸りて、平日にはこれを開く事なきに、其神體側に打捨て、中に大神宮の神體入り代り、社前にも、劍先（けんざき）の御祓降り有りしとて、大勢參詣をなし、一日に三十貫餘の賽錢をあげぬるにぞ、社邊に小屋掛をなして、商人多く集りぬ。間もなく內宮建ての勸請せしと云ふ。これも姦人のなせる業なりなどとて、種々の風說有りし。

牧方の側ら、中尾村と云へるは、人家百三十軒餘ある村なるが、近村お蔭躍り流行にて、出で躍りぬるに、誰云ふともなく、「躍らざる者は、一族其病に死し、又は其家燒け失せぬる」など云へるにぞ、さらば躍れとて、一人前二十文づつの持出しにて、緋紋羽のぶつさき羽織の揃ひにて、明七つ時、氏神の社にて、太鼓を打ち、一統是を相圖に飯を焚き、二度目の太鼓にて勢揃へをなし、未明より三番目の太鼓にて、躍り出で、凡そ三十人計り躍り廻り、年貢皆濟の時節に至り、乞を一石に付きて、三斗減せよ」とて、喧しく云募りて、遂に一石に付き一斗宛を減せしむ。されども何れも躍りに浮かれ廻り、過分の金（一人前に十二兩餘り物入と云ふ。）を使ひ捨てし上なれば、何れも借金して漸く是を納めしが、暮の拂をなす手當とては、一錢も無き者多き故、「當節季は一統拂すべからず、若し一人にても掛拂ひ致しぬる者あるに於ては、一村の拂、其者一人より濟（な）さしむべし」と云へるにぞ、偶〻貯へ有る人も、一錢をも拂ふ事無ければ、商人一統大いに困窮に至りしと云ふ。

躍りて借錢を踏み倒す

大坂にて參宮人宿泊人數

堂島濱三十目加島屋久右衞門藏に於て伊勢參宮人宿致候人數書左の通。

御蔭耳目第一　文政十三年御蔭耳目

閏三月三日、四百八十九人　四日、七百十八人　五日、八百五十人
六日、八百九十三人　七日、七百四十人　八日、六百人
九日、千八十七人　十日、千七十人　十一日、九百六十二人
十二日、千三十七人　十三日、千三百十四人　十四日、千廿二人
十五日、千四十三人　十六日、千百十五人　十七日、千百九十九人
十八日、千二百八十人　十九日、九百七人　廿日、千八百三十八人
〆一萬八千百六十四人

此内國分ヶ部

播州　男四千九百八十九人、女五千六百八人、〆一萬五百九十七人、
阿州　男千五十九人、女九百四十三人、〆二千二人、
紀州　男二百三人、女二百廿五人、〆四百廿八人、
備前　男四十一人、女三十九人、〆八十人、
備後　男百四十八人、女百十人、〆二百五十八人、
攝州　男千二百五十人、女千四百三十五人、〆二千六百八十五人、
和泉　男三百六十人、女四百六十四人、〆八百三十一人、
河内　男十六人、女十五人、〆三十一人、
備中　男四十四人、女四十人、〆八十四人、
安藝　男百六人、女八十二人、〆百八十八人、

讃岐　男百廿八人、女九十五人、〆二百廿三人、
土佐　男一人、
肥後　男四百廿二人、女四十一人、〆四百六十三人、
筑後　男五人、
豊後　男十五人、女十六人、〆三十一人、
因幡　男九人、女廿人、〆廿九人、
美作　男十八人、女五人、〆廿三人、
石見　男廿一人、女廿一人、〆四十二人、
長門　男二人、女一人、
尾張　男一人、女四人、
越後　男二人、女三人、
越中　男一人、
奥州　男三人、

伊豫　男三十五人、女十七人、〆五十二人、
肥前　男十一人、女廿八人、〆三十九人、
筑前　男四人、女三人、〆七人、
豊前　男十二人、女十六人、〆廿八人、
丹波　男七十一人、女七十一人、〆百四十二人、
伯耆　男六人、女二人、〆八人、
但馬　男四十六人、女三十六人、〆八十二人、
周防　男三人、
出雲　男七人、女六人、
南部　男二人、
出羽山形　男三人、
小田原　男二人、
加賀　男五人、女十人、

（頭書註）西行が山家集にはかたじけなさと有り後人是事を辨へざるに似たり有難しと云へるは古言に非ず

参河　男二人、女五人、
上州　男一人、
京都　男十二人、女九人、
　〆男　八千六百九十八人、
　女　九千三百八十七人、
　〆一萬八千八十五人、
外に　七十九人
又凡　一萬人、　濱納家々々にて泊り候人、
又九百人　朝飯・中飯出す。

西　すぐ　いせさんぐうみち
北　伊勢兩皇大神宮
何事のおはしますかはしられどもありがたさにぞなみだこぼるゝ

木島　男一人、女三人、
江戸　男十四人、
小豆島　男十人、女十四人、

東　すぐさいこく海道、
南　使〻參宮人安〻一夜寢食〻又每〻人與〻錢紙〻
　文政十三年寅閏三月　米仲買中

御代安らけきしるしとて、天照らすおほん神に、お蔭と云ひて詣づる事あり。寶永乙酉と、明和辛卯と、此頃となり。かゝる美事は申すも畏こけれど、倭・唐土にも類ひ無きおほん事どもなるに、此度は別きて有り難く、おほん愛度き事ども打重りたる御代なればにや、文政庚寅の彌生より、閏かけて卯月に至り、四方の國々より、伊勢のおほん神に參らんとて、多くの人この浪速の津に來るなり。かゝる愛度き御代に生れ逢ふ思出には、皆人心に伊勢のおほん神に參らまほしと、兼ねて思ふものから、八重の汐路・足曳の山路・危きかけ橋・いぶせき草枕、又は旅の調度・旅籠の代などに心惱み、或は種々の事に拘づらひて、一年三年と云ひつゝ、春秋をいつしかに過ごして、馬・駕籠さへ心の儘ならぬ老の身と成行くぞ多かんめる。さるに今年斯かる事出で來たれば、若き者は更なり。老いたるも、幼なきも、耕の暇に、吾も人もと

こゝらの人の詣づるなりけり。其の様は神の御心に叶ひて、絹著し人は稀にして、針目衣・鶉衣著つゝ、有るに任せたる菅笠に、國處の名を墨黒に書付けて打冠り、人の情を受くる爲とて、檜杓を持たぬは無くして、幾群れも〳〵、打續き限りなく覺ゆ。我が堂島は、四方の國々の、米賣り買ふ處なれば、何れの國の人しも、何となう懐かしく、渡邊橋の北つらの藏を旅屋となし、猶居餘りたるは、濱づらに住居する家のあるじ達と共に、計り置きて、その折節に己がじし誘ひ行きつゝ宿しぬ。されば、うはの空に國を出で來て、雨露を防ぎかね、又は飢に勞れし人を選び、一夜の宿を貸し、椎の葉盛りの飯を與へ、又病氣有る人には、所の醫師結緣の爲とて施藥す。

さては宿取る頃ならねばとて、行過ぐる人には、「塵に交る神の惠を仰ぎね」とて、塵紙一折を與へ、六銅の錢は、六根清淨といふ心にて、伊勢のおほん神に詣づる人の心を助くる料にとて贈るなり。贈るも惜しと覺えず、受くる人も何心なく、唯有り難き御代の御蔭なりけりとて、互に喜ぶは、畏くも例なく覺ゆ。宿せし人の數は、廿

日の内に三萬にも及び、あしと紙とを與へしは、廿萬に過ぎたり。有難き御代なれば、年を經ずして、又かゝる美事あるべしと覺ゆ。されば其時も亦此頃の如く、人々心を合せて、斯く計らひなば、掛けまくも畏き神の御心をすゞしめ、畏こくも有り難き御代に生れ逢ひたる嬉しさに、日本魂の眞心も顯はれて、自ら市場繁昌となるべし。げに昨日迄は此の習ひを忘れたる様なる若人達も、神の守の著るく、みな處風の心と也。人の爲とて喜び打群れ、足をそらにになし、夜晝となく惑ひ歩くも、大君の御惠の深ければなり。米の市人たる身は、求めて眞心に隨ひ、遠き道の國の山に咲くてふ花を移して、此浪華津に咲くや黄金の花を囃されんこそ、所の功なるべし。

文政十三年庚寅四月

加賀屋藤七といふ濱方兩替なり
堂島市隱網利漁史誌之

讀人しれず

御蔭參りをよめる

鶏が鳴く吾妻の果ても知らぬ火の筑紫も動く伊勢の神風

扨參りする人を見て

留むる親も留められるゝ子も跡やさき行くも歸るも同じ道筋

主親のせく柵を飛びこえてまゝのかは瀬とうかれ行くなり

善惡を見つゝも聞かで猿松の云ふな親父と飛んで出でぬる

數知れず參る乙女子名は優し杓振るさまを見てはあさまし

施行の宿に泊りて、淫れたる業する者の有りぬるを聞きて、

美濃近江寐物語にものせんと施行のやどり狙ふ曲者

後附け

戯れに御蔭參りの樣を云へる後附のしやれごと、

御蔭の始め寅の春、春過夏來秋迄も、でも仰山なる伊勢參り、參る手毎に笠と杓、癪も疝氣も厭ひなく、泣く子を背に結ひ付けて、手を引く兄の鼻垂れ子、こけてだゝふむ尿をふむ、ふむ土やみたらしの施行圍子、これ喰つてなくなも御蔭にて、手ん手に貰ふ嬉し顏、顏美き女にたんとやる、やる施しは浮氣にて、手柄面する堂島は、食で魚つる下心、ろくな施行と思はれず、酢につけ名と利を貪るは、分りにけりな道しるべ、へたなる文に現はれて、でも馬なるか鹿なるか、蛙の口の淺ましく、くれる施行にふる杓の、のらも澤山有れば有り、物の哀を知る人は、僅の事と思ふべし。人の施し當にして、飛んで火に入る扱參り、參りがけから飢ゑ疲れ、勞れて迷ふ六つの道、地藏の世話やき絶えてなし。死ぬも死なぬも病み臥して、寺から里へ宿送り、送られて行く其中に、二世も三世も引著いて、鐵挺でも離れぬ病あり、理屈の外なる戀の道、道々人に笑はれて、天下に高き不正事、是にてこりよと神の罰、罰ぢや御受がなかりしと、とり〴〵譏る人の口、口は防げぬ物なれば、馬鹿も爰らで置くがよし。

又、

文政寅は御蔭年、人一番に飛んで出る、出る始まりは阿波・淡路、千尋の海を一と跨ぎ、紀州・泉州も出る堺、今は難波も堪りかね、金をも持たで飛んで行く、呉れる施行が心當、手毎に杓を振りつゝも、貰ふ燒餅・握り飯、飯炊丁稚も皆拔けて、手をつく主人は間拔者、のらの二番手播磨潟、但丹・丹波・安藝・備後、子供を背に負ひ宛も、もやくや出て行玉造、理屈親父が間拔面、面にあはうの現はれて、手ん手に杓持ち幟持つ、つゝく菅笠峠の、登り下りも辛働なく、暮れて奈良にも宿家なく、苦しき

○辛働ハ疲勞也

夜道大勢で、手に手を取つて伊勢音頭、飛んで長谷著き觀音の、飲めよ喰へよの御救を、頼む木の下雨もりて、手ん手に腹を抱へつゝ、續かぬ足に無理をして、でも情無き旅の空、そらさぬ面も青くなり、姿取亂し足痛め、銘々内が思はれて、手に手を取つておゝしんど、頓と施行の家もなく、苦しみながら萩原は、われとわが身に困じはて、果はどうなる事ぢややら、やらんせ御蔭參りぢやと、富める門邊に立止まり、泊りさせてよ御情ぢや、やつとこせいも何處へやら、埒もない事して來たと、父が悔めば母が泣く、苦しがる子のいぢらしく、くやむ群集の其中に、中に浮名の立田山、まゝの川よともゝの股、たけなる上にがき なかせ、世話やく、鶴が船渡し、相可早いかつい田丸、たまるくよ〳〵川ばた柳、氣は二見ちの朝熊しく、口舌志州の五知村や、やがて磯部に捨てられて、天竺浪子御誕生、生々世々の恥ざらし、しかも御蔭の晴れの業、さて種々の事にぞありける。

善惡を見聞きせざれの戒をきかぬ耳目の憎まれぞする

御伊勢參りと、都も鄙も浮かれ立ち、出て行く人の限りなく、菅笠產著て杓を持ち、

御蔭でな、ぬけたとせ。

御蔭參りと、拔け行く人を見れば、下駄で行く有り跣足有り、前垂手拭も其儘に、わたしもな、ぬけたぞへ。

立つ子蹙る子、旨も犬も皆わけて、門徒坊主も浮かれ出で、雜行雜修は常の事、御蔭にはお許しぢや。

堂島施行宿の入用、凡銀十三貫目、尤も鹽・味噌・炭・薪等外よりも加入する者有りて、堂島計りにてせしにも非ず。斯かる施行の中へ、彼の高名なる加島屋久左衞門より、錢十貫文・香物一樽贈りしと云ふ。人夫百人餘を以てして、泊る人の世話をなさしめ、其國處をも詳に記さしむるに、其人夫共一兩日にて、大いに勞れ果てぬる故、毎事代り合つてこれを勤む。され共火の用心惡しく、餘りに混雜すればとて、町内の年寄より、閏月廿日迄にて、之を止む、又塵紙十枚・鳥目六文づつ米相場の濱に於て、五十日の間施しぬ。これも處々よりの持寄にして、堂島ばかりにも非ず。此入用凡

そ二十五貫目なりと云ふ。されども堂島の施行は、其名を四方に知らしめて、己を利せんと欲する名利の心に出で、聊も仁慈あるに非ず。

閏月廿一日より、御靈社内芝居小屋に於て、施行宿をなし泊めし人數左の如し。

廿一日、五百二十三人、　廿二日、九百六十三人、　廿三日、千二百七十八人、
廿四日、千五百七十三人、

是も火の用心悪しきとて、四日に相止めぬ。廿五日には、右の餘り物を以て、一度の食を施し、行届かざるは白米にて一合宛遣はしゝが、此人數三千二百五十人なりしとぞ。

右の外、道修町より二百貫目、安土町三丁目・鹽町一丁目、其外處々より二百貫文・三百貫宛、玉造より東へ持出て施行をなす。其外山上金太夫三百貫文、此村よりも百五十貫文、天満市の側よりは草鞋二万八千足、芝居手打連中より餅三石・饅頭五千、

其外昆布・煙草・手拭の類、思ひ〳〵に持運びて、是を施行す。齋藤町にても、これにおだてられ、町人共そゝろに浮れ立ち、表借家百文、裏借家五十文宛を集む。予と篠崎長右衞門・尾張屋金助との三人は、三百文あてがはれしも可笑し。何れも玉造よりも東へ持出で、大なる立札に、鳥目町處を記し、こと〴〵しき有様、眞實の施行には非ず。志あらば、銘々其家々にて之を施すべき事なるに、飢に勞れて門に立ち、志を願ふ者共をば、「通れ〳〵」と云ひ罵り、斯かる業をば爲しぬれ共、其難儀せる者を見ても、憐れむ事なく、只若き女の、見目美きには、錢多く與へしと云ふ。されども斯く持出で施行せしも、町柄の處にては、一向に之無く、鴻池善左衞門は、其門口に立てる者には錢一文、天王寺屋五兵衞三文宛、平野屋五兵衞五文宛、加島屋久左衞門二文宛遣はせしと云へり。總べて斯樣の事に飛上り、名利を業とするは、端々の小町にて、面役・親分などとて、彼の男伊達とやらんの事換せし如き者共の所作にして、處柄には恥づる處なり。是にて齋藤町の淺ましき事を知るべし。

伊勢道の施行宿

中の島田簀橋南詰にて、久しき間茶の接待をなし、堂島の施行止んで後、此處にても六文宛の錢を施せしが、往來淋しき處故、格別の事にても無かりし。又北野綱敷天神の前にても、飯の施行あり。此の如き事は、處々端々に有りしかども、何れも格別の事にも非ず。又松坂の三井にては、一人に一枚宛の宿札を施行し、朝熊萬金丹屋にては、粥を炊きて之を施し、施行宿致しぬるに、七八百より千計りの人は絶えざりしと云ふ。又相可の大和屋とやらんは、御蔭始まると、直に一飯宛の施行を始めしが、外々は、施行止みぬれども、この家ばかりは始終是を續けしと云ふ。又阿波にて金千兩・枌三萬本出せし者ありと云ひしが、これは眞實とも思はれず。船渡しをなし、五人・七人・三人・十五人にても、一連の中へ、二朱宛施せし者ありと云ふ。これは阿州の者に確かに聞ける事あり。

朝熊萬金丹の大施行

高槻にては施行駕籠多く、芥川迄出し、大勢の人を乘せ歩行きしとなり。

朝熊の萬金丹屋にては、日々、七八百より、千人餘の施行宿せしと云ふ。大坂大川町加島屋作兵衞、十七八人召連れ、夫婦共參宮せしが、折節雨天續きにて、一日天氣よき事なかりしかば、山田にても宿屋に肴無くて、至つて不自由の事なりしに、朝熊へ登り萬金丹屋にて宿を乞ひしに、其日も至つて大雨にて、八百人計り施行宿爲しぬるにぞ、これを斷りしが、加島屋作兵衞なる由を聞きて、これに面會せし事は無しと雖も、紀州の緣者に續きぬる廻緣の由なるにぞ、之を泊め、「斯かる有樣なれば、聊も御馳走とては爲し難し。麁末の出來合を參らすべし」とて、之を泊め、座敷二間を明け渡し、直に膳を出せしに、本膳にて、かゝる大暴風雨にて、山田にて大夫付せしにさへ、肴なき事なるに、上下共八寸計りの鯛を、燒物に附けて出し、平にも、肴澤山に用ひしにぞ、何れも仰天せしと云ふ。斯くて夜に入りぬるにぞ「草臥給ふべし、勝手に休まれよ。此頃の雨天にて、寒さ强ければ、風を引く事もあらん。用心せらるべし」とて、絹布の結構なる夜具を、上下共一人に二人前づつ出せしにぞ、八百人に餘れる人を宿らせし上にて、かく馳走の行屆きぬるにぞ、加島屋作兵衞も、大坂にては指折の富豪なれども、大いに膽をつぶせしとて、これに附添ひ參宮せし出入の

看屋が、道具屋五郎右衛門へ咄せしと云へり。

東海道の施行

施行の人目に立ちぬるは、東海道見附の宿なりと云へり。橋の左右へ掛出しを爲し、往來道を異にして、混雜せざる樣に爲し、處々にて枇杷葉湯を煎じ、雙方の詰には、風呂を多く据ゑ、髮結床を構へ、參宮人に沐浴せしめ、食物を與へ、又施行宿も多かりしと云ふ。又尾州にては、一々本膳にて施行宿爲せしと云ふ。大和の内にても、本膳にて宿らせし家一軒ありと云へり。又參宮の華麗なりしは駿河府中にて、二軒町と云へる靑樓の老父、七十餘歲なるが、美事なる駕籠に、上をば毛氈にて包み、四方を縮緬にて卷き、絹蒲團を重ね敷き、屋根の四方へ造花の櫻をさし、抱への遊女二十人計り、一樣の衣裳にて駕籠の左右に附添ひ、荷持・駕籠の者、共に三十餘人なるが、何れも一樣の揃ひにて、御蔭參二度と記せる大幟を押立て、參りしと云ふ。道中筋にても、餘程目立ちしと云へり。

豪奢なる參宮

悲劇

龜山家中中島登が母拔參りせしに、道にて婦人の三つ計りの子を負ひて、始終後や先に步みしが、此婦人負ひし子を取られて、狂女となりぬ。又夫婦連にて當歲の子を抱きぬるが、男の其子を抱きしに、妻にはぐれ、子の泣入りて途方に迷ひぬるあり。又婦人の、連れにはぐれ、狐に化かされて、池中に溺れて困じぬる等、種々の事ありしとて語りぬ。

躍の代償

前にもいへる如く、御蔭躍り無上に流行り出し、所々方々に移りしが、天保二年辛卯春よりしては、攝州へ移りしが、四月半ば過よりしては、中山勝尾寺・箕面・池田、其外、其邊一統に始まりぬ。中にも、池田は富商多き處なり。されども身を持てる者共は、斯かる端なき業する事を恥ぢて、頓著もせでありしに、在も町も一統の事なれば、其者共にも、「娘を出すべし」と云へるを、種々に斷りぬ。されどもこれを聞入れざる故、「躍に出せる代りとして、一人の娘に銀百目づつ出すべし。是にて許されよ」と云ひぬれども、「金銀に關はりし事にはあらず。一統の事なれば、一人も不參すべからず」と云ひて、聞き入れざる故、大和屋庄右衛門などは、娘兩人持ちぬるが、漸々これを斷り、其代りとて、兩人の娘に、銀四貫目出せしとて、其手代の者委しく其事を語りぬ。其外、同人一家竝に別家、其餘富める者の娘を持てる者共の、恥ぢ

○公事ハ訴訟也

て躍りに出でざる分は、悉く身分相應の金を出だせしと云ふ。夫れより大躍りをなし、所々・方々の村々へ、躍り歩行き、屋臺など作り、衣裳など華やかの事なりしが、諸雜用等、富家の人々より出せる銀子にて、餘りしと云ふ。かくて伊丹へ躍り行きしに、伊丹は近衞殿御領にて、京都より嚴しく申付け、躍る事は申すに及ばず、外より躍りを入込ませる事を禁ぜらる。最初近邊騷々しきにぞ、伊丹にても躍りを爲さんとて、一統に浮れ上がりしに、紙屋八右衞門と云へる大家にて、處の役を勤むる者、嚴しく之を制して、さする事なきにぞ、小西新右衞門といへる大家にて、同じく役を勤むる者は、躍らすべしと云へるにぞ、小西と紙八と公事になり、京都迄出でしが、小西散々に叱られて、停止なりしと云ふ。斯くて、池田より伊丹へ躍り行きしに、其躍りを入るまじとて、法度を申し立て、是を制せしか共、聞入るゝ事なく、理不盡に入込み、躍らんとする故、終に大喧嘩となりしが、處の役人挨拶を爲し、漸々（さうく）と引取りしが、酒など大いに費せしと云ふ。又近村に禁裏の御領あり。此村より二百人計り一群になりて、伊丹に躍り行きしに、是も嚴しく制せしかば、是は何の仔細もなくして、町口より引返しぬるが、夫よりして、水口をせき止めて、水を流さざるにぞ、其村の水口を防がれぬれば、凡そ二百石餘りの田地植付もなり難く如何ともせん方無きにぞ、庄屋何某と云へる者、彼村へ到り、種々相歎き、「何卒伊丹へ躍り來たり給はる樣に」と賴みぬれども、之を聞き入るゝ事無かりしが、「近衞殿より、御法度仰出されし事なれば、定めて召捕られ、入牢すべし。たとへ一命を失ふ共苦しからず。命に代へて身に引受くる事なれば、是非共躍りに參り呉れる樣」にとて、大いに歎き、水口を塞（せ）かれて、難澁の事ども申しぬるにぞ、數度に及びて、「庄屋の右の如く歎かるゝ段、氣の毒なれぬるにぞ、大いに歡び、「有り難し」とて禮を述べ、「此上は何卒來りて十分に躍りを爲し給はれ」とて、數々勸めしかども、「庄屋の難澁せらるゝ事なれば、行くに及ばず」とて、終に行かざるにぞ、庄屋大いに歡び、引取りしが、同人より右の挨拶なりとて、若き者共へ、酒、馬に五駄と、金子五兩遣せしと云ふ。總べて斯樣の事には、近邊大いに騷々しき事なりし。

寅の年春、浪華道頓堀芝居二の替り狂言に、傾城雪月花といへる外題にて、石川五右衛門が事を作りぬる藝なり。其芝居にて、江戸役者瀬川路之助と云へる燕脂郎の、エッサッサといへる節付けし、小唄謡ひぬるが、世間一統に流行る様に成りて、立つ子・聾（つんぼ）る子までも、エッサッサと云ひて、此唄を謡はざるは無かりしが、七十に餘れる老人の、是を聞きて、「此歌の流行りし節は先年御陰參りのある前に專ら流行し、吾等も是を謡ひしに、間もな

○燕脂郎　はしやれ者也

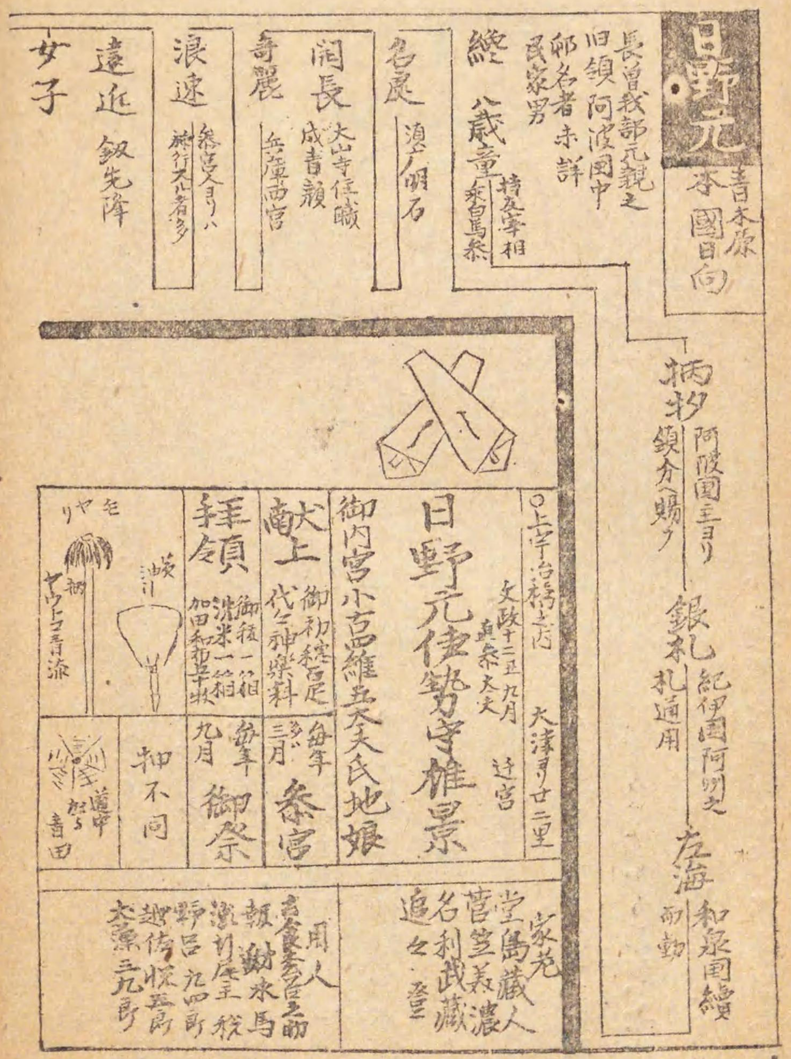
日野元
吉本原
李國日向
長曽我部元親之
旧領阿波國中
郡名者未詳
民家男
總八歳童 持五寸相
来国秀
名處 浪ノ間石
潤長 大山寺住職
成吉額
奇麗 兵庫西宮
浪速 終宵ヌヨリハ
榊行ス者多
遠近 釵先陣
女子
柄杓 阿波國ヨリ
鎭分ヘ賜ノ
銀ヒ 紀伊國阿刕之
本札通用
左海 和泉國續
所動
日野元俊勢守雅景
御内宮小百合維五衣大夫氏地娘
大上 御初穂宮定
代ノ神樂料
拜領 御祓一箱
洗米一箱
加田和泉守
南 毎年三月 參宮
毎年九月 御參宮
抑不同
抑日斷
家苑 堂嶋藏人
菅笠義濃
名利武藏
追々登
用人 高倉參宮之節
輿舁 勤氷馬
瀧村屋宗
野呂九四郎
趣侍悦五郎
大藏三九郎

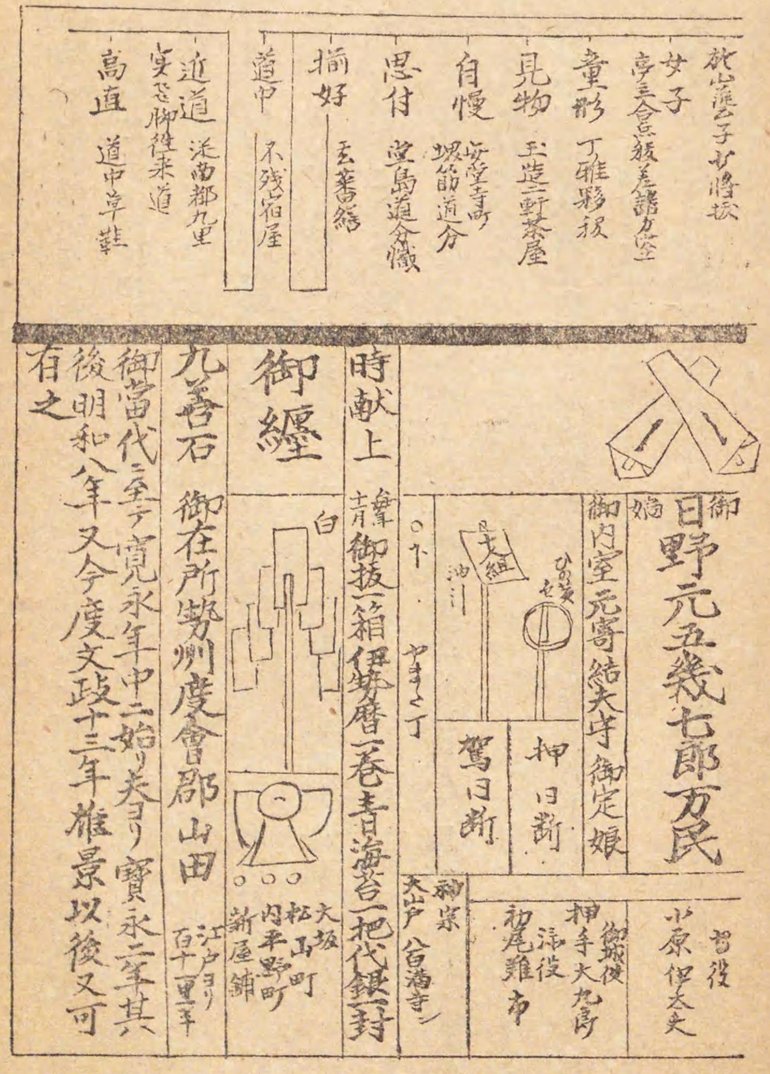
敵山深谷子水滑板
女子
亭三合点扱差譜方空
童形 丁稚影扱
見物 玉造三軒茶屋
自慢 安堂寺町
堺筋通分
思付 堂島通分濃
摘好 玉蕃結
道中 不残宿屋
道道 淀納都九里
宝ヶ脚往来道
高直 道中草鞋
時献上 辛巳
十月
御纏
九善石 御在所勢州度會郡山田
御當代ニ至テ寛永年中ニ始リ春日寶永二年其
後明和八年又今度文政十三年惟景以後又可
有之
御日野元五幾七郎万民
御内室元寄結大守御定娘
抑日斷
駕日斷
智役 小原伊太夫
御城使 押手大九郎
添役 初尾雅市
神宗 大山戸 台満寺
大坂 松屋町
内平野町
新屋鋪
江戸ヨリ 百十里半

く、御蔭參り始まりぬ。夫より六十年に及びぬれば、程なく御蔭有る前表なるべし」と云ひしを、覺束なき事と思ひしに、間もなくして、阿波國より浮れ出でて、其事始まりぬるにぞ、天口なしと雖も、人をして云はしむるの前兆なりしと思はる。故に戯れたる業にはあれども、其歌は更なり。御蔭參り始まりて後に至り、追々に板行に摺り出だせる戯れ事をも書付けぬるは、後年に至りても、其有様を知るに足ればなり。されども餘りに其數多きが故に、こゝに記しぬるは、十にして其一つにもあらず。餘はこれにて思ひ計るべし。

ことし御蔭に賣れたる物を數ふれば、笠に茣蓙・杓・草鞋（わらんぢ）や、脚袢に甲掛・飯行李、御蔭でさ賣れたとせ。

伊勢で宇治橋外宮に内宮に相の山、お杉・お玉がひく三味は、島さん・元さん・中乘さん、御蔭でさ抜けたとせ。

彌生汐干に住吉濱邊へ出で見れば、淡路島まで見え渡る、娘子の蛤つまみたい、御蔭でさ抜けたとせ。

文政十三年庚寅五月新刻
日本最上

天下隨一之御奇瑞

京繩手右門前
書林、叶屋喜太郎板、

内宮御鎮座

人皇十代崇神天皇の御宇迄は、天子と御同殿にましますと雖も、神威を恐れさせ給ひ、皇女豊鋤入姫命へ、天照皇大神宮を守らしめ給ふ。其後十一代垂仁天皇廿六丁巳年、皇女倭姫命相代らせ給ひて、皇大神宮を齋き奉り、同年九月十七日、伊勢度會郡五十鈴川上へ鎮め奉り給ふ。今の内宮なり。文政十三庚寅年迄千八百三十四年になる。

外宮御鎮座

人皇廿二代雄略天皇廿二戊午九月十六日、内宮の神勅によりて、丹州眞井原與謝宮より、豊受皇大神宮を、勢州山田原へ迎へ鎮め奉り給ふ。今の外宮是なり。文政十三庚寅年迄千三百五十三年になる。

御遷宮之式

伊勢講

人皇四十代天武天皇白鳳十四乙酉年九月、勅詔して正遷宮の儀式始まる。夫より已來此定式、廿一年目の九月毎に、造營なし給ふ。文政十三庚寅年迄千百四十六年になる。

御蔭參り故實

神代の昔御鎭座ありしより、諸國の男女參詣なす事、年々・歳々有りと雖も、おかげ參りとは稱へず。有り難くも御聖代の御代になりて、寶永二乙酉年閏四月、日本六十餘州津々浦々へ御奇瑞之れ有り、男女群集せしより、御蔭參りと號して、此時より諸國に伊勢講始まるなり。文政十三年迄百二十六年になる。

神風や伊勢の濱荻踏み散らし御蔭參りの寐所もなし油烟齋眞柳

其後明和八辛卯年閏四月、お蔭參り先年の如し。文政十三年迄六十年と成る。

天照らす神の恵の御かげとてひなも都も拔ける參宮荒木田守武、

おかげ參りの御奇瑞とかけて、大地震と解く、心は日本國が動く。

此節の富の札屋とかけて、女夫喧嘩と解く、心は挨拶の仕様がない。

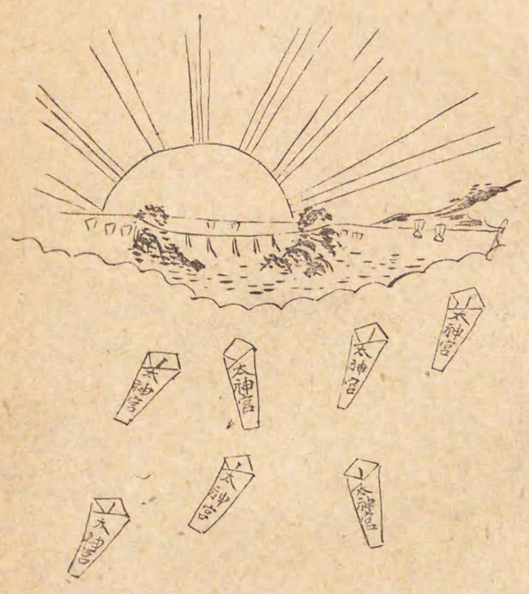

趣向した願ひ叶ふや拔參り。板元、

松柏講、福外講、日の丸講、民榮講、みよし講、玉元講

恵比壽講、ゑぼし講、堂島講、神明講、日御供講、長久講、

松葉講、大槌講、

松ヶ枝講、繁榮講、

◎講、九重講、

ふじ元講、大御供講、

イの字講、酒榮講、

打出講、天明講、

三種講、みかげ講、

三榮講、壽講、

住の江講、卯の花講、

千歳講、天滿講、

中富講、
地紙講、
大一講、
和泉講、
岩戸講、
相續講、
今出川講、
松竹梅講、
大黒講、
櫻講、
八重梅講、
幾代講、
榮講、

御柱講、
常磐講、
辨天講、
瓢箪講、
弓矢講、

右にもれたる分は板元へ御知らせ下さるべく候。

御蔭百人一首

百人一首換へ歌

天智天皇　秋の田のかり穂も多く國々の御蔭參りに家内連れつゝ
持　天皇　春もすぎ夏氣にてらし白妙のかほもほすてふ闇（くらが）りの山
柿本人丸　親の手を遂にはなれぬ稚子（をさなご）の御蔭參りは獨りかも寢ん
山邊赤人　玉造に打出でて見れば白妙の餅の施行や錢はふりつゝ
猿丸太夫　おく露の道ふみ分けて參宮の聲聞く時ぞ今朝は早おき
中納言家持　笠を著て通る娘の面ざしの白きを見れば皆ぬけにけり
安倍仲麿　劍先の振りさき見れば春日なる三笠の山ほど出し參宮
喜撰法師　わが庵は今朝程立つに宿屋つむ（○つむハ満員也）跡へ戻ろと人は云ふ也
小野小町　蚤虱移りにけりな著の儘に御蔭參りは雜魚寢せし間に
蟬丸　これや此の鄙もみやこも施せど施行の數は大坂がせき
參議篁　稚子も草鞋（わらんぢ）掛けてまゐりしと親には告げよ下向する人

僧正遍照　宮川の船の通ひ路いそぐなよせりこむ姿しばし止めむ
陽成院　宇治橋の上より落つる五十鈴川錢が積りて山と成ぬる
河原左大臣　里程（みちのり）の程さへ知（し）らず誰の世話下向する子の錢ならなくに
光孝天皇　人の爲門中に出て茶をば汲む我接待に施主はつきつゝ
中納言行平　立分れはぐれた連も御師の宿爰とし聞けば今尋ねこん
在原業平朝臣　千早ぶるかみの幟を持つはむべ唐紅のしるしかくとは
藤原敏行朝臣　諸國から伊勢に寄（よる）から寄さへや禰宜の通路人の積（つも）らん
伊勢　御受かと短き夏の夜の目も合はで此度拔け出でよとや
元良親王　老ぬれば今將（はた）同じ坊主なる身は髻（かぶら）にて行かんとぞ思ふ
素性法師　今來んと云ひし連をば有明の安堂寺町に待出づるかな
文屋康秀　足弱に神の御蔭の有りぬれば宜（むべ）山道も輕しと云ふらん
大江千里　忌服（ものいみ）の懸る者こそ悲しけれ我身獨の留守には有らねど

菅　家　此度は何も取りあへず抜參り前垂れ掛の姿のまに〳〵

三條右大臣　名にし負ば大坂程の施行にて下向する迄有る由もがな

貞　信　公　送來る人も抜けたき心あらば今より參れ連となりなん

中納言兼輔　昔から別て御蔭の御祓は是非降るとてか不思議成らむ

源宗行朝臣　山里は日々に客こそ増けれ宿家もどこも行ぬと思へば

凡河内躬恒　心あてに借らばや借らむ初旅のおき惑はせる白菊の帶

壬生忠岑　唯獨りつれ無く見えし抜參り杓振る計り憂き物は無し

坂上是則　天照らす神の使と見るまでに此處や彼處に降れる御祓

春道列樹　山川に橋をかけたるしがらみは流れもさせぬ助なり鳧

紀　友則　雨具無し光長閑けき春の日としづ心なく抜て行くらん

藤原興風　誰をかも知る人にせん伊勢參り揃の外の友ならなくに

紀　貫之　旅はいさ心も知らず古市のはなぞ一夜の契りなりける

清原深養父　抜し子の親は宵から明る迄今日は何處に宿や取るらん

文屋朝康　知らざりし親は一と度嚴しきはさへぎり止めぬ玉造口

右　近　叱らるゝ身をばしらず抜出し人の心の知れずもある哉

參　議　等　相の山お杉お玉に當てる錢餘りてなどか殘り有るべき

平　兼盛　四分なれど遣に出に鳧此度は發起したかと人の問ふ迄

壬生忠見　抜參伊達こきの名は立にけり人知れずこそ浴衣染しが

清原元輔　かへりきな互に人に押されつゝ闇り峠ゑひ越さじとは

中納言敦忠　相見ての今の心にくらぶれば昔にまさる御蔭なりけり

中納言朝忠　此事の知れてしあらば伊勢道の人をも吾も慌ざらまし

謙　徳　公　抜る共云ふべき人は抜けやらで是も御受に因ぬべき哉

曾根好忠　施しを當てにする人飯をたべ行方も知らぬ旅の路かな

惠慶法師　伊勢參留守守る宿の淋しきに人こそ見えね昨は來に鳧

源　重之　錢を愛(を)み岩程かたいおのれさへ砕けて物をやる心かな

大中臣能宣朝臣　施行宿飯を炊く日の夜は泊(とめ)て錢を遣り宛人をこそ思へ

藤原義孝　たんと米貯へざりし宿屋さへ永くもがなと祈りける哉

藤原實方朝臣　斯とだにえやは合羽に杓笠やさしも知らじな吳る思を

藤原通信朝臣　施しを受くるものとは聞き乍らちと恥かしき初乞食哉

右大將道綱母　野に寢つゝ草の枕の明る間はいかに不自由な物とはか知る

儀同三司母　施しの行先まではかたければ杓を飾りの荷物ともがな

大納言公任　御蔭歳絶て久しく成りぬれど御祓降るとまだ聞えけり

和泉式部　有らざらむ此世の外の年寄が又の御受に逢ふ事もかな

紫式部　廻り逢ひて見しやそれ共分(わか)ぬ連又はぐれにし人群集(ぐんしゅ)哉

大貳三位　參らんか否やと伊勢の風吹(ふけ)ばいでそよ人に誘(さそ)れぞする

赤染衞門　休らはで寢もせず道を夜通しにくらがり峠跡に見し哉

小式部內侍　伊勢迄は幾里の道の子を抱てまだふみも見ぬ嬶と嬶連

伊勢大輔　伊勢參奈良の宿屋へ押し掛けて皆此處の家に泊(とまり)ぬる哉

淸少納言　其れと見て例へ座敷は詰る共よも大坂の客は捨てまじ

左京大夫道雅　今は只家內抜けたと云ふ事を宿かへならでさす時節哉

權中納言定賴　御蔭ぞと阿波から和泉段々に顯はれ渡る伊勢の御利生

相模　亭主詫(わび)碌に風呂だに無き物を足も朽(くち)なん湯社(こそ)ほしけれ

前大僧正行尊　路銀をも持たで裸體(はだか)の抜參り腹より外に減る物も無し

周防內侍　杓と笠買ふ計(ばかり)なる一人住み著の儘立たん身社(こそ)安すけれ

三條院　心にも有らで下人を參らせば宜しかるべき家の御祈禱

能因法師　あら悲し皆約束の友達は立つたと聞けば氣も焦(いら)ちけり

良暹法師　淋しさは此方(こち)計りかと尋ぬれば何處も同じ參宮の留守

大納言經信　夕されば門にうろつく抜參り裏の空家に皆とめぞする

祐子内親王家紀伊　音に聞く施行はすれど皆恩にかけしや袖の濡も社すれ

前中納言匡房　酒札に隣し施行出しに扈此町からも出さずは有りなん

源敏行朝臣　ぬかりける人も拔しか親方の烈かれとは祈らぬものを

藤原基俊　飼置きし主も知らず不思議にて御祓受て犬もいぬめり

法性寺入道前關白太政大臣　二軒茶屋打出で見れば參宮の施行を貰ふ押しつ押れつ

崇徳院　明日早み立と急るゝ仕立屋が何でもおまに合んとぞ思ふ

源兼昌　詐されて殘した兄の泣く聲に幾夜寢覺めぬ内のてゝ親

左京大夫顯輔　有明の月を便りに夜の間より拔出づる人の影ぞ冴けき

待賢門院堀川　何方の者とも知らず黒髪の亂れてあれば結てこそ貰へ

後徳大寺左大臣　東へとゆきつる方をながむればたゞ菅笠の月ぞ並べる

道因法師　思ひきや扨も時節になる者を參りたえぬは御蔭なり扈

皇大后宮大夫俊成　世の中に鬼こそなけれ迷ひ入る山の奥にも只泊てやる

藤原清輔朝臣　ながらへば又此度も參るのに留守をする身ぞ昔戀しき

俊惠法師　夜もすがら拵へ出來て明けやらぬ六つ前から連來り扈

西行法師　はしれとて誰かは道をいそがする駈落貌なる拔參かな

寂蓮法師　白むしの露もまだ干ぬ竹の皮に湯氣立登るまた握り飯

皇嘉門院別當　單衣物皆袢纏の揃へさへ身をやつしてや拔け參るべき

式子内親王　足弱よ拔けなば拔けよいきのりに闇り峠弱りもぞする

殷富門院大輔　見せばやな日和續きに下向して燒にぞやけし色は眞黒

後京極攝政前太政大臣　乳呑子の泣くや宿屋の入込に誰共知らず押れても寢ん

二條院讃岐　我子供怪我さへせぬは永の旅の人こそ知らね守り神德

鎌倉右大臣　淀川に常にもがもな施主有て下の船のたゝで乘せしも

參議雅經　遂に出ぬ内の娘子今朝拔けて古郷遠く伊勢に行くなり

前大僧正慈圓　おほけなく伊勢路は今は嫌ふかな我が神國の墨染の袖

入道前太政大臣　連れ誘ふお蔭の空の雪ならでふり行く物は伊勢の御祓

權中納言定家　來ぬ人を待てと松坂その世話をやくや子供の氣も揉れつゝ

正三位家隆　風そよぐ奈良の宿屋の夕暮は幟ぞ連のしるしなりける

後鳥羽院　人も好し我も嬉しゝ惜しげなく蔭思ふ故に物惠む身は

順徳院　百敷や尊き宮居は仰ぎても猶餘りあるみかげなりけり

御蔭耳目第二　おかげの抜作

天地循環して五行を生じ、五行起つて四季あり。されば春過ぎ夏來りて、歳月時日六十年を一順とし、巡り〳〵て暫も休まず。茲に御蔭參りてふ事侍り、遠き昔は知らず、近くは寶永二年閏四月に、此事始まり、夫より六十八年を經て、明和八年より、今文政十三年迄六十年にして、又もや閏三月此事行はれ、老たるも若きも、差別なく勢廟に詣づること夥し。其元は阿波・淡路の國より始め、次第に押移りて、紀伊・和泉・攝津の地にひろごり、京都に流行來るより、横町の豆腐屋の息子も抜け、東町の鍛冶屋の丁稚も抜け、追々に我も〳〵と抜ける程に、金岡が畫きたる馬も夕べ抜け、圖らずくさめした邪氣も一てきに抜け、又は主人が間抜で、手代が抜け、亭主がふぬけで、嬶が抜け、祖父が腰抜けで祖母が抜け、夏の街では犬の交合が抜ければ、かしこの人立にては手拍子で歯の脱けるもありて、道中の群集もの凄まじく、宿屋宿屋の風呂の底が抜けるやら、天狗も知らぬ桶の輪が抜けるやら、或はぬけそこなうて拍子の抜けるものやら、揚句のはてには性根が抜け、鼻毛が抜け、そろ〳〵智

惠までが抜ける様子なれば、餘りの事に呆れると頤が抜け、頻りに笑へば臍が西國する筈なれども、やつぱりこれも伊勢へ抜けるは、扨々古今珍らしき抜け參りなり。されば此抜け目なき時節に、かくの如く抜ける事のはやるは、全く世の緩かになるべき驗なめれど、みだりに此書を造りて悦ぶものは、難波のあしばやに、伊勢の濱荻をたどりたる宵思案の朝立なりき。

文政十三年寅の閏やよひ

○定而一心二千里如二隣家一。

参りたい〳〵氣が重りて、

つひには癪の種とこそなれ。

○お蔭參り頻りにして、阿波の國より凡五六萬人出でける由にて、領地の殿様より、二百挺の駕籠に、四百人の歩役を出し給ひ、道中にて足を痛める者を助け給ふは、誠に聖代のしるしと、有り難くこそ。

なにはづに舁くや此駕籠抜參り
今をはづみと舁くや此駕籠

○おかげ參り追々に登り來る程に、京都には七條米市邊の人、米十石を握飯にして施行。四條小橋邊にては、日々百五十人計りに施行宿を構へ、祇園近

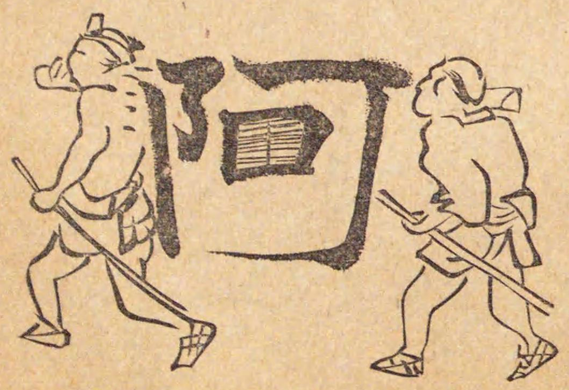

邊より、草鞋五六千人に施し、麩屋町高辻邊よ
り、煎豆五石、寶町佛光寺邊より、一人に五十文
宛施行あり。其外思ひ〳〵の施し、記すに遑あ
らず。

道々の施行を受けてすつくりと
濕手で阿波のお伊勢參宮

あはとあわの假名違ひは、ぬけ參り
のせわしさと見許し
給へ。

○阿波モ粟モ共ニあはニテ假名違ヒニハアラズコノ斷リガ間違ヒ也

○おかげにて大勢首尾よく國
を立出でたる人を見る。

趣向した願ひ叶うてぬけ
參り

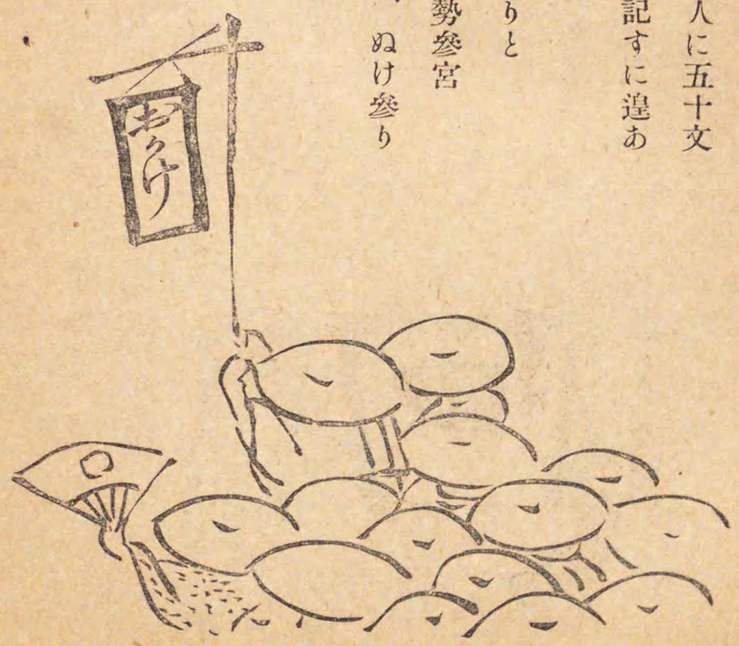

○家内殘らず拔けたる人ある由を聞きてよめる。

千早振神代も聞かずたつた今嬶つれやひも皆拔くるとは

○或家の夫婦、互に拔參りを爭ひ、大喧嘩をなしけるが、隣家の挨拶にて仲直りを
なすとて、女房に德利を持たせて、酒を買ひに遣りけり。其隙に旅裝ひをなして、拔
出でんと思ひけるに、豈計らんや、其德利を店の端に殘し置きて、嬶から先へ拔け
たるは、誠に大笑ひ〳〵。

とつくりと親父を欺して飛
んで出た嬶賢し親父とろく
さし

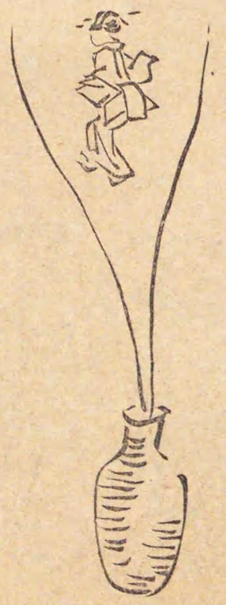

○又さる家に、手代・小者等七人計り召遣はれけるが、或る朝いつもより店の起きや
う遲しとて、內より起しに出でられけるに、こは如何に、店中の七人、寢所より其儘
に拔け出で、一人も有らざりけるとぞ。いとをかし。

明方やすつぽり夜著を拔け參り

○抜参り追人をかけたるに、其追人も亦歸らずと聞きて詠める。

抜参り追人の者に逢坂も粟津も同じ伊勢の同行

○處々に天降り給へる御祓は、皆人の戯れ事に拵へたるものなりといふを聞きて、よめる。

お祓の千早降りしは嘘にせよ
祭る心に誠こそあれ

○主人・父母の心に違ひ、愚にも抜参りをなす輩（ともがら）を戒む

百のくち
六文ばかりぬけ参り
人に不足の
智恵を見られて

○お蔭参りの施行所々に多かりければ、姿を

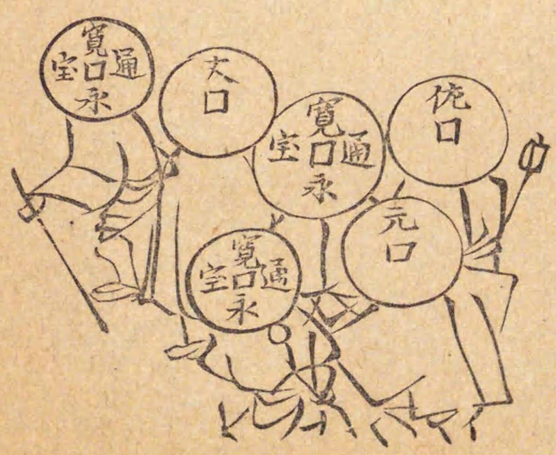

伊勢参りにやつして、其施を貪る者あり。いと憎くし。

よい貌で施行貰ふや
似せ参り

何程姿をやつしても乞食のふりは角錢々々。

○施行の草鞋に足を痛めたる者を見てよめる。

施行する軒端に
つるの草鞋（わらんづ）も
履けばや足を
かめとなりけん

○角錢ハ隠センチキカセタリ

○釣ルニ鶴ヲキカセ嘴ニ亀ヲキカセタリ

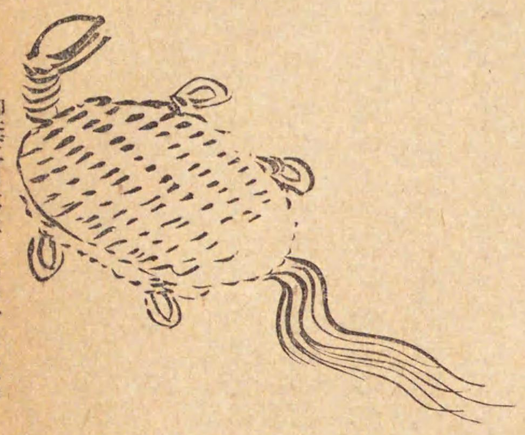

御蔭耳目第二　おかげの抜作

お蔭参道中の口合新謎

佐々木四郎高綱とかけて、阿波の参宮船と解く。心は宇治川の先陣、諸國抜参りの高名第一。

此節富の札屋とかけて、夫婦の喧嘩と解く。心は挨拶の仕様がない。

此頃の芝居とかけて、道中の宿屋の主と解く。心はお蔭で居所がない。

笠屋と杓屋とかけて、富士の雪と解く。心は高値（たかね）にふる。

棒の稽古とかけて、道中の群集と解く。心はエイトウ〳〵〳〵〳〵。

歯ぬき屋の居合刀とかけて、手に付かぬ職人と解く。心は抜けるは知れた事。

夜の間の大雪とかけて、抜け参り長家の家主と解く。心は朝起きて吃驚。

初午とかけて、玉造見物と解く。心は馬場で辨當。

下手の鐵砲とかけて、兵庫たいさん寺と解く。心は當り外れる。

燒芋屋とかけて、安堂寺橋から奈良までの道と解く。心は八里半。

奉公人の出奔とかけて、滿願寺の開帳と解く。心は宿の迷惑。

大どんじきとかけて、施行の親玉と解く。心は堂島から出す。

お染久松とかけて、堂島施行宿、同じく風呂と解く。心は藏の内と外。

天道人を殺さずとかけて、塵紙施行場の混雑と解く。心は捨てる神あれば拾ふ神あり。

阿漕（あこぎ）が浦に引く網とかけて、施行場へ來る非人と解く。心は度重なれば顯はれにけり。

火方の新參（しんまゐ）とかけて、堺の大施行と解く。心は幟持つてうろたへ探す。

左京大夫道雅とかけて、抜參りの相談と解く。心は人傳てならで云ふ由もがな。

段富門院とかけて、雨具持たずの抜參りと解く。心は濕れにぞ濕れし。

藤原の義孝の上句とかけて、美しき者に施行と解く。心は君が爲めにくからざり

し命さへ。

同じく下の句とかけて、堂島の施行宿と解く。心は長くもがなと思ひけるるかな。

元良親王とかけて、抜參りの追手と解く。心は身を盡しても逢はんとぞ思ふ。

藤原道信朝臣とかけて、早過ぎて施行宿の戸口から戻つた人と解く。心は明けぬれ
ばくるゝものとは知りながら。
順徳院の御歌とかけて、此前のお蔭参りはこんな事ぢやなかつたと云ふ老人と解
く。心はなほ餘りある昔なりけり。
川越の名號とかけて、伊勢路の雲助と解く。心はかくととぶ。
猫の戀とかけて、抜け参りの迷子と解く。心は泣く〳〵尋ねる。
闇の錦とかけて、長谷から戻る人と解く。心はきた甲斐も無し。
唐津船の湊入とかけて、小娘の抜参りと解く。心は□□もの□がなし。
あばれ後家とかけて、よい衆の参宮と解く。心は杓持と違ふ。
お蔭とかけて、錢なしのぬけ参りと解く。心はやつぱりおかげ。
露のにしめとかけて、施行駕籠に乗る女童と解く。心はあしが弱い。
お石となせとかけて、宮川と解く。心は御前なり渡しなり。
判官の切腹場へ來る由良之助とかけて、九州の抜参と解く。心は遲かりし。

田村の謡とかけて、大神宮のお賽錢と解く。心は雨霰と降りかゝつて。
大地震とかけて、大神宮の御徳と解く、心は日本國が動く。

大おんな板

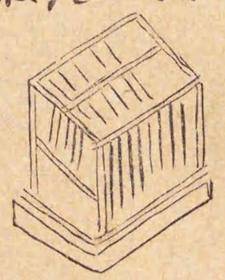

おかげとりづくし

立伊勢
一名おかげとり

六十一年目にお祓が降ると飛び出だす。阿波から始まり
西は九州薩摩潟、出た人數は、阿波始め百廿萬もあろ。せ
ぎやうと云ふと皆集まるなり。渡場の茶店で休んでゐる
間に、乘合が多い故、船を出だすと遠國者、吃驚して走り出
すを、茶屋の娘が「オイ〳〵茶代をおかんか」「ヨイ〳〵お

かげぢや」というて走り行く。そこで遠國ならば、さゝよいよい。船は出て行く、おかげで走る茶屋の娘は出て招く。おやかたと云ふ田に住む故、氣儘に飛ぶ事ならねど、三月の中頃から貰ひ溜めをさらへて、暗雲（やみくも）に闇がりさして飛び出すと、「ぬけいたか〳〵」と呼ぶと、「お蔭でナぬけたとサ」と鳴く。又戻ると、あしのあがる事あり。

一文なしの枝に巣を組み施行を當に飛んで出た。處が道中では、たゞはとめぬ故著物を賣つて、裸になつて戻り、「お蔭がない」と負け惜みに泣く。裸體で道中がなるものかとは此事なり。

日に燒けて色黑く、十二三日振りで戻る。足を痛めると廿七日かゝる。參宮廿七と算盤から割り出した故、算用は合へども錢が足らぬので、太夫さんで借つて戻り、しん

どいしんどいと鳴く。足に豆が出來た故、まめで戻つた。駕籠を持つて、「年寄來い年寄來い」と鳴く。血氣な者が乘せて呉れと云ふと、「若い者は跡から來い」と云うて、さつさと舁いて行く。但し若い姫は乘せたがる。是はまめがすき故なり。

取締りある鳥にて、山道に掛かつても、立石に氣を付けるゆゑ、迷はぬなり。「四十にして惑はず」と聖人も云へり。また六十からの鳥はおかげに二度遇ふゆゑ、これで二度だが、つがもないとしやれる。三方荒神のお蔭で、足はいたまぬ。

頭に毛がない故、入口で付け鬢を買うて、つむりを拵へる。そこでかいつむりといふ。夜に入ると古市へすつこんで、赤貝を取つて食ふ。かげもない鳥なり。

古市に住んで、晩になると、「よい〳〵〳〵」と唄ひつれて踊る。お蔭で夜晝人に醉うたゆゑ、いせのようたのひとをどりともいふ。この鳥を一寸抱くと、路銀を吸ひ取らるゝ。

かいしよなしに巣をくみ、近所の友達がすゝめても、ようは参らず。四めん九めんも出來ず。十面つくつて鳴いてゐる。

節季の朝、御祓が降つてきたを、ちよいと拾ひ取ると、近所から我も〳〵と頂きにくる。夜に入ると、門口から「米屋八兵衛でござります。はらひを頂かせて下され。」「はらひけさ渡した。」「イヤお祓さんを」「これはしたり掛取かと思うた。」

田舎の鳥は木賃々々と鳴いて、あをにでも止まれども、繁

華の鳥は旅籠々々と鳴いて、けちな所では止まらず、ちいと待遇變ると、夜中とも言はず、飛び出だす。きかん木に住み、むかう水をのむ鳥なり。

聲のよい鳥にて、大坂離れて、はや玉造から謡ひ出し、姫の連れになると聲で受けさして、宿屋の雜魚寐で一寸やり、さても羨しき鳥なり。

眞面目な顔で、馴れ〳〵しう連れになり、油斷を見て、路銀をひつ浚へて、跡を晦ます。道者にばけてゐる事も有るか、どうちや知らん。

羽交を奇麗にして浮かれ出で、牝鳥連れの後になり先になり、いやみして一所に泊まり、奈良の旅籠屋・三輪の茶屋で、めんどりを締めに掛かり、蹴らるゝ事もあれど、旅の恥はかき捨てと云うて、何とも思はぬ氣の強い鳥なり。

かてうの藪に住む牝鳥にて、親鳥と二人連れで、錢のありさうな息子連に尻目使うて思ひつかし、かはいがらすなり。錢の有る者は、道中で何ぢややら分らぬ故、滅多にはかゝらぬ。かはいがらすがヱイ何ぢややらとは此事なり。

店先の鉢の中に、砂糖・醤油につかつてゐれども、買手が多いので、小さくなり、高く止まる。それでも羽が生えて飛ぶ。又施行にも出れど、是はつき〳〵のもち故、そばに水鳥がついてゐる。

理屈臭い鳥にて、若い者連の世話燒顔して、宿屋の算用をごちや雜ぜにしたり、土産の買物のうはまへはねる爪の長い鳥なり。

頭に烏帽子を戴いて、頻にだい〳〵を好む鳥なり。此頃は參りは多くてもだい〳〵がない故、有難迷惑ぢやと鳴く。

身上棒大盡

抑、此御身體は總て黄金にして、廓中には金銀を多く遣捨てたり。御本地は傾城國空泣涙如來なり。御前立には、てれつく天王、大なる棒を持給ふ。一度此棒を振る時は白氣を吹出し、御身體を棒にふり給ふ。常に太夫好きにして、たいこ末社を連れ、金銀の花をやり、又季節には、御祓を降し給ふ。御信心の御方は、百年目に當つて、編笠一蓋紙子一つにせんとの有難き神の御しやくせんでござる。

親方持一夜しゆつぼん　このもちは、食物にあらず。至つてそゝうなり。見る時は、すいにして、飛上りも有り。總て金銀を出し、まづ使ひたがり、一夜にぬけ出づる事あれば、歸る事ならず。故に世界第一の阿呆物なり。

道中き　此きは彼の順ノ風聽ニ千里ニの如く、居ながら山川宿々を知る。され共一つの講なくては手に入れ難し。今は講なくても手に入る。これ神のお蔭なり。嘘ぢやない、本の事でござる。

おかげ杓　阿州豐年百姓人所持。　この杓一度振るときは、路銀を泡にする有り難き神の御神杓なり。

おしやれ大菩薩　道中一番なぶり本尊、一とうさんざいの御作、そうみじやくくせんたんにして、腋の下ぷん〳〵と匂ひ、御襟元には虱の玉を持ち給ふ。一夜御通夜いたす輩は、此千手觀音と化して、のりうつり給ふ。誠に不思議の尊女なり。又竈にありて飯を炊き給ふ故、菩薩の名あり。

足のそこ豆　此豆一度出づれば、取れどもでる。減る事なし。不思議の豆なり。

道をしへ棒　町内若い者の作、夜書立通し。

護摩の灰　神のおかげにて今は外に無し。

施行かご　足六本なり。内二本は、短くて見えず。黒く惡魔の如くなれども、信心深き故に、神のかごと申すなり。

是より内陣入切手はわづか、こくどうでござります。

青面大黒天、毛澤山上開寺の一ヶ物、

此様だいはお姿美しく、紅・白粉を絶えず付けたり。常に鮪の足を多くかぶり給ふ。一と度笑ひ給へば、堅き鮪もぐにやく〳〵となる。御前に大なる口ありて、鮪の入る事度々なり。故に□□とも申すなり。神道にては、おほあなもちの命と申すなり。もり奉るに、御じんたい重く。物入多くして、今は持つ人なし。故に足をあげ給ふ。又御顔常に青くして青面とは申すなり。一度御逢ひの輩は傘一本にせんと の御誓言でござる。又或時は若衆の如くなり給ふ。お盃はけちえんで出ます。近く寄りて御逢ひなされませい。お逢ひのすみましたるは、左を〳〵とお下げなされませう。昔より祕佛でござりますれど、此度邪淫戒めの爲、御開帳でござります。

新板見立 道中通用御蔭賽錢

○こたへられま錢、

いづれ百の口
六文程抜けたる
不足錢なり。

○施行はしま錢、
表しぶとうして、
心の裏に吝き文字あり。

○でつちでん寶、
表には夫れと知らさず、
心の裏に出行くたくみの
文字あり。

○道中通行、
是さへ澤山なれば、行くも止まるも
自由なり。

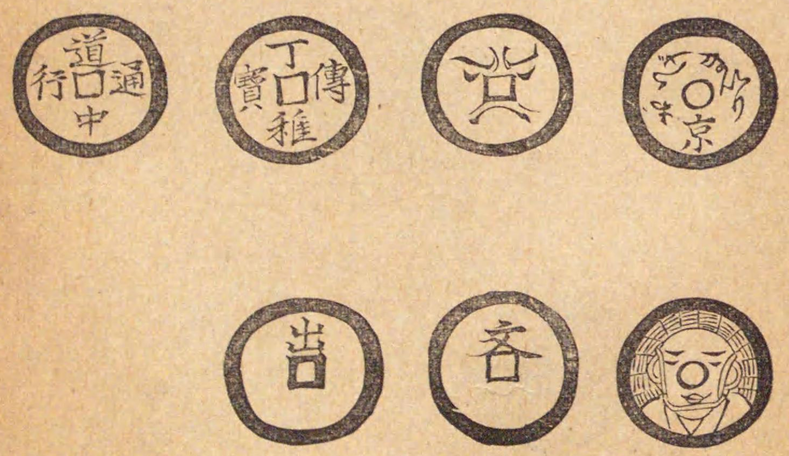

○連の數をよみ錢、
　これ貰ひ溜めの
　　へそくり錢なるべし。
○矢橋の船錢、
　この錢、風荒き日は、なんせんなり。
　　用心すべし。
○施行駒、
　一名落しはしません。
○肩がつづきま錢、
　長うはつゞかぬ、なまくら錢なり。
○はなれま錢、
　一名おきません、
　　又らくだせんともいふ、

○宿はござりま錢、
　一名道中夜通しにて、
　　ねられませんなり。
○やてがん錢、
　此節は、一向に
　　錢になりませんといふ。
○日の出をはい錢、
　此錢汐のさし引によつて、
　　なみせんにたつといへり。
○戻つたらよ錢、
　一名主親へ言譯を何とせんなり。
○おさいせん、
　一名有難うてなりませんといふ。

○のちにはかく錢、
　報謝宿にて、親爺なし
　　子を孕みたるのきせんなり。
○忠孝神寶、
　一名御たくせん
　　とも云ふ。

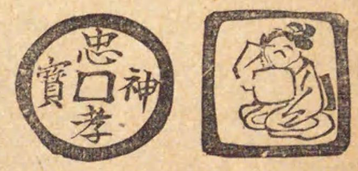

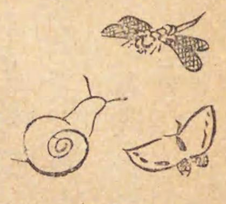

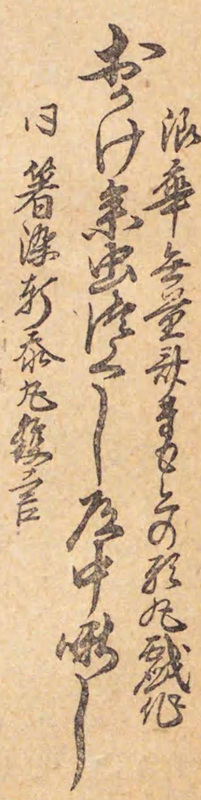

文政十三年春三月、虱も花見に出づる頃より、蚤の四月、蚊の五月に至り、秋津蟲の形なる此國の宗廟伊勢天照皇大神宮へ諸國在々・村々・蝶々より、御蔭參りとて、親父の毛虫のいふ事は、蚯蚓にもかけず、女房のおきく蟲や、蜂姫は云ふに及ばず、螃(こしほそ)なるいとじも、乳母も、蝙蝠も、芋蟲の様な子を從がへ、栗蟲の様な子を背負ひ、腕白太郎の油蟲も蜾(さそ)り合して、下戸も上戸も蚤助も、くむ水蟲の心ぐみも、米踏蟲も仕事を休み、家主守宮(やもり)へ届け置く。氣も飛火蜘、夜明の東虱に出づるもあり、蛭中に蟬の如くぬける事、貴となく賤となく、皆でて蟲の出て行く。螂蛆(うじ)々々として、參らぬ者は、紙蟲(しみ)たれのやうに口をしさに、家内は獨りむしもるす蚘(いやり)するものなく、雨

具には笠蓑蟲を用意して、杓取蟲を携へ、路用には少々の金蟲や、蚊の蟲を蚊蟲し、大坂にては蛆のこしきにて米蟲を蚊のつく餅にあらねども、いく百の餅を施行に貰ひ給ひしは、伊勢路へとんで火に入る夏の蟲、安堂寺町を一筋に、蟻の渡わたりの如く續く。足元は百足の竝ぶに似たり。わあ〳〵と云ふ。之は幾萬人の蚊の鳴く如くにて、峠の闇りさして泊らんとす。道中の賑はしさは脚高の蜘助や、子子擔ぐ荷持迄、蠅々の聲絶間なく、轡蟲の潔よく、馬遣ひ蟲の馬子殿も、三寶荒神に乘りかきて、天道蟲の日和よく、坂は照る〳〵鈴鹿は蜘る、あひの土山雨蟲ふると、唄うて行くをおしやれめが、引いてて〳〵まひ〳〵蟲、肌に碓り金つけ、やんまのある客は、古市で買ふ女郎蜘、大酒に過ぎて虎蟲と成ると雖も、蛙さへ歌よむものと思案して、盃や身も眞赤な酒蚤が、とらんといへば、おさへるもありとなん。興し〳〵と蛙の行列、向ふを見ずに行けばつけ込むごまの灰。蚘蟲の物蟷螂と、ねがけかゝるを蛸ないと、蜂拂ふやう拂ひのけ、無難に道を行く事は、御蔭參りの蜻蛉と、しん肝に銘じつゝ、鈴蟲の音のいさぎよく、伊勢の宮居に蠅禮し、二見の浦の蛤も、

むしの縁かと思はれつ。蹴津の里を打過ぎて、又かへる子のくぼたより、蟄蟲出づる土山を、登ればちんばひき蟇、厠の蟲にはあらねども、草津の里を早や越えて、都の名所の其中に、愛宕山より米蟲へ、廻り〳〵て蜩や、我家はかへり松蟲の、程を案じて土産物、鱶とゝのへ伏見より、船蟲に乘り灯の、かへるが如くかへりけり。其人の曰く、「ヤレ〳〵道中にて、宿屋々々で大勢の、移り虱に食はれて、難儀いたしました」といへば、連の曰く、「虱は生物故、其筈なり。我は草鞋に足を食はれて難儀した」。

百足屋蚊蜂郎。

取次、　小にし氏、

板元　大坂くちなは坂

ゑつさ〳〵〳〵

春の鶯引　なにきて寝やる。引　花を枕に引　霞かけ、よい〳〵〳〵引、アゑつさ〳〵

ゑつさ。

船の船頭衆は引　なに著てねやる。引　楫を枕に引とまかける。よい〳〵〳〵引、アゑつさ〳〵〳〵。

かはづ丸こそ引　名作なれど、引　主と妾(わたし)が引　手はきれぬ。よい〳〵〳〵引、アゑつさ

角の芝居にて路之助唄ふ、

安藝の宮島引廻らば七里。引　浦は

七浦引七恵比須。よい〳〵〳〵引、

アゑつさ〳〵〳〵。

同淀の川瀬の引水車さへも、引　誰を

待つやら引くる〳〵と。よい〳〵

よい引、アゑつさ〳〵〳〵。

是よりかへうた

ゑつさ〳〵。

ぬしは白梅引　わしやこひまつへ引　唄で

さ〳〵〳〵。

ゑつさ〳〵ぶし

三段目で路之助唄ふ

雨に打たれて引色も香も抜き

よが、引散らせとむない引梅の

花。よい〳〵〳〵引アゑつさ

ゑつさ〳〵。

是よりかへ唄

此處はどこちやと引鴎にとへ

ば、引　わしはたつ鳥引　浪にと

へ。よい〳〵〳〵引アゑつさ〳〵〳〵。

大津くも助引　何をきてねやる、引　石を枕に引簾(す)をかける。よい〳〵〳〵引、アゑつ